

平成27年第1回与論町議会定例会会議録

目 次

会期日程	(4)
第1日（3月11日）	
開 会	6
開 議	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
町長の施政方針説明	7
議案第 7号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法 律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例	20
議案第 8号 与論町行政手続条例の一部を改正する条例	21
議案第 9号 与論町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	22
議案第10号 一般職の任期付き職員の採用等に関する条例の一部を改正する 条例	24
議案第11号 与論町税条例の一部を改正する条例	25
議案第12号 与論町立保育所設置条例の一部を改正する条例	26
議案第13号 与論町介護保険条例の一部を改正する条例	27
議案第14号 与論町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及 び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防 のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正 する条例	28
議案第15号 消防団員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例	30
議案第16号 与論町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改 正する条例	31
議案第17号 与論町立認定こども園の運営に関する条例の一部を改正する條 例	32
議案第18号 与論町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に 関する基準を定める条例の制定	33
議案第19号 平成26年度与論町一般会計補正予算（第9号）	34
議案第20号 平成26年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第5号） ..	36

議案第21号	平成26年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	39
議案第22号	平成26年度与論町介護保険特別会計補正予算（第3号）	40
議案第23号	平成27年度与論町一般会計予算	41
議案第24号	平成27年度与論町国民健康保険特別会計予算	42
議案第25号	平成27年度与論町後期高齢者医療特別会計予算	43
議案第26号	平成27年度与論町介護保険特別会計予算	43
議案第27号	平成27年度与論町と畜場特別会計予算	44
議案第28号	平成27年度与論町農業集落排水事業特別会計予算	44
議案第29号	平成27年度与論町水道事業会計予算	45
特別委員会設置及び委員の選任について		46
議案第30号	与論町茶花生活館の指定管理者の指定について	46
議案第31号	与論町立長へき地保健福祉館の指定管理者の指定について	47
議案第32号	与論町朝戸児童館の指定管理者の指定について	48
議案第33号	与論町麦屋へき地保健福祉館の指定管理者の指定について	49
議案第34号	与論町古里青少年センターの指定管理者の指定について	50
議案第35号	与論町那間へき地保健福祉館の指定管理者の指定について	51
議案第36号	与論町叶生活館の指定管理者の指定について	52
議案第37号	与論町城青少年センターの指定管理者の指定について	53
議案第38号	与論町東区青少年センターの指定管理者の指定について	54
議案第39号	与論町地域福祉センターの指定管理者の指定について	55
議案第40号	与論町観光開発拠点施設「サザンクロスセンター」の指定管理者の指定について	57
議案第41号	ゆんぬ体験館の指定管理者の指定について	58
散　　会		61

第2日（3月18日）

一般質問		66
高田豊繁君		66
町 俊策君		78
林 敏治君		83
麓 才良君		91
喜山康三君		103
福地元一郎君		118
散　　会		124

第3日（3月20日）

議案第23号 平成27年度与論町一般会計予算	129
議案第24号 平成27年度与論町国民健康保険特別会計予算	129
議案第25号 平成27年度与論町後期高齢者医療特別会計予算	129
議案第26号 平成27年度与論町介護保険特別会計予算	129
議案第27号 平成27年度与論町と畜場特別会計予算	129
議案第28号 平成27年度与論町農業集落排水事業特別会計予算	129
議案第29号 平成27年度与論町水道事業会計予算	129
陳情第1号 町道内赤崎線の早期舗装整備について（環境経済建設常任委員長報告）	132
陳情第7号 与論町におけるキジ退治に関する陳情	132
発議第1号 与論町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件（野口靖夫議員ほか3人提出）	134
役場庁舎建設検討特別委員会の中間報告の件（役場庁舎建設検討特別委員長）	135
議員派遣の件	139
閉会中の継続審査・調査について	139
閉会	140

平成27年第1回与論町議会定例会会期日程

月	日	曜日	議会日程
3	11	水	本会議(開会、施政方針、議案審議) 予算審査特別委員会(事業予定箇所調査)
	12	木	予算審査特別委員会
	13	金	予算審査特別委員会 委員会
	14	土	休日
	15	日	休日
	16	月	常任委員会
	17	火	
	18	水	本会議(一般質問) 常任委員会
	19	木	予備日
	20	金	常任委員会 議会運営委員会 本会議(閉会)

平成 27 年第 1 回与論町議会定例会

第 1 日

平成 27 年 3 月 11 日

平成27年第1回与論町議会定例会会議録
平成27年3月11日（水曜日）午前9時23分開会

1 議事日程（第1号）

開会の宣告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 町長の施政方針説明
- 第5 議案第 7号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
- 第6 議案第 8号 与論町行政手続条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第 9号 与論町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第10号 一般職の任期付き職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第11号 与論町税条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第12号 与論町立保育所設置条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第13号 与論町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第14号 与論町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第15号 消防団員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第16号 与論町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第17号 与論町立認定こども園の運営に関する条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第18号 与論町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定
- 第17 議案第19号 平成26年度与論町一般会計補正予算（第9号）
- 第18 議案第20号 平成26年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 第19 議案第21号 平成26年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

- 第20 議案第22号 平成26年度与論町介護保険特別会計補正予算（第3号）
第21 議案第23号 平成27年度与論町一般会計予算
第22 議案第24号 平成27年度与論町国民健康保険特別会計予算
第23 議案第25号 平成27年度与論町後期高齢者医療特別会計予算
第24 議案第26号 平成27年度与論町介護保険特別会計予算
第25 議案第27号 平成27年度与論町と畜場特別会計予算
第26 議案第28号 平成27年度与論町農業集落排水事業特別会計予算
第27 議案第29号 平成27年度与論町水道事業会計予算
第28 特別委員会設置及び委員の選任について
第29 議案第30号 与論町茶花生活館の指定管理者の指定について
第30 議案第31号 与論町立長へき地保健福祉館の指定管理者の指定について
第31 議案第32号 与論町朝戸児童館の指定管理者の指定について
第32 議案第33号 与論町麦屋へき地保健福祉館の指定管理者の指定について
第33 議案第34号 与論町古里青少年センターの指定管理者の指定について
第34 議案第35号 与論町那間へき地保健福祉館の指定管理者の指定について
第35 議案第36号 与論町叶生活館の指定管理者の指定について
第36 議案第37号 与論町城青少年センターの指定管理者の指定について
第37 議案第38号 与論町東区青少年センターの指定管理者の指定について
第38 議案第39号 与論町地域福祉センターの指定管理者の指定について
第39 議案第40号 与論町観光開発拠点施設「ザザンクロスセンター」の指定管理者の指定について
第40 議案第41号 ゆんぬ体験館の指定管理者の指定について

2 出席議員（10人）

1番 林 敏治君	2番 高田繁君
3番 町俊策君	4番 林 隆壽君
5番 喜山康三君	6番 供利泰伸君
7番 野口靖夫君	8番 麓 才良君
9番 福地元一郎君	10番 大田英勝君

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（16人）

町長 南政吾君 副町長 川上政雄君

教 育 長 町 岡 光 弘 君	總務企画課長 沖 野 一 雄 君
会計管理者兼会計課長 林 英登樹 君	税 务 課 長 久 留 満 博 君
町民福祉課長 酒 勺 徳 雄 君	環 境 課 長 福 地 範 正 君
産業振興課長 鬼 塚 寿 文 君	商工観光課長 富士川 浩 康 君
建設 課 長 山 下 哲 博 君	教委事務局長補佐 池 田 美知博 君
水 道 課 長 末 原 丈 忠 君	与論こども園長 岩 山 秀 子 君
茶花こども園長 阿 多 とみ子 君	那間こども園長 高 田 りえ子 君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事 務 局 長 川 畑 義 谷 君 係 長 川 上 嘉 久 君

開会 午前9時23分

-----○-----

○議長（大田英勝君） ただいまから、平成27年第1回与論町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大田英勝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、1番林 敏治君、8番麓 才良君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（大田英勝君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月20日までの10日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月20日までの10日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（大田英勝君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項につきましては、印刷して配付しておりますが、その概要につきましては、事務局長に朗読させます。

なお、本会議に提出されました請願・陳情につきましては、請願・陳情文書表のとおり、関係常任委員会で審査をお願いします。

事務局長。

○議会事務局長（川畠義谷君） 諸般の報告をいたします。

町長からへん地総合整備計画の変更に係る専決処分の報告があり、また、教育長から教育委員会活動の点検・評価報告書について、監査委員から平成26年度定期監査の結果報告及び平成27年2月分の例月現金出納検査結果報告書が提出されていますが、その写し（出納検査結果報告書については一部の写し）を配付しておりますので、お目通しください。

また、平成26年第4回定例会において議決されましたウィルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書、手話言語法の制定を求める意見書について

は、国会及び関係行政庁にそれぞれ提出しております。

なお、閉会中における町外での会議活動等については、次のとおりです。

また、議会だよりについては、12月の定例会の内容を特集した「よろんちよう議会だより第114号」を全世帯及び関係機関等に印刷配布してありますが、編集作業に当たった広報委員をはじめ、御協力いただきました関係者の皆様に感謝申し上げます。

以上で報告を終わります。

○議長（大田英勝君） これで諸般の報告を終わります。

—————○—————

日程第4 町長の施政方針説明

○議長（大田英勝君） 日程第4、町長の施政方針の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） おはようございます。よろしくお願ひします。

平成27年第1回与論町議会定例会の開会にあたり、新年度における町政運営の基本方針及び当初予算の概要等について申し上げ、町議会議員並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

よろしくお願ひいたします。

はじめに。

我が国は、今年先の世界大戦による破壊的な打撃から奇跡的な復興を遂げ、戦後70年という記念すべき年を迎えます。

日本が短期間で世界の経済大国としての地位を築き上げた経済成長を得て、本町も一時期の日本の最南端の島として脚光を浴び、急速に発展してまいりました。

しかしながら、沖縄の日本復帰とともに観光は低迷し、農業や漁業を基幹産業とする島の経済は大きな打撃を受け、緩やかな人口減少を余儀なくされています。

一方、バブル崩壊後の長期的な経済の低迷や国際的な競争力の低下に加え、少子高齢化による人口減少に伴い、2040年には日本の896の地方自治体が消滅の危機に直面しています。いわゆる「増田レポート」によると、与論町は鹿児島県で消滅の可能性のある自治体の1位となっています。このような中、昨年、国におきましては、直面する人口減少と超高齢化に取り組むため、内閣官房に「まち・ひと・しごと創生本部」が設置され、「長期ビジョン」と「総合戦略」が示されました。安倍内閣が打ち出した地方創生は、国と地方が一体となり、深刻な人口の減少を地方の創意工夫によって最小限に抑制されるために策定された一大プロジェクトです。

政府が描く「地方創生」を実現するためには、我が島に若者が定住し働く、子供を産み育てる環境を整えるなどの少子高齢化対策が重要であると考えています。

さて、本町の第5次与論町総合振興計画は、今年で5年目を迎えます。これまでの町営・県営の宇和寺住宅整備事業、観光施設整備事業、最終処分場建設、企業誘致による雇用の創出、町税の徴収率の向上など、各分野において一定の成果を上げているものの、行財政改革など残された課題も多く、現在「第2期の実施計画」において見直しを行っているところです。

平成27年度は、『第5次与論町総合振興計画』の「第2期の実施計画」を基にして、与論町の将来の展望を示す「人口ビジョン」と、今後5年間の目標や施策の基本的方向性を示す「地方版総合戦略」を策定し、本町の将来を見据えた効果的、効率的な施策を町民の皆様とともに推進してまいります。

予算編成の大要。

次に、平成27年度の予算編成の大要について申し上げます。

まず、国における政府の新年度一般会計予算は、裁量的経費のみならず義務的経費も含めて聖域を設けずに大胆に歳出を見直し、民需主導の経済成長を促す施策に重点を置いた編成が行われ、対前年度比0.5パーセント増の約96.3兆円となっています。

一方、県における新年度の一般会計当初予算は、国の平成26年度補正予算である地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用して実施する事業と一体となって行財政運営戦略を踏まえた行財政改革を進めながら、経済や雇用の回復等に軸足を置いた編成が行われ、前年度比3.3パーセントの約8143億円となっています。

こうした中、本町の平成27年度一般会計予算の編成に際しましては、安心・安全なまちづくりの構築等を重点に対前年度比14.53パーセント増の43億3139万円の規模となりました。また、特別会計においては国民健康保険（事業勘定）事業、と畜場、介護保険事業、農業集落排水事業、後期高齢者医療などの合計で前年度比7.14パーセントの16億8015万円となっています。

加えて、企業会計の水道事業会計（事業費用ベース）については、前年度比1.73パーセント減の1億9115万円となっています。

これらの一般会計、特別会計、水道事業会計を加えた予算総額は、62億269万円で、前年度に比べて11.87パーセントの増となっています。

歳入歳出予算の概要。

次に、一般会計を中心に歳入歳出予算の概要について御説明を申し上げます。

1. 主な歳入予算について

まず一般会計歳入予算のうち、基幹的収入である町税は3億1483万8000円で前年度比で約517万1000円、1.7パーセントの増です。

地方交付税につきましては、19億5049万2000円と、前年度より180万1000円の増額で計上しています。

県支出金につきましては、前年度より1964万4000円の減額、2億8224万円となっています。

町債の総額は8億1951万6000円となり、うち臨時財政対策債が1億3391万6000円、辺地債が1億870万円、過疎債が8400万円、一般廃棄物処理事業債が3億8700万円などとなっています。

なお、予算編成の過程で生じました財源不足につきましては、財政調整基金から5498万2000円を繰り入れて対応することとしています。

2. 岁出予算における主な事業等について

次に、一般会計歳出予算のうち主要な施策・事業について説明を申し上げます。

まず衛生費は、ごみ焼却施設整備費6億3187万円、農林水産業費においては、茶花漁港水產生産基盤整備等の漁港管理費1億5337万6000円、農林水産物輸送コスト支援事業費2283万6000円、土木費で町単独改良事業費9255万7000円、地方道路交付金事業費1億780万4000円、矢口団地整備事業費1億2833万1000円、教育費では多目的運動広場整備事業2658万1000円などと計上しています。

なお、町債の元利償還に係る公債費につきましては、対前年度比マイナス5.4パーセント、3249万2000円減の5億6964万2000円となっています。

分野ごとの具体的な政策・事業等。

次に、新年度の具体的な施策・事業等について、各分野ごとに御説明を申し上げます。

第I 保健・福祉・医療

1. 保健衛生について

(1) 健康づくりの推進

① 町民の健康づくりに関する長期ビジョン「健康よろん21」に基づき、これまで実施してきた実績を踏まえた健康づくり事業・施策の継続実施

② 各種がん健診・結核検診の実施及び受診率向上による、がん及び結核の早期発見と予防対策

③ 百寿のまちづくり50人委員会及び各種団体との連携による「健康福祉フェスタ」を開催し、町民の健康と福祉の向上に向けた啓発活動の展

開

- ④ 「8020運動」の推進による妊娠期から高齢者までの歯科口腔保健対策事業費の継続実施

(2) 母子保健の推進

- ① 島外における妊婦健診・出産の際の宿泊費及び交通費に対する公費助成制度の継続実施
- ② 妊婦健診に対する公費助成の継続実施
- ③ 母親学級の開催、乳幼児健診及び健診後の各種相談や教室の継続実施
- ④ 地域ICT活用利用による、導入したモバイル胎児心拍伝送システム(子宝プラス)の活用
- ⑤ 医療支援を必要とする未熟児に対する養育医療費の給付継続
- ⑥ 島外での特定不妊治療を受診する際の宿泊費及び交通費に対し、離島地域不妊治療支援事業による公費助成を継続実施

(3) 感染症対策の実施

- ① 定期予防接種費用に係る町費助成の継続実施
- ② 昨年度から「水痘」と「成人用肺炎球菌」のワクチンが定期接種に追加されたことから、尚一層の定期予防接種事業の充実

(4) 火葬場に係る業務管理及び運営の円滑化

- ① 管理・運営に係る委託業務体制の安定的・継続的な充実
- ② 火葬炉の増設による安定した事業運営

2. 医療・介護・福祉について

(1) 国民健康保険事業（事業勘定）及び後期高齢者（長寿）医療制度の推進

- ① 医療費及び保険給付費の適正化を図るため、ストレッチ水中運動、エアロビクス教室等の健康づくり活動、精神障害者の社会復帰における訪問指導、心の健康づくりなどに力点を置いた保健事業の継続実施
- ② 40歳以上の加入者を対象にした特定健康診査（糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査）及び特定保健指導（健康健診結果に基づく保健指導）の充実
- ③ 「特定健康診査等実施計画」に基づき実施した実績の検証と更なる充実
- ④ 県後期高齢者医療広域連合と連携した後期高齢者医療（長寿）医療制度の円滑な運営及び事業推進
- ⑤ 生活困窮者の自立支援の推進
- ⑥ 市町村民税非課税世帯を対象にした臨時給付金継続実施

⑦ 児童手当受給者を対象とした子育て世帯臨時特別給付の実施

(2) 高齢者福祉の増進

- ① 老人クラブ等の運営活動の継続支援
- ② 敬老者に係る政策事業の継続支援
- ③ 独居老人及び災害時要援護者等に対する支援の充実
- ④ 介護給付費の適正化及び介護保険事業の健全運営
- ⑤ 地域包括支援センター及び介護予防拠点センターにおける高齢者等支援活動の強化（組合相談や介護予防事業、権利擁護事業等への取り組みなど）
- ⑥ 第6期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画の策定と介護保険事業・施策の充実

(3) 障害者福祉の推進

- ① 与論町障害者福祉計画に掲げるノーマライゼーション（障害者や高齢者などと健常者を区別することなく、誰もが「普通に暮らせる社会」を目指す考え方）の具現化に向けた施策・事業の継続推進

(4) 児童福祉の充実

- ① 就学前の子供たちを対象に、幼児教育及び保育を一体的に行う「認定こども園」の継続実施
- ② 町子ども・子育て支援事業計画に基づく保育の量的拡充・拡大・確保、保育の質的改善の推進
- ③ 「町子育て支援金条例」に基づく、少子化対策及び出産支援金（奨励）のための施策事業の継続実施
- ④ 児童手当による児童手当の支給（6月・10月・2月）

第二 産業の振興

1. 産業生産基盤の整備について

豊かで住みよい農村づくりを推進するため、平成27年度も引き続き町民の御理解と御協力を得ながら、効率的な農業生産の確保に努め、次の農業農村整備事業を実施してまいります。

(1) 県営農地整備（畑地帶担い手育成型）

岸本地区の継続整備

- (2) 県営農地整備（畑地帶担い手支援型）第二真正地区の継続整備
- (3) 県営農地整備（畑地帶担い手支援型）叶地区の継続整備
- (4) 団体営農業基盤整備促進事業前浜地区の新規整備
- (5) 多面的な機能支払い交付金事業の本格実施

2. 農業の振興について

日本の農業を取り巻く環境は、円安による輸入資材の高騰や農畜産物の輸入攻勢、産地間競争の激化、農業従事者の高齢化に伴う担い手農家の減少及び消費者の食の安全安心への関心の高まり、加えて国のＴＰＰ交渉の国際化の動きなど、ますます厳しい環境になっています。

このような中にあって、本町の農業振興については、台風災害からの生産回復と安定生産を目標に、さとうきび、畜産・輸送野菜、花き・果樹を重点品目とする複合経営の一層の推進を図ってまいります。

(1) さとうきびの振興について

- ① 早期の生産回復・増産を図るため「さとうきび生産基金」などを活用し、薬剤防除や緩効性肥料等の助成
- ② 農家の経営安定対策のため、関係機関・団体との連携強化による農業共済制度の加入促進

(2) 園芸の振興

- ① 輸送野菜の生産拡大・品質向上のための種子代、トンネル施設及びパイプハウス等の資材の一部助成
- ② 生産技術及び生産体系確立のための各種講習会や研修会の実施
- ③ 農林水産物輸送コスト支援事業の活用による農家経営の安定

(3) 畜産の振興

畜産については、昨年度後半より価格が上昇し、安定して好調を維持していますが、引き続き次のこと取り組んでまいります。

- ① 優良素牛導入補助金の増額による高齢母牛の更新と増頭
- ② 飼料作物種子導入による低コスト飼料の確保
- ③ 敷料供給による畜産環境の改善及び防疫対策の徹底

(4) 環境保全農業の推進

- ① 堆肥センターの良質堆肥を活用した環境保全型農業の推進
- ② 有機認証農家やエコファーマーの育成及びかごしまの農林水産物認証の推進

(5) 耕地防風林の造成推進のため防風林用苗木代の一部助成の実施

3. 水産業の振興について

水産業の振興については、漁業資源の減少や漁価の低迷等、依然として厳しい状況にありますが、今年度から始まる新離島漁業再生支援交付金を活用した諸事業を実施するとともに、農林水産物輸送コスト支援事業の活用による漁家の経営安定を図ってまいります。

4. 漁港の整備について

漁業従事者の漁船の安定確保と施設整備の充実を図り、漁港として機能強化を図ってまいります。

- ① 茶花漁港水產生産基盤生産
- ② 南海岸防災基本計画に基づく漁港区域の事業化推進

5. 海岸保全事業の推進について

ハキビナ地区で今年度より実施される海岸防災林造成事業と平成28年度新規採択予定の海岸保全施設整備事業（高潮対策事業）の推進に努めてまいります。

6. 商工観光課の推進について

町内の商工観光業については、台風災害に見舞われたことによる影響もあり、内需が鈍化し、観光業においても入込客数が減少しておりましたが、近年与論島がテレビの全国放送で幾度か取り上げられたこともあり、回復傾向にあります。

27年度は、地方創生のための地域住民生活緊急支援交付金を活用した消費喚起プレミアム旅行商品券助成事業を実施いたします。これは、旅行会社の商品に与論町内で使用できる商品券を付加して販売することにより、誘客を促進するとともに、商品券の流通により、町内消費の拡充を図るもので

す。
また、奄美振興交付金の航路航空運賃軽減事業等により、郡島民や観光客の交流と物流の活性化が期待されることから、引き続き、航空会社や船舶会社との連携強化を図るとともに、沖縄エリアを起点とした誘客システムの造成にも努力してまいります。

そこで、次のことを重点施策として商工観光業の振興・発展に努めてまいります。

(1) 商工業の振興

近年、本町でも少子化や高齢化、さらには通信販売の普及により商店街を取り巻く環境は大きく変わり、厳しいものがあります。このような中で、本年度のプレミアム旅行商品券で島内消費喚起を促し、商工業の活性化を推進してまいります。

また、商店街等の開催するイベントをサポートすることにより、活力のある組織育成に努めてまいります。

① 誘客対策

(ア) 航空・船舶会社及び各旅行業者・観光連盟関係者機関への積極的な

アプローチ及び緊密な連携の強化

- (イ) 各種イベント等の内容充実【ヨロンマラソン2016（第25回）】
 - (ウ) 各種メディアの活用、取材・撮影協力及び高速インターネットを活用するとともに、ホームページ等内容の一層の充実によるPR活動の推進
 - (エ) 観光協会主催各種イベント（ヨロン島ファン感謝祭最終年度、サマーオープニングフェスティバル）を活用した島内外への情報発信
 - (オ) 「ゆんぬ体験館」を活用した島全体を体験フィールドとした体験型観光（修学旅行など）の推進
 - (カ) 県観光連盟や奄美群島観光物産協会及び沖縄コンベンションビューロー主催事業の中で、キャンペーンの主催やPR活動を一層推進するなど各島々と連携したケースメリットを生かした誘客活動の展開
 - (キ) 魅力ある観光地づくり事業等の県単独整備事業や奄振国庫補助等の導入による観光地としての景観整備
 - (ク) 商工会観光協会と連携したフットパスコース策定及び受け入れ態勢の構築
- ② 受入態勢の充実
 - (ア) 貴重な自然や文化資源を観光資源として活用できるよう景観美化を進めながら、体験メニューの充実や新たな旅行商品の企画造成
 - (イ) 老朽化した観光施設の整備及びリニューアル化の推進
 - (ウ) 民泊受入等着地型観光推進のための態勢づくり推進

③ 推進体制の充実

- (ア) 観光を担う人材の育成やガイドの養成
- (イ) 関係機関及び各種団体等の役割分担の明確化による連携体制を確立し、文化交流やスポーツ活動等積極的な地域間交流の促進
- (ウ) 観光ルネッサンス事業の具現化と、島観光の最高の財産である最大の可能性である「人観光」「ヒューマンツーリズム」への町民への意識構築に向けた取り組み

第III 生活環境の整備

1. 道路・交通について

交通基盤の整備につきましては、町民生活の利便性の向上や各種産業振興を図る上で必要不可欠であることから、次の事業を行ってまいります。

(1) 町道

- ① 久保里線・増木名線・叶線・田仁線支線・前岸線の改良舗装整備
- ② 朝戸城線の舗装整備
- ③ 社会資本整備総合交付金継続事業上田線及び那間茶花線の改良舗装整備
- ④ 町道の部分改良や路肩法面・路面補修等の維持管理と点検、整備
- ⑤ 町道等の改良整備に伴う適切な登記嘱託事務の促進

(2) 県道

茶花小学校前交差点の事業化推進と、東区十字路や茶花中央通り空港茶花線の未改良区間について、早期着工整備が図られるよう強く要請してまいります。

(3) 港湾・空港

県と連携し、与論空港における運航船舶や旅行業者及び荷役作業等の安全性と利便性や円滑化が図られるよう港湾施設の整備を推進してまいります。

また、与論空港については、空港施設のより一層の安全性が図られるよう努めてまいります。

- ① 与論港の岸壁面のエプロン補修、用地舗装
- ② 与論空港における要改善箇所の改修や空港の安全利用の推進
- ③ 防災基本計画における与論港供利地区海岸線の事業化推進

2. 住宅の整備について

町内の公営住宅の需要や町営住宅の老朽化に対応するため、民間賃貸住宅の需要状況等を考慮しつつ、町営住宅の建設を推進してまいります。

- (1) 既存町営住宅の耐震診断、公営住宅ストック総合改善事業の実施
- (2) 台風災害による自律再建が難しい方々への町営住宅10戸の建設
- (3) 県営住宅指定管理業務の執行
- (4) 家賃収入事務の更なる合理化の推進

3. 水道事業について

水道事業については、公営企業として使命と責任を十分認識し、経営コストの削減に努め、町民生活に欠かせない安全・安心な生活用水の安定供給に努めてまいります。

- (1) 水質の安定
 - ① 浄水場の機能充実
 - ② 水源地の水質監視
- (2) 経営の安定

- ① 料金改定の検討
- ② プラントの運転コストの削減
- ③ 高い有収率の維持継続
 - (ア) 配水量流量監視システムによる流量監視
 - (イ) 老朽管の耐震管への布設替
- (3) 施設の危機管理体制の整備
 - ① 台風時の監視システムの充実
 - ② 耐震化等安全対策の実施

4. 農業集落排水事業について

集落農業集落排水事業については、次のことに取り組んでまいります。

(1) 管理運営

- ① 施設の適正管理による環境汚染の防止
- ② 加入率の向上と生活環境の保全及び収入の確保

5. 環境保全について

環境保全については、町環境総合計画に沿って、次のことを推進してまいります。

(1) ごみ処理

- ① 適正なごみの分別意識や不法投棄防止等の啓発
- ② リデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再利用）の「3R運動」の推進による環境（循環）型社会の構築
- ③ 町内で排出される可燃ごみ排出量抑制及び廃棄物処理施設の延命化、廃棄物処理費用関連の財源確保等のため、前年度に引き続き一般廃棄物処理手数料の改正準備
- ④ 27年度、28年度において清掃センターの老朽化に伴う建替え
- ⑤ 清掃センターの老朽化に伴う建替えのための準備業務

(2) し尿処理

し尿処理施設建設に向けた準備を進めながら、合併処理浄化槽の年次的整備（国庫補助事業）を継続実施し、環境整備及び地下水の水質保全を図ります。

(3) 美ら島づくり（緑化推進）

パナウル王国にふさわしく、花と緑豊かな島づくりのため、島全体の取組となるような花の苗の提供や島のイメージにふさわしい花木の植栽を推進し、自然と環境に対する意識が高まるような島づくりを進めてまいります。

6. 消防防災・防犯・交通安全について

消防防災・防犯・交通安全については、次のことについて取り組んでまいります。

(1) 消防防災

- ① 広報活動等、町民の防災意識の高揚の推進
- ② 消防団員の補充や訓練の実施、消防資機材の整備や防災行政無線の維持管理の充実による消防防災体制の強化
- ③ 各自治公民館の自主防災組織と連携した防災訓練の実施

(2) 防犯

- ① 防犯灯の維持管理等
- ② 警察及び与論町防犯協会、ユンヌ安心パトロール隊との連携した啓発活動の展開

(3) 交通安全の推進

- ① 警察及び交通安全協会等の関連機関と協力した各種啓発活動の展開

第IV 教育・文化

本町の教育は、日本国憲法並びに教育基本法の理念、県の教育方針、地域教育行政の教育目標に基づき、第5次与論町総合振興計画を踏まえ、国際化・少子高齢化・高度情報化など、変化の激しい社会に即応できる能力の伸長を図り、心身ともに調和のとれた人間の育成に努めます。

学校・家庭・地域社会との一層の連携を図り、「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」を目指し、「与論町の教育的な言動や風土を生かした誠の教育・生涯学習を推進」します。

そのために、「豊かな心と健やかな体を育む教育の推進」「社会で自立できる生きる力を育む教育」「開かれた学校・信頼される学校づくりの推進」「地域全体で子供を守り育てる環境づくりの推進」「生涯にわたって学べる環境づくりとスポーツ・文化の振興」を重点施策として掲げ、教育委員会の活性化を推進し、教育行政の充実を図ります。

1. 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

基本的な生活習慣を身に付け、法やまりを遵守し、規律ある適切な行動ができる主体的・積極的な人間を育てることが重要です。

本町は、「誠の島」と謳われ、「東洋の海に浮かび輝く一個の真珠である」と讃えられている美しい自然と風土があります。この環境を生かし社会でたくましく生き抜くために、他人を思いやる心や夢や理想を持ち、粘り強く学び努力をする礎となる体力・気力を醸成する教育を推進します。

2. 社会で自立できる生きる力を育む教育

子供たちがグローバル化し、変化の激しいこれからの中学校で、適切に対応して生きるために、基礎・基本を確実に身に付けるとともに、自ら学び、考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する能力を育む教育を推進します。

特に、月1回の土曜授業の導入と、その推進・充実に努めます。

また、本町で継承されている伝統・文化を尊重し、それらを育んできたふるさと・郷土や国を愛し、誇りにする態度を養うことや、望ましい勤労観・職業観を身に付けさせます。

さらに、情報教育や環境教育などの社会の変化に対応した教育や特別支援教育など、子供の状況に応じた教育の推進にも努めます。

3. 開かれた学校・信頼される学校づくりの推進

学校の教育活動を適正にするため、保護者・地域住民から学校教育に対して幅広く意見を聞くことができる、双方に意見交流が行える、開かれた学校・教育委員会づくりを推進します。

また、学校運営を充実させ、教職員資質の向上や保護者・地域との連携を深め、安心・安全な環境づくりを通して、信頼される学校づくりを推進します。

さらに、幼稚（園）・小学校・中学校・高等学校との連携を充実させ、より一貫した教育の推進が図れるようにします。

4. 地域全体で子供を守り育てる学校づくりの推進

教育の振興は、地域・保護者の担う役割が大きいものです。本町は、PTA活動が活発であり、伝統、体育・スポーツ・文化的な地域行事も受け継がれており、子供を「島の宝」として地域で育てる風土が残っています。

今後も、種々のグループ、コミュニティ、関係機関等の活性化、さらに相互の連携の充実を図り、地域全体で子供を守り育てるための取組を推進します。

5. 生涯にわたって学べる環境づくりとスポーツ・文化の振興

町民が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたってあらゆる機会にあらゆる場所で学べる環境づくりを目指します。

スポーツ活動は、心身両面にわたる健康の保持増進に必要なものであり、郷土の伝統文化や文化材を守り育て、様々な芸術に親しむことは、ふるさとの理解や豊かな感性の涵養に必要なものであることから、スポーツや文化の一層の振興を図ります。

第V 町政運営の推進体制

行財政改革等を柱とした町政運営の推進体制につきましては、主な事項として、次のように取り組んでまいります。

1. 行政改革等について

- (1) 平成24年度から導入中の指定管理者制度について、対象施設の拡大を検討
- (2) 定年退職者に係る再任用制度の実施
- (3) 正職員、臨時職員を問わず業務に対するモチベーションの向上及び町民サービスの向上
- (4) 老朽化が著しい庁舎建設に係る外部検討会の継続実施

2. 財政改革について

- (1) 町税等の基幹的な歳入確保及び徴収率の向上を図るため、収納対策室の充実

3. 住民参加の体制強化について

- (1) 週報やホームページ等の情報公開による外部意見の収集及び提言等の反映

- (2) まちづくり懇談会と町政モニター制度の活用

むすびに

以上、平成27年度の町政運営に係る基本の方針と当初予算の概要等について御説明を申し上げました。

これからの方策・事業等の推進に際しましては、『第5次与論町総合振興計画』における「第2期実施計画」と新年度に策定する「地方版総合戦略」が相互に補完しあい相乗効果を発揮する内容にして、より効率的で効果的な行財政の運営に努めてまいります。

町議会をはじめ、町民の皆様方の一層の御理解と御指導・御鞭撻を衷心より、重ねてお願い申し上げまして、平成27年度の施政方針とさせていただきます。

誠にありがとうございました。よろしくお願ひいたします。

○議長（大田英勝君） 町長の施政方針の説明を終わります。

暫時休憩します。10分間ほど休憩したいと思います。

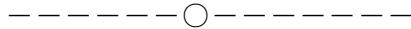
—————○—————

休憩 午前10時15分

再開 午前10時26分

—————○—————

○議長（大田英勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



日程第5 議案第7号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

○議長（大田英勝君）　日程第5、議案第7号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君）　議案第7号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の提案理由を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正をする法律（平成26年法律第76号。以下改正法という。）が、平成27年4月1日から施行されるのに伴い、関係条例の整備等を行うものです。

改正法の主な概要としましては、教育行政の責任の明確化という観点から教育委員長と教育長を一体化した新たな教育長を置き、教育長が教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表します。教育長の任期は3年（委員の任期は4年）とし、町長が議会の同意を得て、直接任命や罷免をします。なお、改正法附則第2条に、旧教育長に関する経過措置が規定され、旧教育長は、その教育委員会の委員としての任期中に限り、なお従前の例により在職することとされています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君）　提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君）　これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第7号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第7号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君）　討論なしと認めます。

これから、議案第7号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第8号 与論町行政手続条例の一部を改正する条例

○議長（大田英勝君） 日程第6、議案第8号「与論町行政手続条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第8号、与論町行政手続条例の一部を改正する条例の提案理由を御説明申し上げます。

行政手続法（平成5年法律第88号）の一部を改正する法律（平成26年法律第70号）が、平成27年4月1日から施行されることから、与論町行政手続条例の一部を改正するものです。

主な改正内容は、法律に規定された要件に適合しない行政指導を受けたと思料する場合に、その「行政指導の中止等」を求め、また、法律違反の事実を発見した場合には正するための「処分等」を求める申出制度を創設するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第8号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号、与論町行政手続条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、与論町行政手続条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第9号 与論町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（大田英勝君） 日程第7、議案第9号「与論町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第9号、与論町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この改正は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与制度の総合的見直しに基づき、本町一般職員の給与月額、手当等を改正するため、与論町職員の給与に関する条例の一部を改正するとするものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。5番。

○5番（喜山康三君） 再任用職員の給与についてなのですが、これも1級、2級、3級、4級という形であるのですが、再任用職員の級別は、どういう形で評価されるのですか。

○議長（大田英勝君） 副町長。

○副町長（川上政雄君） 再任用の認定といいますか、申請が出た時点で委員会を開いて、とりあえず、これまで1級に設定するということで通しています。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） この給与表では、一応4段階あるのですが、本町においては、すべて1級ですとということですか。

○議長（大田英勝君） 副町長。

○副町長（川上政雄君） 平成26年度からこの制度が始まりまして、その時点で一応1級で設定していくということで、協議をして決めています。

- 議長（大田英勝君） 5番。
- 5番（喜山康三君） その理由は、どういう理由でしょうか。
- 議長（大田英勝君） 副町長。
- 副町長（川上政雄君） 例えは1級から4級等について、管理職は何級に設定するとかいろいろ協議はありましたが、みんな平等な形で1級に設定したらどうかということで決めています。
- 議長（大田英勝君） 5番。
- 5番（喜山康三君） 今、平等で1級でやるということですが、いわゆる臨時職員のことも述べているとおり、一見公平なようで不公平なところがあるのではないか、その人の能力とか、あるいは仕事の処理能力、様々な意味での評価というものは全く無視してするという形でしか受け取れない部分がありますが、その点はどうですか。
- 議長（大田英勝君） 副町長。
- 副町長（川上政雄君） 今、喜山議員がおっしゃったとおり、いろいろなことを協議しましたが、一応平等ということは管理職、補佐、係長、主幹係長、そういった職種によって決めたらどうかという御意見もありましたが、とりあえず、この与論町については、1級で統一していこうということで1級に設定してあります。
- 議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。
- お諮りします。議案第9号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。
- 御異議ありませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。
- したがって、議案第9号については、委員会付託を省略することに決定しました。
- これから、討論を行います。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。
- これから、議案第9号、与論町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。
- お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。
- したがって、議案第9号、与論町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第10号 一般職の任期付き職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（大田英勝君） 日程第8、議案第10号「一般職の任期付き職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第10号、一般職の任期付き職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この改正は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与制度の総合的見直しに基づき、本町一般職の任期付職員の給与の月額、期末手当の支給率等を改定するため、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正しようとするものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第10号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第10号、一般職の任期付き職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号、一般職の任期付き職員の採用等に関する条例の一部

を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第11号 与論町税条例の一部を改正する条例

○議長（大田英勝君） 日程第9、議案第11号「与論町税条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第11号、与論町税条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

これは、地方税法第362条に規定されている固定資産税の納期に準ずるため、また大島郡内のほとんどの市町村が固定資産税の第3期の納期を12月、第4期の納期を翌年2月に定めているため、与論町税条例の一部を改正するものです。

主な改正内容は、固定資産税の第3期の納期を12月1日から同月31日まで、また第4期の納期を2月1日から同月末日までに変更するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第11号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第11号、与論町税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号、与論町税条例の一部を改正する条例は、原案のとお

り可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第12号 与論町立保育所設置条例の一部を改正する条例

○議長（大田英勝君） 日程第10、議案第12号「与論町立保育所設置条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第12号、与論町立保育所設置条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

「子ども・子育て関連3法」に基づく「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月から開始されることに鑑み、現児童福祉法（昭和22年法律164号）第24条第1項の規定に基づく、「与論町立保育所設置条例の一部を改正する条例」を制定し、幼児期の学校教育や保育等、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくこととしています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

5番。

○5番（喜山康三君） 現在の受け入れ状況について説明をお願いします。人数で結構です。

○議長（大田英勝君） 那間こども園長。

○那間こども園長（高田りえ子君） 現在45人の子供たちが在園しています。以上です。

○議長（大田英勝君） 茶花こども園長。

○茶花こども園長（阿多とみ子君） 現在65人在園しています。

○議長（大田英勝君） 与論こども園長。

○与論こども園長（岩山秀子君） 現在は69人の子供たちが在園しています。

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮ります。議案第12号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号については、委員会付託を省略することに決定しました。

た。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第12号、与論町立保育所設置条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号、与論町立保育所設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第13号 与論町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（大田英勝君） 日程第11、議案第13号「与論町介護保険条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第13号、与論町介護保険条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

これは、第6期介護保険事業計画の見直しに伴う第1号被保険者の保険料改定を行うための条例改正です。

御審議のうえ、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

5番。

○5番（喜山康三君） これは予算の審議でも出ると思うのですが、概要だけの説明は簡単にさせていただきたい。

○議長（大田英勝君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（酒匂徳雄君） お答えします。

これは介護保険制度の中におきます費用負担の見直しという観点から、低所得者の1号保険料の軽減強化というものが打ち出されています。その中で、保険料の標準6段階、これは5期の24から26年度の場合が6段階でございましたが、今度第6期になりますと、27年から29年までの期間になりますが、それにつきましては、標準9段階への見直しということで示されています。

所得水準に応じて決める細かな保険料設定を行うために、多くの自治体では、特例3段階ですか、特例4段階などの設置ですか、また本人課税所得、その他段階かを実施している現状などを踏まえまして、標準の段階設定を現行の6段階から9段階に見直すという趣旨がございます。

なお、この見直しに伴いまして、現在と同様に引き続き「保険者の判断による弾力化を可能とする」という内容になっておりまして、それに基づく6段階から第6期におきましての9段階への保険料の見直し、率の見直しという形です。以上です。

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第13号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第13号、与論町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号、与論町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第14号 与論町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例

○議長（大田英勝君） 日程第12、議案第14号「与論町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例」

を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第14号、与論町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

これは、平成25年6月14日公布された「地域の自主性及び自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次一括法）」に係る「義務付け・枠付けの見直し」について条例制定の対応が必要となっており、本年度中に条例の一部改正を行うものです。

御審議され、議決していただきたいようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第14号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第14号、与論町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号、与論町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための

効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第15号 消防団員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

○議長（大田英勝君）　日程第13、議案第15号「消防団員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君）　議案第15号、消防団員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

消防団員報酬及び費用弁償条例の第4条2項別表の一部（船賃）を改正する条例です。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君）　提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

6番。

○6番（供利泰伸君）　条例の改正というのは非常に分かりますが、なぜ1等から2等寝台に変更した理由はどこですか、お願いします。

○議長（大田英勝君）　総務企画課長。

○総務企画課長（沖野一雄君）　お答え申し上げます。

今回の改正につきましては、実は相当以前から改正をしなくてはいけなかったのですが、行政職員の旅費規程に合わせたという形です。

実際の運用は、消防団の報酬費用弁償につきましては、職員に準じて同じような金額でやっていますが、運用面はそれにいたしておりましたが、実際の条例の改正が行われていなかつたということで、大変申し訳ございませんでしたが、今回の職員に合わせて改正を今になって行わざるを得なかつたということです。よろしくお願いします。

○議長（大田英勝君）　6番。

○6番（供利泰伸君）　1等と2等寝台と、金額にして大体どれぐらいの差が出るのでですか。

○議長（大田英勝君）　総務企画課長。

○総務企画課長（沖野一雄君）　例えば、与論から奄美大島名瀬に船で行きました場合に、船の1等運賃ですと、片道1万1840円が1等の運賃です。それが2等寝台ですと、9,370円ということで、おおむね2,500円程度2等寝台のほうが安

いということになります。以上です。

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第15号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第15号、消防団員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号、消防団員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 議案第16号 与論町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

○議長（大田英勝君） 日程第14、議案第16号「与論町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第16号、与論町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この改正は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与制度の総合的見直しに基づき、本町企業職員の給与月額、手当等を改正するため、与論町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正しようとするものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第16号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第16号、与論町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号、与論町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 議案第17号 与論町立認定こども園の運営に関する条例の一部を改正する条例

○議長（大田英勝君） 日程第15、議案第17号「与論町立認定こども園の運営に関する条例の全部を改正する条例」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第17号、与論町立認定こども園の運営に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

「子ども・子育て関連3法」に基づく、「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月から開始されることに鑑み、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項の規定に基づく、「与論町立認定こども園の運営に関する条例の一部を改正する条例」を制定し、幼児期の学校教育や保育等、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくこととしています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

先ほど、「条例の全部を改正する条例」と申し上げましたが、これは「一部を改正する条例」の誤りでした。訂正いたしたいと思います。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第17号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第17号、与論町立認定こども園の運営に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号、与論町立認定こども園の運営に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第16 議案第18号 与論町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定

○議長（大田英勝君） 日程第16、議案第18号「与論町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第18号、与論町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例について提案理由を申し上げます。

これは、平成25年6月14日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次一括法）」において、介護保険法（平成9年法律第123号）の一部が改正されたのに伴い、地

域包括支援センターの設置者が遵守する、基準及び包括的支援事業を実施するための基準を定めるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第18号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第18号、与論町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号、与論町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第17 議案第19号 平成26年度与論町一般会計補正予算（第9号）

○議長（大田英勝君） 日程第17、議案第19号「平成26年度与論町一般会計補正予算（第9号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第19号、平成26年度与論町一般会計補正予算（第9号）について提案理由を申し上げます。

歳入の主なものといたしまして、県支出金の農林水産業費県補助金2億2461万5000円、商工費県補助金2685万円、町債の辺地対策事業債4860万

円、一般補助施設整備等事業債 1340 万円などをそれぞれ増額している一方、教育費国庫補助金 869 万 8000 円、財政調整基金繰入金 1949 万 5000 円、緊急防災減災事業債 2060 万円などをそれぞれ減額しています。

次に、歳出の主なものといたしまして、民生費の老人福祉費 965 万 1000 円、農林水産業費の園芸振興費 2 億 5836 万 8000 円、商工費の観光リニューアル整備事業費 4896 万 6000 円などをそれぞれ増額している一方、農林水産業費の畜産基盤再編総合整備事業 725 万 6000 円、教育費の学校施設環境改善交付金事業 860 万円などをそれぞれ減額しています。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2 億 6656 万 1000 円を追加し、歳入歳出予算の総額は 47 億 3591 万 5000 円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

5 番。

○5 番（喜山康三君） 31 ページの商工費についてなのですが、いわゆる遊歩道整備工事の件ですが、これはいまのフンチュのほうだと思うんですが、フンチュの予算かどうかということを、まず確認したい。この遊歩道工事の 1900 万円の、どこ の予算かな。

○議長（大田英勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（富士川浩康君） 奄美群島成長戦略推進交付金事業です。

○5 番（喜山康三君） 使途、使い道。事業箇所。

○商工観光課長（富士川浩康君） 事業箇所は、現在、既設の遊歩道があるのですが、その改良ということで、百合ヶ浜のほうを計画しています。

○議長（大田英勝君） 5 番。

○5 番（喜山康三君） 補正で、今からこの工事をされるのですか、百合ヶ浜の。

○議長（大田英勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（富士川浩康君） これは明線です。明線事業です。

○議長（大田英勝君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 19 号は、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第19号、平成26年度与論町一般会計補正予算（第9号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号、平成26年度与論町一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第18 議案第20号 平成26年度与論町国民健康保険特別会計補正予算 (第5号)

○議長（大田英勝君） 日程第18、議案第20号「平成26年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第20号、平成26年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入で国庫支出金998万1000円、療養給付費等交付金1320万1000円、前期高齢者交付金1640万4000円、繰入金819万8000円、諸収入45万3000円を増額する一方、県支出金421万円、同事業交付金3214万1000円を減額しています。

歳出では、総務費50万7000円、後期高齢者支援金等834万9000円、前期高齢者納付金等4万4000円、病床転換支援金等2000円、老人保健拠出金10万5000円、介護納付金256万7000円、保健事業費135万円、前年度繰上充用金116万5000円を減額する一方、保険給付費を2453万2000円、共同事業拠出金144万3000円をそれぞれ増額計上しています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

7番。

○7番（野口靖夫君）　国においては、今、市町村から県のほうに国保関係を移管するということになっているようですが、その県との打ち合わせ、あるいは国からの指導、そういう関係はどうなっているかということがまず第1点。

その後、国保税というものは市町村の窓口が税徴収にあたると思います。税金に関しては、手続関係は。そうした場合に、どういうふうな方向になりつつあるかということをお聞きしたいと思います。この2点についてお聞かせください。

○議長（大田英勝君）　町民福祉課長。

○町民福祉課長（酒匂徳雄君）　まず、御承知のように国民健康保険制度につきましては、私ども小規模自治体をはじめ。

○議長（大田英勝君）　そのマイクを使って。

○町民福祉課長（酒匂徳雄君）　全国的な小規模をはじめ、各自治体の中におかれましては、基盤が高齢者の増加に伴いまして、基盤が不安定な状況にございます。そういう意味で、先般2月頃ですが、国におかれます国保基盤強化協議会の中におきまして、地方3団体の方々の了承も得まして、平成30年度から国保の運営主体というものを都道府県に移行するという形になりました。その中で、具体的には県の役割としましては、国保運営方針を定めた中で、市町村事務の効率化ですとか、標準化、広域化、医療費適正化などに向けた取り組みなどをやると、その中で県としましては、医療給付費等の見込みをもとに市町村ごとに納付金を決定するという形になる予定です。

その市町村が決定した保険給付の市町村への支払いですとか、それから、保険給付の点検などを実施するとなっています。

また、納付金ということですが、それにつきましては、負担能力に応じた負担とする観点から、市町村ごとに年齢構成の差異を調整した医療費水準と所得水準を加味するというふうな形になっています。

加えまして、市町村の役割ですが、保険料率などを参考にしまして設定された県から示された保険料率などを参考にしまして、それぞれの実情に応じて保険料算定方式などを選択すると、そして保険料率を決定しまして、保険料の賦課徴収を行うという形になるみたいです。

それから保険給付の決定ですか、それから保健事業関係、それから地域包括ケアシステム構成のための医療介護連携など、そういうことを市町村が担っていくという流れになることだろうと思います。以上です。

○議長（大田英勝君）　5番。

○5番（喜山康三君） この制度については、いろいろ取りざたされているのですが、県の管轄になってするのか、連合形態にするのか、様々な形態については、私は詳しくまだ聞いてないのですが、この医療費の軽減、その辺について医療機関ともっと突っ込んだ形で、この保健医療費の軽減に向けた努力をすべきではないかなという印象があるのですが、この辺については、今回県に移行するにあたって、その辺のことの内容についても話し合いはされているのか、いかがでしょうか。

○議長（大田英勝君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（酒匂徳雄君） お答えします。諸医療費の動向ですとか、そういうものに対応するということにつきましては、国のはうが財政安定化基金を設置することです。全額国の負担で設置するということであります、保険料の収納不足ですか、いわゆる感染症の発生、予期せぬ事態への対応ですか、それから収入不足など、もちろん医療費の増幅にかかる負担分に対しても、市町村に対して、その不足分に対する支払も対応するという形で、基金を設置しまして対応する方向です。

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第20号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第20号、平成26年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号、平成26年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第19 議案第21号 平成26年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算

(第3号)

○議長（大田英勝君）　日程第19、議案第21号「平成26年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南政吾君）　議案第21号、平成26年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

歳入につきましては、一般会計繰入金952万5000円増額計上しています。

歳出につきましては、負担金補助金及び交付金の保険基盤安定事業分担金として952万5000円増額計上しています、

御審議のうえ、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（大田英勝君）　提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君）　これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第21号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第21号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君）　討論なしと認めます。

これから、議案第21号、平成26年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第21号、平成26年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第20　議案第22号　平成26年度与論町介護保険特別会計補正予算（第3

号)

○議長（大田英勝君）　日程第20、議案第22号「平成26年度与論町介護保険特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君）　議案第22号、平成26年度与論町介護保険特別会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入で介護保険準備金繰入金2000万円を増額し、第1号被保険者保険料2000万円を減額しています。

歳出は、居宅介護サービス給付費750万円、福祉用具購入費10万円、住宅改修費60万円、高額介護サービス費200万円、特定入所者介護サービス費300万円を増額する一方、地域密着型介護サービス給付費250万円、施設介護サービス給付費400万円、居宅介護サービス給付費170万円、介護予防サービス給付費500万円を減額計上しています。

御審議のうえ、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といったします。

○議長（大田英勝君）　提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君）　これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第22号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第22号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君）　討論なしと認めます。

これから、議案第22号、平成26年度与論町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第22号、平成26年度与論町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時34分

再開 午後 1時30分

-----○-----

○議長（大田英勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

○議長（大田英勝君） 日程第21から日程第27までの議案については、委員会付託の予定ですので、提案理由の説明の後、総括的、大綱的な質疑にとどめます。

-----○-----

日程第21 議案第23号 平成27年度与論町一般会計予算

○議長（大田英勝君） 日程第21、議案第23号「平成27年度与論町一般会計予算」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第23号、平成27年度与論町一般会計当初予算について提案理由を申し上げます。

平成27年度一般会計当初予算の総額は43億3139万4000円となり、対前年度比約14.5パーセントの増額となっています。

歳入の主なものといたしまして、町税が3億1483万8000円と、前年度より517万1000円の増額、分担金及び負担金が3400万6000円と、前年度より1112万6000円の増額、国庫補助金が6億8375万3000円と、前年度より3億866万6000円の増額で計上しています。

地方交付税におきましては、前年度よりほぼ同額の19億5049万2000円となっています。

町債の総額は、8億1951万6000円となり、うち辺地債が1億870万円、過疎債が8400万円、一般廃棄物処理事業債が3億8700万円などとなっています。なお、予算編成の過程で生じた財源不足につきましては、財政調整基金から5498万2000円を繰り入れて対応することとしています。

次に、歳出の主なものといたしまして、衛生費で、ごみ焼却施設整備費6億3187万円、農林水産業費、漁業管理費1億5337万6000円、農林水産物輸送コスト支援事業費2283万6000円、土木費で町単独改良事業費で9255万7000円、地方道路交付金事業費1億780万4000円、矢口団地整備事業費

1億2833万1000円、教育費で多目的運動広場整備事業2658万1000円などを計上しています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

次に進みます。

-----○-----

日程第22 議案第24号 平成27年度与論町国民健康保険特別会計予算

○議長（大田英勝君） 日程第22、議案第24号「平成27年度与論町国民健康保険特別会計予算」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第24号、平成27年度与論町国民健康保険特別会計予算について提案理由を申し上げます。

予算の規模は、対前年度費14.7パーセント増で8億9147万円となっています。

歳入につきましては、前年度費増減の主なものとしまして、国民健康保険税529万5000円の減、国庫支出金2458万円の減、県支出金6143万3000円の増、前期高齢者交付金1640万4000円の増、共同事業交付金4747万円の増、繰入金1778万5000円の増となっています。

歳出につきましては、前年度費増減の主なものといたしまして、保険給付費826万9000円の増、共同事業拠出金1億1827万8000円の増、総務費113万4000円の減、後期高齢者支援金等834万円の減、介護納付金240万円の減となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

次に進みます。

-----○-----

日程第23 議案第25号 平成27年度与論町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（大田英勝君） 日程第23、議案第25号「平成27年度与論町後期高齢者医療特別会計予算」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第25号、平成27年度与論町後期高齢者医療特別会計予算について提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の規模は、対前年度より34万3000円の増額となっています。

対前年度の増減の主なものといたしまして、歳入では、後期高齢者医療保険料34万4000円の増額となっています。

歳出につきましては、保健事業費9万6000円の増額、諸支出金の25万1000円増額が主なものとなっています。

御審議のうえ、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

次に進みます。

-----○-----

日程第24 議案第26号 平成27年度与論町介護保険特別会計予算

○議長（大田英勝君） 日程第24、議案第26号「平成27年度与論町介護保険特別会計予算」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第26号、平成27年度与論町介護保険特別会計予算について提案理由を申し上げます。

予算の規模は、対前年度より95万1000円の増で7億840万1000円となっています。

歳入につきましては、対前年度の増減の主なものといたしまして、歳入で保険料664万4000円の増、国庫支出金13万4000円の減、繰入金554万600円の減となっています。

歳出につきましては、対前年度増減の主なものといたしまして、総務費117万8000円の増、保険給付費20万円の増、地域支援事業費42万6000円の減となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といた

します。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

次に進みます。

-----○-----

日程第25 議案第27号 平成27年度与論町と畜場特別会計予算

○議長（大田英勝君） 日程第25、議案第27号「平成27年度与論町と畜場特別会計予算」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第27号、平成27年度与論町と畜場特別会計予算について提案理由を申し上げます。

予算規模は、対前年度費57パーセント減で265万7000円となっていま

す。
歳入につきましては、前年度費増減の主なものといたしまして、繰入金395万9000円の減となっています。

歳出につきましては、前年度費増減の主なものといたしまして、総務費396万円の減となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

次に進みます。

-----○-----

日程第26 議案第28号 平成27年度与論町農業集落排水事業特別会計予算

○議長（大田英勝君） 日程第26、議案第28号「平成27年度与論町農業集落排水事業特別会計予算」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第28号、平成27年度与論町農業集落排水事業特別会計予算について提案理由を申し上げます。

予算の規模は、対前年度1.67パーセント増の2413万9000円となって

います。

歳入で分担金35万2000円、使用料で1195万1000円、繰入金1183万3000円、歳出で総務管理費1607万7000円、公債費786万2000円を計上しています。

御審議のうえ、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

次に進みます。

-----○-----

日程第27 議案第29号 平成27年度与論町水道事業特別会計予算

○議長（大田英勝君） 日程第27、議案第29号「平成27年度与論町水道事業特別会計予算」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第29号、平成27年度与論町水道事業会計予算について提案理由を申し上げます。

業務の予定量は、月平均給水件数2,741件、年間給水量59万1000立方メートル、1日平均給水量1,619平方メートル、建設改良費6284万2000円となっています。

収益的収入で、営業収益1億7407万5000円、営業外収益1707万6000円、収益的支出で営業費用1億8187万5000円、営業外費用797万7000円、委託料に料金改定の業務委託料300万円を計上しています。

資本的収入で、工事費負担金35万円、保証金100万円、資本的支出で建設改良費6284万2000円、企業償還金1194万9000円を計上しています。

御審議のうえ、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

次に進みます。

-----○-----

日程第28 特別委員会設置及び委員の選任について

○議長（大田英勝君）　日程第28「特別委員会設置及び委員の選任について」を議題とします。

お諮りします。議案第23号から議案第29号については、議長を除く9人の委員で構成する「予算審査特別委員会」を設置し、これに付託して、審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第23号から議案第29号については、議長を除く9人の委員で構成する「予算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

これから、委員長及び副委員長を互選していただきます。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩　午後1時55分

再開　午後2時15分

-----○-----

○議長（大田英勝君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

特別委員会の委員長及び副委員長が、次のとおり決定した旨通知を受けましたので、お知らせします。

委員長に供利泰伸君、副委員長に麓　才良君、以上のとおりですので、報告を終わりります。

-----○-----

日程第29 議案第30号　与論町茶花生活館の指定管理者の指定について

○議長（大田英勝君）　日程第29、議案第30号「与論町茶花生活館の指定管理者の指定について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南　政吾君）　議案第30号、与論町茶花生活館の指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。

これは、地方自治法（昭和22年4月17日法律67号）第244条の2第6項の規定に基づき、公の施設の効率的、効果的な管理を図るために、施設の管理者の再指定を行い、基本協定書の変更を行うものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第30号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第30号、与論町茶花生活館の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号、与論町茶花生活館の指定管理者の指定については、可決されました。

-----○-----

日程第30 議案第31号 与論町立長へき地保健福祉館の指定管理者の指定について

○議長（大田英勝君） 日程第30、議案第31号「与論町立長へき地保健福祉館の指定管理者の指定について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第31号、与論町立長へき地保健福祉館の指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

これは地方自治法（昭和22年4月17日法律67号）第244条の2第6項の規定に基づき、公の施設の効率的、効果的な管理を図るために、施設の管理者の再指定を行い、基本協定書の変更を行うものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

[「議長、ちょっと休憩してもらえますか」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後1時5分

再開 午後2時15分

-----○-----

○議長（大田英勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第31号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第31号、与論町立長へき地保健福祉館の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号、与論町立長へき地保健福祉館の指定管理者の指定については、可決されました。

-----○-----

日程第31 議案第32号 与論町朝戸児童館の指定管理者の指定について

○議長（大田英勝君） 日程第31、議案第32号「与論町朝戸児童館の指定管理者の指定について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南政吾君） 議案第32号、与論町朝戸児童館の指定管理者の指定についてについて提案理由を申し上げます。

これは地方自治法（昭和22年4月17日法律67号）第244条の2第6項の

規定に基づき、公の施設の効率的、効果的な管理を図るために、施設の管理者の再指定を行い、基本協定書の変更を行うものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第32号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第32号、与論町朝戸児童館の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号、与論町朝戸児童館の指定管理者の指定については、可決されました。

—————○—————

日程第32 議案第33号 与論町麦屋へき地保健福祉館の指定管理者指定について

○議長（大田英勝君） 日程第32、議案第33号「与論町麦屋へき地保健福祉館の指定管理者指定について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第33号、与論町麦屋へき地保健福祉館の指定管理者指定について提案理由を申し上げます。

これは、地方自治法（昭和22年4月17日法律67号）第244条の2第6項の規定に基づき、公の施設の効率的、効果的な管理を図るために、施設の管理者の

再指定を行い、基本協定書の変更を行うものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第33号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第33号、与論町麦屋へき地保健福祉館の指定管理者指定についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号、与論町麦屋へき地保健福祉館の指定管理者指定については、可決されました。

-----○-----

日程第33 議案第34号 与論町古里青少年センターの指定管理者の指定について

○議長（大田英勝君） 日程第33、議案第34号「与論町古里青少年センターの指定管理者の指定について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第34号、与論町古里青少年センターの指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。

これは地方自治法（昭和22年4月17日法律67号）第244条の2第6項の規定に基づき、公の施設の効率的、効果的な管理を図るために、施設の管理者の再指定を行い、基本協定書の変更を行うものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第34号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第34号、与論町古里青少年センターの指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号、与論町古里青少年センターの指定管理者の指定については、可決されました。

-----○-----

日程第34 議案第35号 与論町那間へき地保健福祉館の指定管理者の指定について

○議長（大田英勝君） 日程第34、議案第35号「与論町那間へき地保健福祉館の指定管理者の指定について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第35号、与論町那間へき地保健福祉館の指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。

これは地方自治法（昭和22年4月17日法律67号）第244条の2第6項の規定に基づき、公の施設の効率的、効果的管理を図るために、施設の管理者の再指定を行い、基本協定書の変更を行うものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第35号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第35号、与論町那間へき地保健福祉館の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号、与論町那間へき地保健福祉館の指定管理者の指定については、可決されました。

-----○-----

日程第35 議案第36号 与論町叶生活館の指定管理者の指定について

○議長（大田英勝君） 日程第35、議案第36号「与論町叶生活館の指定管理者の指定について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第36号、与論町叶生活館の指定管理者の指定についてについて提案理由を申し上げます。

これは地方自治法（昭和22年4月17日法律67号）第244条の2第6項の規定に基づき、公の施設の効率的、効果的な管理を図るために、施設の管理者の再指定を行い、基本協定書の変更を行うものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といた

します。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第36号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第36号、与論町叶生活館の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号、与論町叶生活館の指定管理者の指定については、可決されました。

-----○-----

日程第36 議案第37号 与論町城青少年センターの指定管理者の指定について

○議長（大田英勝君） 日程第36、議案第37号「与論町城青少年センターの指定管理者の指定について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第37号、与論町城青少年センターの指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。

これは地方自治法（昭和22年4月17日法律67号）第244条の2第6項の規定に基づき、公の施設の効率的、効果的な管理を図るために、施設の管理者の再指定を行い、基本協定書の変更を行うものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第37号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第37号、与論町城青少年センターの指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号、与論町城青少年センターの指定管理者の指定については、可決されました。

-----○-----

日程第37 議案第38号 与論町東区青少年センターの指定管理者の指定について

○議長（大田英勝君） 日程第37、議案第38号「与論町東区青少年センターの指定管理者の指定について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第38号、与論町東区青少年センターの指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。

これは地方自治法（昭和22年4月17日法律67号）第244条の2第6項の規定に基づき、公の施設の効率的、効果的な管理を図るために、施設の管理者の再指定を行い、基本協定書の変更を行うものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第38号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第38号、与論町東区青少年センターの指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号、与論町東区青少年センターの指定管理者の指定については、可決されました。

-----○-----

日程第38 議案第39号 与論町地域福祉センターの指定管理者の指定について

○議長（大田英勝君） 日程第38、議案第39号「与論町地域福祉センターの指定管理者の指定について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 第39号、与論町地域福祉センターの指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。

これは地方自治法（昭和22年4月17日法律67号）第244条の2第6項の規定に基づき、公の施設の効率的、効果的な管理を図るために、施設の管理者の再指定を行い、基本協定書の変更を行うものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

7番。

○7番（野口靖夫君） 今まででは、自治公民館に関する指定管理のことでありましたが、これからは福祉センターやサザンクロスセンター、そして、ゆんぬ体験館とかいう、公のもう少し幅を広げたような感じの指定管理のことですので、最後お聞きしておきたいと思います。

2年から5年に変更するのですが、その期間の中で、どうしてもその内容改善、指定をされたもの以外に何かを追加して業務を遂行しなければならないという事態が発生したりすることがあります。また、今現在あらゆる角度からお話を聞いているのですが、指定管理の当初の管理委託金の金額は、それで維持できるものだと、指定管理料運営できるものだと思って指定管理を受けた、業務契約をした。だけれども、やってみたら、どうしてもそぐわないということになったときに、そぐわないからやめましょうとかいうことは、恐らくできないと。できることはできるのだが、非常に難しい問題が出てきます。

私がお聞きしたいことは、そういうときに、その業務改善とか管理の内容が変更になった場合のことに関して、2年から5年にかわるのですよね。その時の内容変更とか出てくる場合に、指定管理、お互いに業務している町執行部としての、その時の内容変更の申請変更に対しての受け止め方をどう受け取ってくれるか、最初からあなた達は、それで受けたのだから、その金額で業務を遂行しなさい、あるいはまた、業務を遂行している中で、これだけはあなた達の役割だからやりなさいということでやられるのかどうか。そこら辺の業務改善とか、申請とか分類した場合には、どういうふうなお考えで、それに望まれるかということの内容をお聞かせ願いたいと思います。それは副町長お願いします。

○議長（大田英勝君） 副町長。

○副町長（川上政雄君） 今おっしゃられました2年から5年に協定期間が延びたということで、その間での当初での契約の予算で受けた場合、その後で追加業務が発生し、その中で万一その事業が難しくなったとき、また、その協定を受けたところから予算要求があったとき、どう対応していくかだと思いますが、それは双方協議の上で検討していかなければならぬかと思っています。

○7番（野口靖夫君） はい、分かりました。

○議長（大田英勝君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第39号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第39号、与論町地域福祉センターの指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号、与論町地域福祉センターの指定管理者の指定については、可決されました。

-----○-----

日程第39 議案第40号 与論町観光開発拠点施設サザンクロスセンターの指定管理者の指定について

○議長（大田英勝君） 日程第39、議案第40「与論町観光開発拠点施設サザンクロスセンターの指定管理者の指定について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第40号、与論町観光開発拠点施設サザンクロスセンターの指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。

これは地方自治法（昭和22年4月17日法律67号）第244条の2第6号規定に基づき、公の施設の効率的、効果的な管理を図るために、施設の管理者の再指定を行い、基本協定書の変更を行うものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第40号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第40号、与論町観光開発拠点施設サザンクロスセンターの指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号、与論町観光開発拠点施設サザンクロスセンターの指定管理者の指定については、可決されました。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時44分

再開 午後2時47分

-----○-----

○議長（大田英勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第40 議案第41号 ゆんぬ体験館の指定管理者の指定について

○議長（大田英勝君） 日程第40、議案第41号「ゆんぬ体験館の指定管理者の指定について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第41号、ゆんぬ体験館の指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

これは地方自治法（昭和22年4月17日法律67号）第244条の2第6項の規定に基づき、公の施設の効率的、効果的な管理を図るために、施設の管理者の再指定を行い、基本協定書の変更を行うものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

7番。

○7番（野口靖夫君） 29から40まで指定管理について今まで議論してまいりました。その中で、先ほど休憩をして、総務課長の解釈を受けました。

私がどうしても納得いかないのが1つだけあります。それは何かと言いますと、指定管理、指定管理の管理者の指定であって、ある組織に対する指定ではないのです。いわゆる管理者に対する指定なのです。ということは、この指定管理をされるこの者は、自治公民館ではなくて、あるいは青少年センターではなくて、サザンクロスセンターでもない、ゆんぬ体験館でもない。そこを管理するためには、ある組織の長のことを指定管理者というのです。管理者になるのです。だから、この管理者になる人がいかに重要かということを考えなければならないのであって、先ほどの休憩中の議論は、あくまでも組織と与論町が指定管理の契約を結ぶのだから問題ないという感じの御説明でしたが、ここは考え方を改めていただきたいということ、もちろん休憩中だから議事録には載っておりません。だから、そこは厳しく申し上げる必要はありません。

一応、私はそれに対して指定管理をするなど申し上げているのではなく、そういう解釈が一番大事だと申し上げておきたいということが1点。

もう1点は、指定管理を各自治公民館にするときに、今回ではないですよ、以前ですよ、以前こういう議論がありました。自治公民館に対する補助金が、補助金制度では駄目だと、だから指定管理制度を設けるから委託金という形にしようということで委託金になったのです。中身は、結局補助金と一緒にあります。いわゆる管理運営するための補助金を委託金として共有するという形をとってきたのです。もともとの中身は補助金なのです。自治公民館の管理運営費に対する補助金なのです。そういうことを思うときに、執行部がそこをしっかりと認識しておかなければ、これは委託金だから全然違う、これは補助金だから全然違う、そういう感覚では、私はよくないと思う。しっかりと概念を持って、補助金は補助金であろうが委託金であろうが、町から財政支出をするのです。それに対して、管理運営をするために指定管理者をして、委託金を出すのです。だから、委託金だから当たり前だと、補助金だから、この人が納税義務を果たしていないからカットしようという、こういう問題ではないのです。本質的な問題は、その指定管理者をされた物体がしっかりと管理運営するためにあるということを認識していかなければならないと私は思うのです。

先ほど、副町長に質問したのは、結局途中で変更があった場合に、そういう申請があった場合に、どれだけ執行部が柔軟性があるかということをお聞きしたいがた

めに副町長には質問したのですが、そういうことが大事なのです。だから、我々は常に考えておかなければならぬことは、1回決めたから、それを変更するときには、柔軟性をもって補助金制度の中身でもってしてあげないと、例えば、今指定された団体から非常に最初の金額が、指定された金額が大変だったと、今後悔している団体が出てきているのです。それがどことは申しません。そういうことも出てくるからお互いに柔軟性をもって、今度は進めていかなければならぬということをここで申し上げておきたいと思います。答弁は要りません。

○議長（大田英勝君） ほかにありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終ります。

お諮りします。議案第41号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第41号、ゆんぬ体験館の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号、ゆんぬ体験館の指定管理者の指定については、可決されました。

-----○-----

○議長（大田英勝君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次は、3月18日、本会議（一般質問）です。

午前9時まで御参考願います。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

-----○-----

散会 午後 2 時 5 分

平成 27 年第 1 回与論町議会定例会

第 2 日

平成 27 年 3 月 18 日

平成27年第1回与論町議会定例会会議録
平成27年3月18日（水曜日）午前9時15分開議

1 議事日程（第2号）

開議の宣告

第1 一般質問

2 出席議員（9人）

1番 林 敏治君	2番 高田 豊繁君
3番 町俊策君	5番 喜山 康三君
6番 供利泰伸君	7番 野口靖夫君
8番 麓才良君	9番 福地元一郎君
10番 大田英勝君	

3 欠席議員（1人） 欠員（0人）

4番 林 隆壽君

4 地方自治法第121条による出席者（16人）

町長 南政吾君	副町長 川上政雄君
教育長 町岡光弘君	総務企画課長 沖野一雄君
会計管理者兼会計課長 林英登樹君	税務課長 久留満博君
町民福祉課長 酒勺徳雄君	環境課長 福地範正君
産業振興課長 鬼塚寿文君	商工観光課長 富士川浩康君
建設課長 山下哲博君	教委事務局長 池田直也君
水道課長 末原丈忠君	与論こども園長 岩山秀子君
茶花こども園長 阿多とみ子君	那間こども園長 高田りえ子君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長 川畑義谷君 係 長川上嘉久君

開議 午前9時15分

-----○-----

○議長（大田英勝君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（大田英勝君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

2番、高田豊繁君。2番。

○2番（高田豊繁君） おはようございます。大変天気もよくてすばらしい議会日和ではないかと思います。

それでは、先般通告いたしました通告書に従いまして、順を追って質問をいたしたいと思います。

1 教職員住宅の整備対策について

- (1) 教職員住宅のトイレの水洗化はどの程度進んでいるか。
- (2) 老朽化が進んでいる住宅もあるが、トイレ、台所等の水回り、合併浄化槽等衛生設備を改修・更新し整備する考えはないか。

2 奄美群島の国立公園指定について

- (1) 現在どのような進捗状況であるか。
- (2) 国立公園の指定区域の線引きについては、極力民有地の利用に支障を来さないよう配慮すべきであると考えるが、その対策をどう講じているか。

3 地方創生対策について

- (1) 地方創生が時代の要請となっていることから、これに集中して取り組むため、地方創生対策室を設置する考えはないか。
- (2) 子育て支援対策の一環として、遊具等を配置した児童公園を各校区に整備する考えはないか。

4 町育英奨学資金貸与制度の拡充について

- (1) 現行の貸与制度のほかに、大学等への進学時に必要な入学金や生活準備金等に充てるため、金融機関から借りる教育ローン等の利子補給制度を創設し、島の宝である子供たちの成長を支援する考えはないか。

以上、7点についてお伺いしたいと思います。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） おはようございます。よろしくお願いします。私のほうからお答えいたします。

まず最初に、2-(1)についてお答えいたします。

奄美群島国定公園の国立公園への移行指定につきましては、現在、環境省において移行作業が行われています。当初計画においては、平成26年3月末までに移行する予定ということで、環境省の関係職員から説明を受けましたが、当初計画よりも遅れているのが現状であります。

環境省奄美自然保護官事務所に確認しましたところ、本町以外の希少野生動植物が存在する地区の地域指定の関係で遅れているとのことです、できるだけ早く国立公園への移行指定が実現するよう努力してまいりますということでありました。

次に、2-(2)についてお答えいたします。

国立公園の指定区域の線引きにつきましては、環境省の方針である道路界を基本としながら、最も海岸に近い道路が指定区域との境となるよう、環境省にお願いしてきたところであります。

環境省の奄美群島国立公園に指定区域の案を確認しましたところ、本町陸域の第3種特別地域につきましては、ほぼ本町が要望したとおりとなっております。

本町陸域の国立公園第3種特別地域の予定面積は、現在の奄美群島国定公園第3種特別地域よりはるかに小さくなっています、おおむね民有地の利用に支障を来さないように配慮がなされているものと考えております。

次に、3-(1)についてお答えします。

厳しい環境下にある地方の活性化に向けて、大きなチャンスと言える地方創生対策につきましては、お陰様で第一弾として本年度の補正予算で措置させていただき、取り組みをスタートしたところであります。

地方創生に係る国の5年の総合戦略期間に併せて、新年度の早い時期に与論町総合戦略推進委員会を立ち上げ、9月頃を目途に本町版の総合戦略を策定することとしているところです。

御提案の地方創生対策室の新設につきましては、現在のところ特に必要がないのではと考えておりますが、今後の予算や事業規模及び事務量等の推移を勘案し、対策室による対策も検討してまいります。

今後のスケジュールとして、まずは総合戦略の策定を急ぐとともに、新年度からの国の動きをしっかりと見ながら策定した戦略に沿って本町の創生につながる課題解決に向けて、全職員をあげて取り組んでまいる所存であります。

次に、3-(2)についてお答えします。

国が支援を行う地方創生に係る事業・施策につきましては、施設等のいわゆるハード整備事業ではなく、ソフト事業等を主な対象としております。

したがいまして、御提案の児童公園整備につきましては、地方創生関連事業の活用は難しいところがあろうかと考えます。

もとより、子育て支援という観点から児童公園等の整備につきましては、課題の一つであり、当面は既存の施設整備の一層の有効活用に努めながら、今後の対応策を検討してまいりたいと存じます。

最後に、4-(1)についてお答えいたします。

島の宝である子供たちの成長を支援することは、本町にとりましても極めて重要なことであると認識しております。

御提案の利子補給制度の創設につきましては、教育委員会とも連携を図りながら、今後検討してまいりたいと存じます。

あとは、教育長よりお答え申し上げます。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） それでは、質問の要旨の1についてお答えしたいと思います。

現在、水洗化がなされていない教職員住宅は、増木名住宅3棟5件と古里住宅2棟4件となっております。

当初、周辺に道路、側溝等がなく流末処理ができない現状にあり、簡易水洗として利用している現状であります。

要旨2についてです。

現在、老朽化した建物も多く、内装や外壁の塗装・流し台の設置替え等の時期にきております。支障のある箇所につきましては、修繕等でその都度対応しておりますが、財政担当課とも調整をしながら順次整備を進めてまいります。

また、浄化槽につきましては、現在検査の結果、水質等は適正であり緊急を要しませんが、今後は単独処理浄化槽の老朽化の進んでいる箇所から、順次合併処理浄化槽に設置替えを進めてまいります。

次に、4-(1)についてです。

町長の答弁の後のほうにもあります。与論町育英奨学資金は、本町に生活の本拠を有する者の子弟で経済的理由から修学・進学が困難な高校生に月額1万5000円、専門学生・短大生・大学生等に月額3万円を貸与しています。

与論町育英奨学資金の貸し付けは、昭和42年度より開始し、平成26年度までに高校生173人、専門学生52人、短大生33人、大学生142人、大学院生2人、合計402人に貸し付けられています。

新制度を創設し、島の宝である子供たちの成長を支援する考え方を大いに理解できますが、26年度に続き27年度も財政的にも大変厳しい状況の中で、年額1044万円を貸し付ける予定であります。

金額面や利子補給制度の方法等も含めて、検討していく必要があると考えます

で、今後とも御理解をよろしくお願ひいたします。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） まず最初の教職員住宅のトイレの水洗化についてからいきたいと思いますが、今現在、増木名住宅の5件、それから古里住宅の4件となっていますが、いずれもこれは那間校区の範囲内にありますが、今建っている建物については、かなりの年数が経っています。そして、御答弁の中にもありましたが、道路側溝等がないというのが、まず理由として言われています。道路側溝がなくても、今はできるようになっていますよね、教育長先生のところもそうでしょう。すぐ近くだから僕は言っているのです。それで、工事はどのくらいかかるかというのは試算はされましたか。7日間だったですか。

○議長（大田英勝君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（池田直也君） 増木名住宅で大体320万円、教育長の家の前のほうの住宅です。

そして、古里住宅で280万円の概算です。一応浄化槽については、合併で、なつかつ地下浸透での積算であります。以上です。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） 概算でおっしゃると、私は実際、水道衛生工事会社から見積りをいただきました。ちなみに今教育長がおっしゃられる、例えば、増木名住宅の旧校長住宅を除きまして、今コンクリート建物が2戸ずつ入っているのが2件ありますが、この4戸に対して見積りをお願いしたのですが、諸経費まで入れますと、480万円ぐらいかかるということで、1戸当たり120万円、これは完全な合併浄化槽です。それから、浸透工事まで含めて、放流装置まで含めた話です。480万円ですから、120万円ぐらいずつ1戸当たりかかるのです。

そうしますと、例えば、増木名と古里、旧校長住宅と合わせますと、1080万円ぐらいということで、いろいろな補助事業もないわけではないでどうが、またいろいろ大変なところもあるでどうが、そのぐらいの工事費でございますので、26年度事業で、体育館等の学校施設の耐震化、補強工事も完了しまして、両小学校とも学校教育現場が安全・安心の現場が確保されまして、大変有り難いと思います。

また、トイレ等につきましても、先般の予算委員会でも申し上げたのですが、大変職員各位の努力によりまして有り難いと思います。

ちなみに、今、入居している先生方なのですが、ほとんど本土から来られる若い先生方、特に女性の教職員の方々が多くなっている状況にあります。その中で、先生方がなるべく、今は普通の水洗便所というのはごく普通の社会的な施設のスタン

ダードなものなので、これを今そのままのくみ取りでは、ちょっと具合も悪いということで、先ほど私が提示した見積書というのは、今はウォシュレットなんか普通の状態です。そこまで完備していますので、そこら辺も御検討いただきたいと思います。

今、Aコープに行くと右側のほうに大変すばらしい多機能付きのトイレ等もございますが、ぜひああいうものも御参考にされながら、個人の方々のトイレは最高級のトイレがそろっているのですが、ああいった公共的なところは、大体それがスタンダード的なものなので、早急にこれを対応していただきたいと思います。

ちなみに、こちらに来られる先生方というのは、赴任してから帰られるのですが、やはり与論島の待遇関係もですが、文化等も大きな観光大使的な役割もあるかと思うのです。そういうことで、ぜひ学校施設もある程度のめどがついたところでございますので、お願ひしたいと思います。教育長お願ひします。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。まさにおっしゃるとおりですで、多分町単独事業になっていく見通しもありまして、先ほどの試算等も比較しながら順次、入れ替わりの職員の動きとか、工事のタイミングとか、そういったことも順次検討しながら、入れ替えていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） ひとつよろしくお願ひします。27年度でできなければ、28年度でできるように、できれば補正ですが、そういうことでお願いしたいと思います。

次に、奄美群島の国立公園指定についてですが、当初の説明からするとかなりずれ込んできているような感じがするのですが、現時点では、奄美群島の国立公園化、さらには世界自然遺産指定化という、そういう流れがあるのですが、そういった中で、現時点での事務方のほうの見通し的なめどとしては、いつ頃になりそうですか。

○議長（大田英勝君） 環境課長。

○環境課長（福地範正君） ただいま御質問の移行の時期に関しましては、町長の答弁にもありましたように、当初計画よりもかなり遅れております。その時期ですが、大島には自然保護管事務所という国の職員が常駐しておりますが、国定公園から国立公園の移行に関しても担当しているのですが、そういう方々のお話を聞きしますと、いずれにしても国立公園に移行するために、早めに移行できるように努力をしてまいります。ただ、いつということは、まだ聞けないです。その問題となつ

ていると申しますが、区域指定でまだ解決できていない部分がありまして、そこが解決できましたら、国としては早速国立公園化に向けた作業を進めていくということでした。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） 御答弁の中で「本町以外の希少野生動植物が存在する地区の区域指定の関係で、大幅に遅れている」という内容でございますが、これは奄美大島本島と徳之島のことを指しているのですか。

○議長（大田英勝君） 環境課長。

○環境課長（福地範正君） 大島本島だと理解しております。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） はい、分かりました。

次に、2番目の線引きのことについてなのですが、これまでの奄美群島国定公園の場合に、ヨロンマラソンのコースである上田線から外側が那間地区の場合は特に、かなりの距離があって、上田線から外側が、そうすると民有地もすべて指定されていた関係で、非常に土地利用の上からも、農振地域と重なっているのですが、そこら辺の土地利用の関係もかなり難点がありまして、極力民有地というのは、あまり動植物もいないわけで、キジはいますが、そういうことで土地の利活用に支障を来さないように、やはりチェックをしていく必要があると思うのです。

例えば、百合ヶ浜の大金久線、赤崎線から外側の公有地とか、それから岩礁地帯とか、ビーチ付近の岩礁地域とかは、当然これは必要だと思いますが、なるべく民有地に被らないように事務方のほうのチェックをシビアにしていただきますように要請しておきます。何かこの点について、課長のほうから。

○議長（大田英勝君） 環境課長。

○環境課長（福地範正君） ただいま御指摘の件につきましては、町長の答弁の中にもありましたが、国立公園への移行に向かって、国等から相談があった時点から、本町といたしましては、極力民有地を避けるため、特に上田線から海側の一帯は、畑関係の構造改善と申しますか、整備がされている関係で、新しく道路が海側にたくさんできています。そういうことも踏まえまして、極力従来の上田線から更に一番海に近い道路を境にするようにということでお願いしております。

残念ながら今のところ案という形での区域図もありますが、現在のところ奄美群島全体の区域指定がまだはっきりできない関係で、資料的には提示できないですが、取扱注意ということで難しいのですが、本町が従来から希望してまいりました一番海岸線に近い道路を境にするようにお願いしてまいりましたが、ほぼ本町の要望どおりの案となっています。以上です。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） やはり、今の課長の説明では、当初もそのような話もありましたが、海岸線から近い道路というのは、非常に今自分の耕作道路的なところもありますし、やはり不確定のところがありますよね。そうすると海岸線の道路、例えば、賀義野辺りとかでも土地改良が進んでいるので、そこから外側というと、例えば、民有地がかなりの田畠があるところがありますが、そこら辺まで公園にする必要は全くないと思いますが、もっと向こうからのオファーだけではなくて、こちらから、町民の営農に支障を来さないようなことを積極的に申し入れする必要があると思いますが、町長はいかがですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） その点については、おっしゃるとおりで、今まで国定公園で非常に苦労しています。そういう関係もありますので、今度の国立公園の候補地としては相当削ってあります。賀義野地区のほうも海側の防風林地帯の根っ子のほうからなっていますので、その点は厳しく要望をしてやってあります。

それから、国定公園の場合は、開発しなければならないところも守らなければならぬところも一緒にたに国定公園という感じがありまして、結局今度の国立公園については、どうしても開発が必要な地域というのは外してあります。その点は、町民にも何回か全部説明をいたしまして、御理解を得ているつもりです。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） これは、国立公園になると、全く手が付けられないと解釈するのが普通の考え方だと思うのです。ですから、国立公園さえも厳しかったのですから、例えば、別荘の開発とか、そこら辺もありますし、やはり守るべきところはもちろん守らなくてはいけないのですが、そういうことで、この線引きについては、例えば2万5000分の1ぐらいの地図のベースで物事を考えるのではなくて、せめて3000分の1ぐらいのスケールで、あるいはまた1000分の1ぐらいのスケールで細かくチェックを行って、決して後世において、あの時誰が担当したかとか、そういうふうに後ろ指を指されないように努力していただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

続きまして、地方創生対策についてですが、対策室の設置についてですが、やはり新しい事業がありますし、文科省をはじめ、厚労省、総務省など、多くの省庁からいろいろなメニューが今出てきています。そういうことで、とにかく幅が広いということをございます。このタイミング、この潮流、時勢に乗り遅れると、これは与論町にとっては取り返しのつかないことになりますので、この「まち・ひと・しごと」という、これに念頭を絞って、スペシャリストとか、そういったスタッフ

も十分に備えた状態で、役場の縦横の連携も取りながら、ここに集中的に頑張っていただけようにお願いしたいことです。

町長、再度お願いしたいのですが。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） それはタイミングを失うと全部駄目になるので、その点は非常に気を遣ってやっているのです。既に全職員網羅した形で、いろいろな提案をしてもらい、課長会で検討をして、3回か4回チェックをしているのですが、大体の事業のお願いしようというのは、もうピックアップできるのです。それがもう一步前進する段階で、やはりおっしゃるとおり対策室が必要ということになれば、即できる体制は今から検討していきたいと思っています。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） この対策室と申しますのは、実施レベルの各課におろしていくのです。建設課あるいは産業振興課、あるいは町民福祉課におろしていくのですが、その実施計画を取りまとめるまでの構想とか、基本計画をやはり町民からの聞き取り、いろいろな情報の収集、もちろん各課もそうですが、あらゆる事業所とか、そこらあたりとの意見の調整が主たる仕事になるかと思うのです。観光の面に関しましても、そういう意味合いで、私は必要ではないかとの提案で御理解をいただきたいと思います。

その次に、児童公園のことについてですが、公園というのは外郭は確かにハードかもしれません。公園というのもいろいろなジャンルがありまして、都市公園とか、それから児童公園、緑地公園とか海浜公園とかいろいろあるので、確かに、より国民の多くの市民、町民が利用するのは、不特定多数の方々が利用するのは、そういったハード事業だと言えるのかと思いますが、今、私が申し上げたのは、少子化、あるいは子育て支援に対する意味合いで申しているのですが、例えば、今麦屋公園、麦屋の漁港にありますが、あれも非常に今まで子育て支援、お母さん方に大変喜ばれてきたのですが、やはり海のそばということもございまして、老朽化も進みまして、そういうところから今回のこういったものを対象に、見直しをしていたく考えはないかということ。

それから、那間の石峯さんのぱるヤドウイというのが、町民の方々、あるいはまたお子さんを持っているお母様方が、あそこに集まって子供さんの育児をしていただいているという要素があります。例えば用具、遊具、そういったものだけでも、例えば、その地主の方々と協定を結んで、遊具等の、結構遊具はお金がかかるのです。お金がかかりますから、そういったものを敷地を利用させていただきながら、お母様方、子供さんたちが楽しめるような遊具、そういったものをソフト事業

として取り組んでいただいて、そういう協定を結んで、そういうことも運用の問題だと思いますのでできるのではないかと思います。

さらに、今コースタルほうも空いているところもあるかと思いますが、なるべく少子化の時代ですので、そして女性の方々の職場での職務体制も、国が求めているのですで、そういうことに対応することも必要ですので、この公園整備については産業振興もさることながら、やはりこの面に関しては、町長の指導力のもとに是非頑張っていただきたいと思いますが、町長お願いします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 児童公園の件につきましては、もちろん子供たちの健全な育成のためにということもあります、そのほかに緊急時の避難場所としても大きな意味をなすところでありますと、是非検討してまいりたいと思っています。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） 次に、これで最後かと思うのですが、町の育英奨学資金貸与制度についてでありますと、今現在の内容につきましては、教育長のほうから先ほど御答弁がありました。例えば、大学に絞って言いますが、月額3万円だということで、それで一応入学金とか、宿舎を借りたり、下宿を借りたりするという一時金というのは、これは民間の金融機関に頼ったり、役場の場合は共済からの借入れかと思いますが、ちなみに、ここで利息のことをお話をさせてもらいたいと思いますが、町の奨学金はいいということにして、国のほうから出しているのが一般的なのが、この間教育委員会のほうからも見せてもらって、大体内容はお伺いしているのですが、日本政策金融公庫が出されているのが国の教育ローンということで、これが大体のポピュラー的な存在になっていますが、こちらの場合は上限が350万円だったですか、そういうことで、最長が15年返済ということになっています。金利が年に2.25パーセント、これは26年11月10日現在です。それとJAさんがされているのが、通常は3.7パーセントなのですが、これはキャンペーン機関中ということで、11月4日から5月29日まで契約していただく方に関しては1.7パーセントだということで、高いという状態ではないのですが、ちなみに共済のほうから借り入れた場合は幾らですか、総務企画課長、分かりましたら。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖野一雄君） 申し訳ございません。勉強不足で手元に資料を持っておりません。後ほど必要であればお答えしたいと思います。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） そういうことで、2.25とか3とか、従来からしたら確かに低い数字ではあるかと思うのです。ちなみに利息を考えますと、仮に200万円借

りるとしますと、これを10年で返済しようとしますと、10年の利子の合計が2万円ぐらいになるのです。これはもちろん委員会のほうからいただいた資料も大体近い数値できていますが、そうしますと、仮に200万円だとしたら、1人当たり22万円です。そうしますと、10年で22万円ですので、1年に直しますと2万2000円です。そうすると、仮にこの間、例えば与論高校を卒業された方々が43人ですが、仮に40の方々が200万円ずつ借りるということになると、1年に88万円ぐらいの金額になるのです。ですから、そんなに目の玉が飛び出るほどの数字ではないということです。そこら辺は、もちろん試算された上で答弁はされたと思いますが、いかがですか。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） 今おっしゃられるように、私たちも国の教育ローンの2.25と、保証料1パーセントでやった場合が、300万円借りて10年で54万円ぐらい、私の試算では。JAの1.70で7年以内で借りた場合が20万円ぐらい、今おっしゃられる議員の査定とほとんど同じ状況であります。

問題は、利子補給制度というものに対する必要性が、どの程度であるかということと、利子補償をする20万円とか50万円のほうと、この月掛けのことと、ニーズというものもどうであるか。それから、貸した効果はどうなのかというのも、まだ十分な検討をしていないことと、意見を聞いていないということです。先ほどの「検討をしていく必要がある」というお答えになったのは、そういう意味です。全くの貸与制度というのも当然検討課題の1つには入っていますが、意欲とか財政とか、様々なものを掛け合わせて、より意味のある貸与制度というのが将来の子供たちを育てるためのものとなるというのは、どれがいいかというのは、総合的に検討していく必要があるという意味です。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） 非常に今現在、島の経済も非常に厳しいところがあるかと思います。そういう中で、やはり子育てをして与論島の少子化を議論したり、それから2人も3人も頑張ってくださいというふうにして、いろいろな子育て支援対策もあります。ですが、まだまだ出産の時に島外へ行く支援金とか、まだまだ不足だと僕は思います。そういう中で、島外の大学にいかせることは、かなりの負担になるのです。そういうことで、少しでも町からの支援体制というのは、あるとなし、金額の大小もですが、やはり全然違うと思うのです。そこら辺の町民と寄り添っていくという考え方からしても、教育長、もっと前向きに頑張っていただいてもいいのではないかと思います。

ちなみに、国が今回の地方創生で考えているのは、ここまでもう言っているので

す。学生が地方で就職するなら奨学金をすべて減免すると、ここまで踏み込んできている時勢なのです。これは総理自ら検討に入っているのです。ですから、そういう時代の流れの中ですので、今までの旧態依然でどれだけ1年1年予算を出していますよという、そういう答弁ではなくて、こういうことだが、これだけの金額が必要となるということで、先ほどおっしゃったように、数字に対して答弁をしていただきたいなというところもあります。

そういうことで、時代のそういったすう勢もありますので、是非御検討をいただきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。教育委員会でも時間をかけて複合的な支援体制というのも大事だと思いますので、一般の月掛けの奨学資金、そしてやはり今のように4月、5月にかかる場合への支援の在り方とかという視点がございますので、そのことについては、こういう利子補給制度というのも非常に貴重なものであると思います。ニーズも含めて少し時間をかけて多方面で支援できる、同じ予算の中でもできる場合と、別につくる場合等もありますので、検討させていただきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） ありがとうございました。是非ひとつ、早急にいい検討結果を出していただくようにお願いしたいと思います。

それから最後に、これは一般質問の内容ではないのですが、これから新年度27年度に向けて、南町長から施政方針もいただきました。そこで、予算もかなり対前年比伸びの予算が示されているところでございまして、さらに町長以下、職員の方々の頑張りが必要だと思います。

南町長は、町長就任前には与論町民の大悲願でありました与論空港の建設、そして、与論町の観光協会をはじめ、観光振興、そして商工会の育成・振興、さらにはPTA活動等の教育振興にも多大なる御尽力がございました。

また、現在の古里の浄水場の建設関係の水資源の構想につきましても、当時の町長と一緒にになって水資源の対策に奔走されました、これはひとしく私どもが本当にこうして尊敬してやまないところです。

そして、町議会に当選された後も町議会議員を経て、その後、与論町長として、平成11年9月に就任していただきまして、4期16年という町政における前人未踏の金字塔を立てられました。

就任以来、本町の大懸案事項でありました飲料水淡水化施設の整備、さらには火葬場の建設、そして茶花小学校体育館・プールの建設等々、南町長でなければなし

得なかつた数々の偉業を達成され、本町の歴史上大いなる功績がありましたことは、町内外すべての方が周知することです。時代は今、急激な過疎化の問題、少子高齢化の問題、今後本町を取り巻く諸問題が山積する中、町政の運営はさらなる難問題が考えられます。

そこで、南町長にお尋ねしますが、来る9月に予定される町長選への再出馬は、どのように考えていますでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただいまの御質問にお答えする前に、本当にありがとうございました。大変恐縮しております。

実は、1年前から考えていたのですが、今の自分の体力、状況、そしてまた、いろいろな周りの状況を勘案して、ずっと考えてきたのですが、年を考へても、相当年もいってますし、また体力的にもそろそろ自分の進退を検討する必要があるのでないかということを考えてきたのです。おかげさまで、たくさんの方々の御理解、そして並々ならぬ御協力をいただきて、今までこうしてやってきたのですが、この9月をもって身を退かせていただきたいと、しかしながら、私はずっと続けるつもりで、この9月の最後の日まで頑張ることはもちろんです。一生懸命頑張りますが、一応けじめを9月につけたいということを考えております。

そしてまた、新しい方を迎えて、新しい方のもとに一町民として全力を尽くして、御協力を申し上げていきたいと、島の発展に少しでも貢献できるように、頑張っていくつもりでいるのです。

長い間、町民の方々はもちろんですが、議会の皆さんのがいろいろ深い御指導のもとに、こうして今までやってこられたことを心から感謝している状況であります。はつきりしたお答えは、その時にしかお礼は申し上げられないと思いますが、今の私の心境としては、そういうことで、身を退かせていただきたいということで考えています。以上です。

○議長（大田英勝君） 2番、高田豊繁君。

○2番（高田豊繁君） ありがとうございました。新年度もすぐ通過するかとは思いますが、これから残された数か月ございます。そういう中で、やはり今おっしゃられましたように健康が第一でございますし、また職員の指導、そういったものが非常に大事かと思いますので、これから今後の新年度の事業計画、あるいは行政全般にわたりまして、町長のさらなる御活躍をお祈りしたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（大田英勝君） 2番、高田豊繁君の一般質問を終わります。

次は、3番、町 俊策君に発言を許します。3番。

○3番（町 俊策君） 単刀直入に質問をいたします。

まず、今回私が質問する事項は、観光問題についてですが、この諸問題の解決について、予算の効果を最大限に、そしてまた、縦割り行政という事実を各課が横にまたがって連携していくことによって、小さな予算が効率的に使われるのではないかという前提の考え方をもっていまして、その中の質問です。

1 環境教育エリアの整備対策について

- (1) 現在整備中のビドウ地区の遊歩道にリサイクルセンター、一般廃棄物最終処分場、建設予定のごみ焼却施設の見学路を整備、連結し、この一帯をリデュース、リユース、リサイクルの3Rについての環境教育に活用できるエリアとして整備する考えはないか。
- (2) 環境教育エリアとして整備をするためには、商工観光課が遊歩道を整備しているほかに、例えば、3施設への見学路の整備や、各施設と3Rについての説明看板の設置は環境課が、遊歩道周辺の植栽の保護と説明は、産業振興課が、そして遊歩道から眺望できる四季ごとの落日の位置や北緯27度線の沖縄の本土復帰にかかる説明は教育委員会が担当するといったように、関係課等による緊密な連携のもとでプロジェクト（開発事業）として位置づけ、推進していく必要があると痛感されるが、町長はどう考えているか

2 大金久海岸周辺の整備対策について

- (1) 現在整備中のコテージエリア、グラスボート乗船受付施設を含む旧コテージエリア、野営場等周辺一帯の環境整備については、住民からアイデアを募り推進していく考えはないか。

3 遊歩道等の活用対策について

- (1) 大金久から船倉に至る遊歩道は砂に埋まり通行できない状態が続いているが、既存の施設と周辺の環境を再整備して有効に活用する考えはないか。

以上につきまして、お答えをお願いいたします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただいまの御質問にお答えいたします。まず1-(1)についてお答え申し上げます。

一般廃棄物処理及び3Rの推進等に関する環境教育は、本町の将来を担う子供たちにとって大変重要なことですので、今後、教育委員会と連携を図りながら実施してまいりたいと思います。

新しく建設予定の焼却施設につきましては、「公募型プロポーザル方式」により、業者を選定し、建設することになりますが、「プロポーザル方式技術審査基準」の中に「見学者への配慮」についての項目を設けてありますので、環境教育にも配慮された施設になるものと思われます。焼却施設の整備につきましては、環境教育を考慮しながら進めてまいりたいと考えています。

次に、1-(2)についてお答えいたします。

新しくできる焼却施設の周辺は、風光明媚な場所で県により遊歩道が整備されています。

焼却施設の整備にあたっては、遊歩道側からの景観が悪くならないよう、関係課と連携を図りながら、植栽等の環境整備を実施してまいります。

また、現在整備している遊歩道の中に周辺の島々の説明のほか、沖縄復帰40周年記念イベント等の説明看板を設置する予定です。

次に、2-(1)についてお答えします。

大金久海岸周辺一帯のキャンプ場施設につきましては、平成24年度より奄振事業を活用し、整備を進めておりますが、今年度でコテージ等の整備を完了する予定です。今後は、施設の活用に向けて、指定管理制度の導入も視野に入れて進めていくこととしておりますので、周辺一帯の環境整備も含め、広く地域住民からアイデアを募集していくことで、より利用しやすい施設となることが期待できるものと考えます。御提案の方向で進めてまいりたいと思います。

最後に、3-(1)についてお答えします。

大金久海岸周辺一帯のキャンプ場施設につきましては、平成24年度から奄振事業を活用して整備を進めており、新年度は既存遊歩道の再整備を進めることとしています。与論島の一番の観光スポットである百合ヶ浜へ渡るグラスボートが大金久海岸から出港しており、夏場は多くの海水浴客でにぎわっていますが、百合ヶ浜に行った後に、大金久海岸にとどまる環境が少ないように感じます。与論を訪れる多くの観光客が利用する大金久海岸周辺一帯にある既存の遊歩道をランニングコースとして利用できる施設として、リニューアル整備することで、周辺一帯に滞在する利用客の増加を期待できます。

また、近年は個人手配旅行が主力となり、周遊型から滞在型へと移行している中で、都会とは違う“異次元”的な世界を求めながらも、生活レベルの向上から利便性を追求する旅行者が増えてきています。近年の健康志向もあり、トラベルランニングなどもブームとなっている中で、旅行先で快適に走ることができる環境も旅行先を選ぶ大きな魅力の一つとなっています。

また、同時に防風林の再整備も進めていくことが重要です。既存の施設を生かし

ながら、時代のニーズに沿った施設整備を行うことで、これまでの客層に加え、新しい観光客の獲得が期待できるものと考えます。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） 明確なお答えをありがとうございます。

特にここで私が申し上げたいのは、各課単独でやる事業には予算の規模が小さいので、その効果が非常に薄いのではないかと。例えば、今質問いたしましたビドウのリサイクルセンターを含めた施設ですが、このエリアを整備すれば修学旅行生も与論に来ます。島の生徒達も含めてですが、ここでの環境教育、島に行ったら何が学べるかということになるだろうと思いますが、都会では3つの施設が1カ所に集まっているところは少ないと思います。

ですから、それとあわせてちょっと息抜きに遊歩道を歩くと、遊歩道も教育的効果があったほうがより修学旅行生にとってはいいのではないか、また島内の小中高生にとってもいいのではないかと思うのですが、ここはその説明文、例えば、太陽は夏場はここからどの付近に沈むよとか。それからまた、四季によって太陽の沈み方は違うのだよということも、あそこなら分かりやすいです。

それから、ソテツの自生群、今は枯れて死にそうなのですが、保存は、産業課で植栽も含めてやっていただければと思います。あわせてあの付近には、ハマボウフウとか、サクナとかアザミとか、いろいろな薬草と言われる、ユリも含めて植物が生えています。そういう植物の説明等は、教育委員会のほうでやっていただくとより効果的かなと、観光課は視覚で訴えるものでしょうが、より子供たちのためになるのはそういうことではないだろうかと。

またあわせて、与論には山口誓子という俳人が来島されているのですが、二つの名句を残されています。それらも一つの縁だと思いますので、俳句ポスト、あるいは、短歌でもいいし、そういうたポストを要所要所に設けることも必要だらうと、こういったことはやはり教育委員会のほうでやっていただくのが適切かなという考えをしております。

それから、これは観光課の仕事かもしれません、せっかく遊歩道をつくってもお客様の過ごし方を提案しなければならないだらうと思います。遊歩道一帯で、あるいはどこかまで歩いていって一日、百合ヶ浜方面で一日、それから島の中央付近の旧跡をたどって一日と、そうしますと与論の中にもいろいろ変わったコースが設定できます。そういうことで、もう少しきめ細やかに、そしてお客様が喜ばれる、お客様に自慢できるような、そういうたコースも設定が必要ではないかと。そして、それを見やすくする、訪ねやすくするという配慮も必要だらうと思います。

それから、飛び飛びになりますが、大金久の整備対策についてですが、何もモク

マオが成長するのを待つ必要はないと思うのです。それは成長するに越したことはないわけで、大きな木になってもらうのは有効なのですが、その手前は、例えば、ヤシを3、4本、少し高めのやつ、小さいヤシではないです。まとめて植えて修景するとか、いろいろなアイデアがあると思います。今の枯れたモクマオも片づけないと、いつまで経ってもあの状況では問題があるのではないだろうかと、とにかく1つのエリアだけでもきれいにしていくと、そういったことを考えないと、せっかく建物はコテージをつくっているのですが、あれではお客様にお泊まりくださいという施設ではない、環境ではないと思います。その辺のところをもう1回島内から意見をもらって、整備をしていただきたいなという気がいたします。

観光課が一生懸命やっているのですが、やっていることに文句を言っているわけではなくて、マンネリ化しているのではないかという懸念があります。整備について、今までの有り様について、もう一度違った視点から考えを変えていくということも大切ではないかという気がいたします。

それから、クジリ橋周辺の整備ですが、あれも見せてはいけないです。クジリ橋の下にモクマオが腐ったままになっています。ああいった物も引き上げてほしい。それから、臭いのする泥水をどこかで1回浸透させる、そういったことも考えてほしいなと思います。

それから、船倉の船揚げ場にグラスボートが横たわっています。遊歩道をふさいでいますし、浜におりる道もふさいでいます。あれも周辺の人聞いてみると、ずいぶん前のままだそうですが、個人が持ち主だからということなのでしょうが、その人と話し合って、応援すべきは応援して手伝ったりして、片づけてあげるというのも行政の親切ではないかと思います。

要するに、私が最も言いたいことは、いろいろな整備すべきことが一番のポイントであるところの整備が非常に遅れているということと、それから、もう1回お客様の立場になって、どうしたら喜んでもらえる観光地にできるかという見直しをやるべきではないか。お客様が何を求めていらしているかということも含めて、もう少し真剣に、そしてまた観光課だけではできないと思います。環境課とかそういうところでやっていける。そういった従来にない横の連携というか、そういったことについて、是非指導をお願いしたいと思いますが、この件について、町長、お考えをお願いします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今言われた課の横の連携ということの重要性というのは、私も非常に感じているところです。予算面とか、いろいろな効果の出し方というものについては、横の連携が一番大事で、このことはおっしゃるとおりだと考えます。

今回のごみ焼却場のことについては、毎年、台風が来る島でありまして、毎年災害の残がいが相当出ることを想定しなければならないということも考えまして、今指摘されています、非常にお叱りを受けているのですが、表玄関がごみ置き場みたいになる、これを解消することがなかなか難しくて、今までほかの所をという考え方を相当検討もしてきたのですが、なかなかできなかつたというのが現状です。そういうことを考えたときに、新しい施設をすることによって、その場所を一時的に保管する場所を表玄関から変えられるのではないかというのが1つの考え方があつたのです。また、推進委員会のほうでも周辺整備、表玄関であるというのを非常に念頭に置かれて、その整備については、非常に事細かく注文を受けています。また、そのとおりやろうということで、私どもとしても表玄関ということを常に頭に置いて周辺整備は徹底してやっていく必要があるということで、土地の交渉からずっとやってきています。なかなか土地の交渉は実現しなかつたのですが、そのほかの部分でできることを最大限にやっていきたいということで、今検討しているところで、工事が着々と、ビドウの遊歩道もできていますし、向こうへつなぐ道も今つくっているところですが、あの辺が見学地としてもいいように、恥ずかしくないような施設をつくりたいということを考えています。今後また、いろいろな方々の御指導を受けて検討をして進めてまいりたいと思っています。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） 是非、「災い転じて福」という言葉が適當かどうかはわかりませんが、今、だしている計画を教育的な施設という立場の中で、隠すのではなくて、見せて、見せるためにはどうすればいいかということで、是非将来の子供たちにとっても、また我々一般社会人としてのモラルの高揚とか、そういった面においても是非ここを一つのモデル地区としての施設整備を是非お願いしたいし、それにあたっては、一つの課だけの予算ではなかなかやれないので、プロジェクトチームをつくってやっていくような、そういう地区的プロジェクトチームということで、チームを編成する必要性があると思いますが、町長、いかがですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） そういうことで、また検討させていただきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） 以上をもちまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大田英勝君） 3番、町 俊策君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

—————○—————

休憩 午前10時26分

再開 午前10時39分

-----○-----

○議長（大田英勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、1番、林 敏治君に発言を許します。1番。

○1番（林 敏治君） 平成27年第1回定例会の一般質問を行います。

1 農業の振興対策について

- (1) 古里地区畠地かんがい事業は、どのような推進状況であるか。
- (2) キジ、カラス、ヤスデ等の鳥獣や害虫による被害が増えるのではないかと懸念されるが、政策をどう講じていく考えであるか。

2 商工観光業の振興対策について

- (1) 消費喚起プレミアム旅行商品券助成事業については、誘客が促進されるとともに、商品券が流通することにより、島内消費が喚起されると期待するものであるが、具体的にどう推進していく考えであるか。お伺いをいたします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただいまの御質問にお答えします。

まず最初に1-(1)についてお答えします。

古里地区の事業につきましては、平成26年6月議会で9月以降推進しますと、答弁しております。その時点では、推進体制の案はできていましたが、過去に県と土改連の協力を得ながら2回失敗していますので、現在慎重に推進委員の人選、工事の種類、地区の範囲の設定などを検討しているところです。この事業に限らず、土地改良事業は補助率が高い割に採択要件が厳しく、法手続を経て採択となるため、特に同意率については、100パーセントを要求され、施工同意も求められます。その上で投資効果が上がる事業しか採択されませんので、今後まとまって地元の同意が上がるような地区設定や工事の種類の調整、推進法等の検討を進めてまいります。

次に、1-(2)についてお答えします。

カラス対策につきましては、沖永良部で年間100羽から200羽ほど捕獲実績のあるカラスの捕獲箱を年明けの1月上旬に製作し、ラブセンター西側の崖下に設置してありますが、今のところ、まだ実績は上がっておりません。

キジ対策につきましては、わなやトビ道具は狩猟免許を所持しないと使えませんが、素手での卵の採取は狩猟免許不用ということですので、卵の採取と、その買い上げという取り組みで総羽数を減らし、被害を軽減できないか、今後検討してまい

ります。

ヤンバルトサカヤスデにつきましては、平成20年前から異常発生が確認されていますので、ヤンバルトサカヤスデは、人や農作物に直接被害を与えることはありませんが、繁殖力が強く、おびただしい数で発生するため、見る人に強い不快感を与えます。町といたしましては、平成22年度からヤスデの駆除剤購入に対する補助を行い、蔓延化の防止に努めているところです。

最後に2-(1)についてお答えします。

商品券につきましては、旅行代理店にヨロン島への飛行機利用の旅行商品に対し、3,000円、船の旅行商品に2,000円のクーポン発行を依頼し、ヨロン島観光協会において、パナウル王国通過スターと引き替え、島内の店舗等での利用後に換金いたします。

なお、この事業は地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用するものです。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） 農業振興対策につきましては、前回も質問をいたしましたが、進展がなく、この事業が消滅しないか大変心配をしています。再度確認をいたしたく質問をしております。

なぜ進展がなかったのか、その具体的な説明をお願いします。

○議長（大田英勝君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） お答えいたします。

昔は、こういう事業の計画は、長期計画ということで調整していましたが、現在は、農村整備事業管理計画ということで、毎年1回沖永良部事務所において、何年度にどこどこ地区というのを調整しています。その中で、一番今新しい地区が朝戸地区、28年度新規の予定です。29年度新規が那間北地区、那間南地区、2地区の予定です。これも前年26年に推進をかけまして、非常に同意率が上がっています。そういうことで那間南が先行しております。

古里地区につきましては、昨年の管理計画のときは、平成30年、31年のところに順番が繰り下がっていますが、これは同一いかんではとか、地区設定をもっと小さくして同意を上げたら、飛び込みでこの順番は繰り上がったりします。そういうことで、第1古里と、第2古里に分けましたが、第1古里が90町歩、第2古里が100町歩あります。第2古里はウチバラのほうでございまして、これでもまだ面積が大きすぎて、また同意率が上がらなくて、また失敗するのではないかという懸念がありました関係で、このように地区設定とか、畑かんの工種に加えて果たして大丈夫かというのも検討しているところでございます。以上です。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） この事業につきましては、20ヘクタール以上の同意があればできると聞いていますが、今答弁された内容を見ますと、第1古里は90町歩、第2古里が100町歩ということですが、恐らく第2古里、ウチバルですね、そこがある程度私は同意に賛成するものではないかと私は考えています。そのところからできれば、まとまったところから順に事業を行っていただきたいと思います。特に推薦人が、恐らく2、3年前、各集落から出ていると思うのです。ところが、館長が代わるとちょっととしたことでまとまらないということも聞いていますが、この推薦人をできれば執行部のほうで説明していただいて、取りまとめていただければと考えていますが、どうですか。

○議長（大田英勝君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） まず、古里の2工区の前回の同意率ですが、面積割りで2工区は40パーセントでございました。畑かんの同意率です。1工区のほうが43パーセント、これでは90町歩、100町歩の事業設定は全くできません。

範囲を狭めてやるとか、推進委員といいますか、推進委員の教育といいますか、推進前の勉強会みたいなものは、県、土改連も呼んでやりますので、その点は大丈夫です。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） 推薦については、各公民館長を中心にして取りまとめていると思います。古里地区には、那間、朝戸、西区、叶、そういったところの方々の地権者がいますので、やはり相当努力しなければできないものではないかと私も思っています。

そういうことで、今後とも積極的に取り組んでいただきたい。賛成する人も反対する人も、それはもちろんいます。というのは、ボーリングしてポンプをしている方々は、賛成する人も反対する人もいるのですが、特に反対するのではないかと思います。しかしながら、畑かんをすると、これはくみ上げもいいですし、ため池からもいいではないかということで、2カ所から使えるのですから、できれば積極的な推薦人の選定、やはり推進委員の方々に熱意がないと、なかなか集まらないと思います。恐らく、1回目、2回目は、その推薦人の方々が努力不足なのかしりませんが、恐らく全部から同意書は上がってないでしょう。今の43パーセントというのは、多分提出されてない方々も全部含まれています。ただの反対ではありません。つまり推薦人が熱意を持ってお願いして回らないと、私はいけないと思います。そういうことも原因があるかと思いますが、いかがですか。

○議長（大田英勝君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） 先ほど申し上げたのは、面積比での同意率でございます。こちらが調べたところが地権者が両工区で824人いらっしゃいます。それで、今推進委員候補として、我々執行部が考えているのが23名ほど、各集落通してですが、1名当たり35人の地権者になりますが、今度はこれもさることながら、事業をやる工種ですね、土層改良を中心にしてしないと、同意率は上がらないと思います。土層改良というのは、第二真正地区、叶地区でやっている事業です。農道舗装もできます。畑かんもできます。ですので、土層改良を中心に同意を集め、畑かんは面積のまとまったところだけしかできませんが、それをあわせて行うような形で利用推進をしてまいりたいと思います。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） それでは、畑かんと土壤改良を含めた抱き合わせで推進をしていくということですが、これはいつからの予定になりますか、もしやるのであれば、お願いします。

○議長（大田英勝君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） 今、さっき申し上げた那間北、那間南地区、それに28年度から実施予定の朝戸地区の同意取りまとめをやっていますが、その3地区は同意率が高率です。事業実施可能な状態ですので、これが落ち着いた頃から、来年度のヒアリングが終わった頃から手掛けようかなというような、今内部ではそのような話をしていますから、来年の後半になりますか、27年の後半頃だと思います。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） できれば早めに計画されて、できるようにお願いをしておきたいと思います。

次に、キジ・カラス・ヤスデ等の質問をさせていただきましたが、このキジ・カラスについては、毎年猟友会にお願いしているということで、放送も流れのですが、どのぐらいの捕獲をして駆除をされているのかどうか、そのところをお聞きしたいのですが。

○議長（大田英勝君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） キジにつきましては、猟友会に委託はしておりません。あれは島外からハンターが来て撃って、一日の羽数も2羽以内とか限られておりますが、それを持って帰っております。

カラスにつきましては、与論の猟友会の持っている鉄砲では撃てませんので、島外から散弾銃を持っている方々をお願いしてやったりもしましたが、1羽撃って2羽目はなかなか、カラスのほうが賢くて、1羽か2羽が限度でございました。以上

です。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） なぜこういう質問をするかというと、キジについては、サツマイモ、トウモロコシ、それから大根と、いろいろな野菜を食べると聞いています。そこで、日本マルコ株式会社から、ホロホロ鳥の餌を栽培するようになっているそうです。サツマイモ、トウモロコシ、いろいろなものを。少しはサツマイモも植えているみたいですが、そのサツマイモは全部被害に遭っているとお聞きしているのです。ホロホロ鳥の餌として新たな雇用を生み出すような栽培もするようすで、できる限りそういったところをキジについても、何とかして捕獲できるようにお願いしたいのですが、今後どのような対策を講じていくのか。町長。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） キジは非常に頭が良くて、ちょっと怪しい人が来るとすぐ潜つて隠れるのです。旅から来ると飛行場でお会いして話をするのですが、なかなか思うようにいかないというのが現状で、今まででは卵も取れないということで、非常に困っていたのですが、卵も取れるということですので、これを何とか買い上げる方法で、卵のほうからなくせば自然にいなくなっていくという三段論法ではないですが、そういう考え方しかできないのではないか。わなを仕掛けてやろうとしても、わなは猟友免許を持っていないとできない。卵を取るしか方法がないので、卵の買い上げを今後検討していく必要があるのではないかと思っています。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） キジの場合は、やがて産卵時期になりますので、特にローズ畑にいっぱい卵を産んであるようです。飼料畑で畜産の農家がいつも見つけだしていると聞いているのです。それで、そういった見つけた卵を何とか買い上げるとか、二、三千円、どのぐらいか価格はわかりませんが、そういったシステムを考える必要があるのではないかと思っています。

また、カラスについては、なぜこんな質問をするかというと、今年になって1月に那間地区の2カ所で目撃されているのです。ごみ置き場がありますよね、収集したごみ、生ごみも多分それに入っていると思います。そこでカラスが全部食い散らしているのです。そうしているものですから、もうこれはちょっとごみの収集にも大変影響があるなと思って、本当に、これからカラスについても何とか、網で捕獲するということもあるようですが、散弾銃ぐらいで打ち落とすような心構えで、積極的にやっていただきたい。今7羽ぐらい生存していると聞いているのですが、どうですか。

○議長（大田英勝君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） 7羽か8羽ぐらいいるような情報でございます。網での捕獲ではなくて、捕獲箱でございまして、入ったら出られないような仕組みになっています。ですけれども、その箱を製作中に上空から見られたようで、なかなか入りません。今のところ入らないです。餌も工夫していますが、やはり中におとりのカラスを入れないと駄目ではないかなということで、今ちょっとと思案中です。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） カラスは1回覚えると、相当頭がいいらしいですので、人間より頭がいいのです。ですから、やはりそれを上回るアイデア力と捕獲力がないと、これは私は捕れないと思います。朝夕カラスの鳴き声、キジの鳴き声、私のところは農業地帯なものですから、相当まいっています。今後、是非努力されて何とか捕獲に徹底して努力していただきたいと思います。

次に、ヤスデについてなのですが、これは、ある方々から私が聞いた話なのですが、今現在、不快害虫駆除剤コイレットという殺虫剤3キロを使っているみたいですね。ところが、これがなかなか散布しても効き目がない、効果がないと聞いています。この殺虫剤は、ヤスデ、ムカデ、ダンゴムシ、ハサミムシ、ヤマビル、そういう虫に適合するようでございます。将来的に、もっといい効き目のある殺虫剤はないものか、どうでしょうか、そういう情報は入っていませんか、環境課長。

○議長（大田英勝君） 環境課長。

○環境課長（福地範正君） ヤンバルトサカヤスデに関しましては、本町の場合、町内一円発生していない集落はないということです。このことにつきましては、大島郡等を含め、県のほうでも発生しております、廃棄物リサイクル対策課のほうでヤスデに関しましては使っておりますが、そこで製薬会社の協力を得ながら、御指摘の有効な駆除剤ができないかということで、検討を進めている最中です。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） せっかく補助をしているのですから、少しは効き目のある殺虫剤を是非検討していただきたい。そう思います。今現在コイレット3キロ入りで、通常は1,335円、そして今現在売りが890円、445円の補助をしているようです。そういうことで、少しは効き目のある殺虫剤をお願いしたいと思います。

次に、喚起プレミアム商品券についてなのですが、これに対する答弁はあまりにも簡単すぎて、もう少し商品券の流れを具体的に私は聞きたかったのです。そこでお伺いしますが、町長の施政方針の中に旅行会社の商品に与論町内で使用できる商品券に付加して販売することにより、誘客を促進するとともに商品券の流通によ

り、島内消費の拡充を図るものであります。

また、誘客対策として航空・船舶会社及び各旅行業者、観光連盟等関係機関への積極的なアプローチ及び緊密的な連携の強化をするとなっています。その中の旅行会社というのはどこなのか、あるいは船舶会社というのはどこなのか、町長、お伺いします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 主に今現在、与論に送ってきてている飛行機会社あるいは船舶会社、それから旅行業者、実際に与論にお客様を送ってきているところが主になるかと思います。詳しいことは、課長のほうからお願いしたいと思います。

○議長（大田英勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（富士川浩康君） 旅行会社ということではありますが、一応、今のところ沖縄県内の旅行会社を予定しています。JALパック、OTS、今のは旅行会社です。この事業の内容としましては、飛行機のお客様、要するに今ありました沖縄の2業者ですが、商品券としまして3,000円、そして400人ほどを予定しております。そして、船舶のほうは那覇、沖縄からと鹿児島のほうから、マリックスラインとAラインを予定していくまして、大体2,000円のクーポン券、そして、大体1,500人を予定しています。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） これは何ですかね、沖縄県内の旅行会社と限られているように思えて仕方がないのですが、これは例えば、鹿児島県あるいは奄美大島というのではできないものかどうか、お伺いします。

○議長（大田英勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（富士川浩康君） この経済対策の閣議決定が去年の12月にありまして、その後の予算ということで26年度の事業で27年度への繰り越しということで、時間的にもありませんで、とりあえず今は沖縄の2業者にお願いしております、先ほど述べました業者を依頼しております、4月、5月を様子を見ながら、そして後期の商品になりますと、6月に各旅行会社とかが商品をつくりますので、その状況を見ながら、大手とか、そういうところの今おっしゃった奄美とか、いろいろなところにアプローチしていくらなと思っています。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） この商品券の流れを見ますと、商品券が使用できる店舗はヨロン・パナウル王国パスポート協賛店に限られているとあるのです。そうなると、これに協賛していない店舗以外は使えないという意味なのですか、できれば、私は全店舗に適用していただきたいということでお願いしたいのですが、いかがですか。

○議長（大田英勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（富士川浩康君） お答えいたします。

この事業は、大体5500人を予定していまして、その事業効果としまして、商品券以外に、例えば与論にいらして宿泊からそれからするということで、大体5900万円を見込んでいます。というのは、商品券以外にそのぐらいを見込んでいますので、その協賛店以外のところで使えるとか使えないとかは、今後検討していくたいと思います。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） できれば、与論町民に周知徹底していただき、そしてまた、商工関係に携わっている方々にも、こういったことがあるよということで、やはり週報なり何らかの形で説明していかないと、ヨロンパナウル王国のパスポート協賛店だけにしかできないというのが、私は限られて線引きされると困ると思って考えて質問しているところです。

先ほど3,000円とか2,000円とかいう金額がありますね、飛行機の場合は3,000円、船舶の場合は2,000円、これはどういうふうな設定をされたのですか、お伺いします。

○議長（大田英勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（富士川浩康君） これは、その商品の2割を超えない金額ということで、例えば本部から与論ですと大体1万円、ですから2割2,000円ということで設定しています。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） はい、分かりました。できればもっと多めに設定して、たっぷりいただくというような、そういう気持ちも必要ではないかと思っているところです。

先ほど、1500万円の事業費を計上してあるということです。その経済効果というのは、5900万円ぐらい、それで本当にそれが達成できるかというのを心配していますが、いかがですか、どうですか。

○議長（大田英勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（富士川浩康君） これは私も不安でありまして、実際やってみなくてはわからないことです。ですから、それだけの覚悟をしてやるつもりです。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） だからこそ一生懸命積極的にやっていかないと、これはただのシミュレーションみたいなものでは、計画ですが、いけないと思いまして、できれば当局の精神、情熱ある推進をしていただくというふうにお願いしておきます。

終わりになりましたが、この消費喚起プレミアム旅行券の事業で、やはり与論に幅広く徹底して認知され、そして国外にPRして、やはり観光の復活、あるいはまた商工会の活性化、商工業の活性化、それをしっかりと今後取り組んでいく必要があると思います。町長、最後にいかがですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 商品券のことについては、国ほうも極力推進をしていますので、是非、私どもも効果を常に見ながら範囲を広げていきたいと。ただ、広げていくということについては、予算さえあれば簡単にできる問題だと思っています。結局、これはもともと私ども観光協会がスター券をつくってやっていたものを利用する形になりますので、非常にほかの地域と違って、改めて商品券を企画してつくるということは必要ないので、非常にやりやすいところがありますので、今度また検討させていただきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） 町長が与論町の長でリードしていただき、今まで頑張っていた功績ですが、今後ますます観光業、観光元年とうたわれておりますので、ぜひ今後の観光の発展につなげていただきたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（大田英勝君） 1番、林敏治君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時15分

再開 午後 1時28分

-----○-----

○議長（大田英勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、8番、麓 才良君に発言を許します。8番。

○8番（麓 才良君） 平成27年の第1回定例会における一般質問をいたします。

まず第一に、去る2月13日中央公民館で行われました鹿児島大学のCOC事業、島嶼シンポジウムin与論の課題についてです。

第2に地方創生「まち・ひと・しごと創生」にかかる人の創生の中で、結婚から妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援についてです。

1 鹿児島大学COC事業の活用について

この事業の内容については、大学に自治体との連携を行うために、鹿児島COCセンターを設置し、地域課題の解決に当たり、その成果を活用した教育カリキュラムをつくり、人材の養成を行い、その養成した人材による持続的な地

域再生・活性化を目指すということになっています。私どもも大いに期待をするところです。

また、連携する自治体は中核都市の鹿児島市、地方都市の薩摩川内市、島嶼の与論町の3つを選定しています。そこで、地域課題のニーズの収集・分析については、地域の防災医療部会、観光産業国際部会、エネルギー部会、観光産業国際部会、農林畜産業部会、水産業部会が設けられています。与論町は、観光産業国際部会で大型ホテルの誘致、農林畜産業部会でカンキツ類の復活、肉用牛特産品の開発、また水産業部会で漁価の高付加価値等が提案されているとのことです。

そこで、私のほうからエネルギー部会への提案として、次のことについてお伺いをします。

(1) 次世代のクリーンエネルギーとして注目されています燃料電池を活用した水素型エコアイランドの実現は、台風対策や無電柱化による景観向上など、他分野への波及効果も大いに期待できると痛感されますが、鹿児島大学COC事業を活用し、水素エネルギーを中心とした自立分散型エネルギーの導入について調査研究する考えはないか、お伺いをいたします。

2 結婚から妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援について

(1) このことについては、12月定例会でも同様のことを論議いたしましたが、そのことを施政方針や予算等では確認しがたい面がありますので、改めてお伺いをするものです。

私は、これまでの総務厚生文教委員会の調査・研修等から、本町の子育て支援において、幼児の子育て支援は重要な課題であり、「島おこしは人づくり」からの根幹をなすものであると痛感するからです。

そこで、第1点といたしまして、若い世代に対する結婚から妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援が本町の大きな課題であることから、民間の医療機関とも緊密に連携して、産婦人科医及び小児科医を招へい・確保することが必要であると痛感されるが、町が主導してそうした環境を整える考えはないか、お伺いをします。

このことについては、先般3月16日に総務厚生文教委員会の調査・意見交換会ということで、民間機関に出向いていますが、次のところで、その流れについては、お話をさせていただきます。

(2) 「三つ子の魂百まで」と言われることからも、特に3歳児までの子育ち支援を重点課題として位置づけた上で、本町ならではの特色ある対策を講じていく必要があると痛感されるが、どのように認識し、どう取り組むお

考え方、お伺いをします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただいまの御質問にお答えします。

まず1－(1)についてお答えします。

鹿児島大学COC (Center of community) 事業につきましては、地域に貢献する大学教育の改革及び活性化並びに高度な人材育成に資することなどを目的として、本年度から5年間継続実施される文部科学省所管の事業です。この事業の展開に際しましては、同大学内のCOCセンターの中に5つの部会を設置し、まずは本町などの連携自治体から地域ニーズ等の収集、分析を行うこととなっており、御質問の自立分散型エネルギーの導入につきましては、その中のエネルギー部会において、調査・研究をお願いしたいと考えています。

また、再生可能エネルギーや省エネルギーの推進など、離島の低炭素地域づくりに係るビジョン策定や実現可能性調査を行う「低炭素地域づくり事業推進計画策定支援事業」の導入に向けて、現在準備作業を進めているところであります。鹿児島大学との連携ともあわせて、本町のエネルギーの未来を見据えながら、逐次取り組んでいく所存であります。

次に、2－(1)についてお答えします。

現在、民間医療機関において、産婦人科医・小児科医が月1回から2回程度の日程で巡回診療が行われているところです。

御指摘のように、本町のような離島における産婦人科医・小児科医の常駐は、妊娠期や出産後の突発的な緊急事態に備える必要性や周産期医療の充実等を図る観点からも、大変重要な課題であると認識するところです。

しかしながら、取り巻く状況を見ますと、全国的に医師不足も相まって、産婦人科医や小児科医の確保が非常に困難な状況にあることや、おのずとそれに係る財政負担も大きなものがありますことから、各地域の医療機関においても医療体制の維持に苦慮されている状態ではなかろうかと考えます。このようなことから行政といいたましても、当面は町内の民間医療機関における巡回診療体制の継続をお願いしながら、現行の制度の更なる充実等も推進しつつ、国や県への働き掛けを行っていく努力を重ねてまいる所存です。

最後に2－(2)についてお答えします。

幼少期における育児環境の整備は、人間形成の過程において最も重要なことと認識しています。また、幼児教育は人づくりの極めて重要な時期に当たることから、正規・非正規を問わず、職員の資質の向上及び働きやすい職場環境の構築が急務であると痛感しています。このようなことを踏まえ、具体的には、保育士や幼稚園教

諭免許等の資格取得の支援や講師を招へいして、研修の機会を増やすなど、職員の資質や意欲の向上につなげていくことを目的とした施策を展開してまいります。

また、町内の各地域に子育て分野において、経験豊かな地域の人材を配置し、子育て世帯の相談支援等を行うことで、育児ノイローゼや子育ての悩み、家庭内問題等などの解消に取り組んでいく所存です。

さらに、各店舗と連携し、妊婦や18歳未満の子供をもつ世帯に対し、ポイントカードによる割引等、各店舗での特典が受けられる施策について協力を要請し、子育て世帯の負担軽減に努めたいと思います。

以上の取り組みから、より一層地域で子育てを応援しやすい環境を形成し、本町ならではの特色ある子育て支援につなげていくよう努めてまいります。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） 町長は、午前中の質疑の中で、9月をもって御勇退されるということをきちんと、この議場で表明されました。重ねてお伺いをいたしますが、町長の職務というのは、次の町長に引き継ぎをするのが、重要な職務であると認識をし、町長が私どもと一般質問で論議することは、町長がしんしゃくし、これは是非とも今のうちに施策を立てて引き継ぎをすると、これは課題として引き継ぎをする。そういうことをきちんとなさっていただきたいと思います。

当然そういうことで、この場で私どもと論議をするとと思いますが、改めて、そのところを決意をお伺いさせていただきます。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） その点は、もちろん責任のある問題だと思っています。

既に、こういう一般質問が出たときの問題については、各課長と個々に今後の継続についても、今回だけでなく、今回の場合は町長交代ということで引き継ぎになるのですが、今後の施策についての打ち合わせ等も一緒にやりながら答弁をしているのでして、それはもちろん次の人に引き続き事項として、きちんと伝えていく、これは責任あると思いますので、そのようにいたします。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） ただいまの私の質問については、当然のことをお伺いして、大変御無礼と思いましが、こういう形ではっきりと認識をお互いにするということが、これから的一般質問の中において大事なことだと思ってお伺いしたところで、御容赦をいただきたいと思います。

それでは、質問に続けます。第1点の鹿大のCOC事業について、エネルギー部会のほうで、この課題を取り上げていくということですので、期待をしたいと思います。前にも申し上げましたように、本町は非常にコンパクトにまとまった島です

ので、自立分散型、完結型の施策については、非常にデモンストレーション効果の高い島ではないかと思います。なおかつ、鹿大のCOC事業というのが、5年間の長いスパンを捉えて、そしてなおかつ、その中でいろいろな教育のカリキュラムを設定したり、また人材を養成したりして、その養成された人材によって持続的にこの事業を調査・検討して進めていくという、こういう流れでありますので、非常に大きな課題を取り上げて取り組むことについては、非常に適したチャンスではないかと思い、お伺いをしたところです。

もちろんシンポジウムの時に、町のほうから副町長が課題として提案されたことも、私ども与論町の抱えている大きな課題ですが、それに加えて、エネルギー部門で、今喫緊の課題ではなくても、将来的に与論町がこういう課題を、また与論町をステージにして、こういうことが展開できないかというのをきちんとした形でまとめておくのは、これからとの与論町の大きな礎になっていこうかと思いますので、是非そういう思いを強くされて、力強く御提案をし、進めていただきたいと思います。再度、その決意について、お伺いさせていただきます。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） その件については、しっかりとやっていきたいと思っています。

まず、COC事業、今年これが文科省の関係で認められたのですが、以前から鹿児島大学とは、ほとんど同じような、部門は大分増えていますが、例えば、水産関係などは、もう既にずっと何年も、5、6年以上続けてきているので、それがやがて実を結ぼうとしている段階で、この事業が入って、非常に今喜んでいるところですが、いろいろな事業を活性化センターを中心にして、いろいろと鹿児島大学とのつながりはやってきています。今後、COC事業をやることについて、私どもとしては、範囲が広まったということで大変喜んでいますので、今議員がおっしゃったように、大局的な立場からも、また長期的な立場からも検討した計画を立てる必要があるのではないかと考えています。実際また、そうしていかなければならぬと考えています。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） このCOC事業の中で、3つの中核都市、地方都市、島嶼というところから本町が選定されたというのは、大変喜ばしいことであり、また、このことについては今ありましたように、かねてから我が町が活性化センターなどを設置ながら、鹿大との連携を密にしてきた成果の1つだと評価をしています。そういうのを踏まえて、是非このことを進めていただきたいということです。

また、地方創生の中においても、国のほうが企業が地方に出向くことが今はチャンスであるというようなことで、企業が地方へ目を向けるということもしています

し、水素エネルギーについては、国が予算化を打ち出し、トヨタ自動車が特許を広げて官民足並みをそろえて、これを出そうと。そして、日本の1つの旗印にしていくという大きな施策です。ところが、これを具体的に、実際的にやっていくことについては、いろいろな水素生産コスト問題だとか、水素ステーションの設置の数の問題、コストの問題いろいろあります。ですから、デモンストレーション的な部分が必要ではないかと私は感じるところです。そういうことから鑑みると、本町あたりは、島が適度にまとまっており、文化面から人口の交流、いろいろな生産部門、幼小中高ということ、交通機関の問題、いろいろな田舎の部分もあり、都会的な部分も兼ね備えているということで、これは日本全国の各離島を見ても、非常に希有な存在ではないかと思います。ですから、私たちは、この与論町の持っているこういう島でありながら、いろいろな要素を持っている本町を財産だと改めて考えていく必要があるのではないかと思います。

そういうことで、この水素を中心とした自立分散型のエネルギーの推進については、鹿大の事業として取り組むように提案されるということですので、私も期待したいと思います。何かありますか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） このエネルギー問題は、いろいろな問題を抱えていまして、たくさんある方法があると思いますが、今議員が言われました水素エネルギーについては、これは夢ではなく、実際にトヨタ自動車が開発をして、この技術を全部の自動車会社に供給すると、配給するということで、もう既にやっています。

ということは、言い換れば現実に可能になってきているという段階にきていますので、是非そういう点も考えていく必要があるのではないかと思います。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） それでは、次に第2の課題について、お伺いします。

結婚から妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援についてですが、先般、私どもは、若者定住促進で4つの柱を集約しました。この点については、先の12月定例議会でも申し上げましたが、1つには就業支援であり、住宅支援であり、そして子育て支援、情報の共有化という4つの課題を柱として立てたのです。

そして、子育て支援の中で、今回産婦人科・小児科と一緒にになった形で質問を出したのは、産婦人科をお願いするときには、どうしても小児科も一緒にないと厳しいよと、また訴訟問題の絡みがあるということでしたので、こういう形で出させていただきました。

この件については、私ども総務厚生文教委員会の中でも、しかしながらと、この答弁にもありますが、この課題は、中日頃に、「しかしながら」ということが付い

てくるのです。私どもは、いつも「しかしながら」で納得をしていたのです。ところが、切れ目のない支援ということで、国が打ち出してきている中で、私ども与論町で考えてみた場合には、出産の部分がどうしても細くなってしまっている、切れているとまでは申し上げませんが、細くなっているということで、ここを太くするというのが大きな課題ではないか。

そして、この部分を太くするためには、自助・共助・公助という、3つの部分がありますが、この部分は公助的な要素が大きく絡んでくると、だから、私たちは「しかしながら」ということで、終わるわけにはいけないではないか。逆立ちしても駄目だよと笑い話で笑ったりしましたが、だったら逆立ちをして見てみようではないか。そうしたら何か変わった見方が出てくるのではないかということで、この質問を出しながら、先ほど申し上げました3月16日に、与論病院のほうにお伺いをして、産婦人科・小児科の招へいについて意見交換会の形で調査をさせていただきました。その経緯を若干申し上げたいと思います。今、当番の中にもありました、徳之島のほうでは、徳洲会病院に2人産婦人科の先生がおられるということで、徳之島は3町で2万5000人ぐらいです。平成24年度の出産が224人と統計が出ているようです。そして、産婦人科の先生をお願いするのに、3町で1200万円でされているということでした。鹿児島大学のほうと連携をされているということでしたが、このことについては、伊仙町の大久保町長が鹿大のOBであられるということで、その点からのつながりだろうというお話をされました。

また、本町においては、産婦人科の先生方をお願いするときに、常勤という形よりは、ローテンションシステムのほうがいいのではないかと、常勤にすると、どうしてもその先生方が島に縛られて、学会とかいろいろなときに出向いていくのが大変手間暇がかかる面があると、ローテーションのシステムにすると、そういう先生方の実情も勘案しながらうまく流れていくのではないかと。

また、産婦人科の先生については、大学のほうでは1人で派遣するというのは、なかなか難しいようで、2人体制のほうが、より大学との連携がしやすいと。なおかつ小児科の先生はいればなおよしということでありました。ちなみに沖永良部のほうでは、非常勤の先生が1人で対応されているということでした。

また、与論の病院では、施設関係については、産婦人科の常設をなくした段階で器具等について整理したものもあるが、産婦人科医を招へいするときに、大きな負担はないのではないかということでした。そうこうしてお話を進めている中で、これは何とか産婦人科、小児科の先生方を民間と連携して進めていけるのかなと思っていたのです。先生のほうから、産婦人科の出産の現状を見た場合に、小さな島に婦人科・小児科の先生方がローテーションシステムしろ、常駐した形であるにし

ろ、100パーセントに近い安全性というのは、確保するのが大変難しいと、専門的なスタッフの養成とか、配置とかもあるし、施設面、器具面の問題もあるようで、逆にそういう施設がそろっている大きなところにいって出産をしたほうがいいのではないかという話になりました。これは南海日々の喜界での論議の中にもあるような方向になってきたのですが。そこで行く場合に、本町も県の支援をいただきながら出産支援制度があるのですが、この制度では非常に小さいということで話が進んでまいります。もっと安心感を与えるような形での支援が必要になってくるのだろうと、5泊ということですが、妊婦の場合は1か月前から島外産婦人科に出ていくと、予定日というのは2週間のずれは普通に見込んでいるので、1か月前から対応をしなければいけないと。だから出産支援についても、今の本町の体制では非常に弱いのでは、小さいのではないかということでありましたが、これは喜界のほうでもそういう論議がなされておりますが、この件について町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） その点について申し上げますと、確かに議員が指摘されるように、私ども行政からの現在の支援体制は、非常に弱いということで先般議会のほうからの要望事項、質問があったのですが。その時も検討するということでお答えしたのですが、まさに今それをどうすべきかと。具体的に申し上げますと、出産する方のみを考えるか、その期間等について考えるか、それとも一緒に付いていく付き添いの方のことをどうするかと。あるいは1子目だったら、あるいは2子目、3子目だったらそういう点もあるのにということで、いろいろな角度から今検討をしているですが。今回の予算には間に合わなかったのですが、補正ででもやるぐらいの考え方で、今それを検討している最中であります。是非、少なくとも今のような状況ではいけないということは自覚しておりますので、何とか対応を考えてまいりたいと考えています。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） 私は今お話を申し上げましたように、意見交換会の中で、私は産婦人科医、小児科医の招へいということで論議をしようとしたが、その中で、出産支援のほうを手厚くするという方向のほうが本町の立ち位置としては、よりベターではないかということで、委員会のほうで話が進んで、私は少し赤恥をかいたような形で、苦笑いをしながらしたところなのですが、そこで、私たちの委員会の中でも論議されたことをひとつお願いしたいと思います。

今、県と一緒にやっております出産支援については、非常に有り難いことではあるのですが、手続き等、その後の書類整理が大変に難儀をすると。領収証をきちん

と合わせてどうのこうのということがあって、職員の方も出産に出向かれた方々も大変汗をかいているということですが、この件については、県との絡みもありますので、その分野で手続き等、実績報告等について緩和するというのは、なかなか難しいことではないか。であれば、県と一緒にやっている出産支援はここにあります。プラス本町は本町独自の支援を行います。こういうことについては、例えば、20万円だったら20万円出産支援としてやりますと。これで、あなたに合った形でてきてくださいという形のやり方。その後の報告等についても、きちんと形をとりながら、領収書を1枚1枚こうするような汗をかく分野というのを緩和する方向で検討していったらどうかというのが出ています。

もう1つ、子育て支援の中で、1子から2子、6子までということで、今している本町のそれも絡めて、町長が答弁の中ありましたように、全体的に絡めた形で、そういう分野を検討していく必要があるのではないかと、6子までということで、私どもも議会のほうで議決をしてありますが、あの分野をもう少し現実的に第3子あたりが非常に大変だという状況もあるようですので、第3子あたりを膨らますとかいう工夫も出てくるだろうと思いますので、そういう出産支援の分もあわせて検討していただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） まず、県の手続きの問題については、できるだけ担当課のほうで面倒を見るということで努力をしていきたいと思いますが、もっと簡素に手続きができるような方法を県のほうにもお願いしていきたいと思います。

今度、私どもが考えているのが、県のそれとは全く別の方法をという考え方で基本的には考えています。というのは、県のそれと抱き合せということは、なかなかややこしくなってくるものですから、単独でやるという考え方のほうが、よりいいのではないかということで、それには、いろいろな妊婦さんの状況もあるのです。例えば、第1子だと、付き添いの人を連れていかなければならないとか、あるいは、ある程度初産で大変だという、いろいろなあれがあるのですが、そういうのも全部加味した上での総合的な支援の在り方でやっていこうではないかということまで話合いをしているのですが、問題は、ほかのところで具体的ないい方法をやっていれば、そこも調べる必要があるのではないかということで、各いろいろなところからの聞き込みもやるようにということで、今やっている最中です。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） 私どもが協議したことと、その方向で進められているということで、成り行きを私ども委員会の調査事業等も合わせながら論議を進めていきたいと思いますので、是非喫緊の課題として捉えていただきたいと思います。

それから、次の第2点といたしまして、「三つ子の魂百まで」ということを申し上げましたが、こども園、療育センター等における子育て支援、「三つ子の魂百まで」と3歳児については、子育てというよりは、感覚的には、その子供が本能的に育っていくという段階ではない、「子育て」というよりは、「子育ち」と、子育ちを支援するという感覚でもいいのではないかと思ったりしているところです。

そこで、まず1点目には、今新しく4月から子育て支援員というのが設けられるということです。この点につきましては、私もつい先だって新聞で見たばかりでお話をするところなのですが、この子育て支援員というのが、これまで私が論議をしていました高齢者の方々をこども園にどうかという話と非常に関連してくるなどということで、期待をしているところですが、この子育て支援員の養成については、本町はどのように考えておられるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（大田英勝君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（酒匂徳雄君） お答えします。支援員ということですが、今度の厚労省の事業の中に、経験豊富で地域に合ったような、地域をよく理解している方々の支援員を認定する制度というものを創設することでございます。

また、先般の議会でも地方創生事業の枠をいただきまして、認めていただきました「ゆんぬ世話やき会」というようなものですね、そういうことも含めた地域の経験のある方々などをお願いして、各地域の相談ごととかに乗っていただくという、町独自の部分も含めまして、また先ほど言いましたような国の認定制度、そういうものが打ち出されてくる過程におきまして、そういう情報とともにしっかりと取りながら、島のニーズとあわせて支援制度というものを何とか立ち上げていければと考えるところです。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） この支援員制度は、この4月からということですが、これは県や各市町村でも行われるということですが。これには基本研修と専門分野の研修ということで、おおむね3~2時間ぐらいの研修を受けるということのようですが、今ありましたように、子育てを経験された方々や子育て支援に関心のある方に一定の研修を受けてもらい、子育て支援員として認定されるということです。これは前に、私がこども園にじじばばということでお話をしたときに、シルバー人材センターあたりで、こども園との連携ノウハウ等を研修されてからという話もしたことがあったのですが、こういうきちんとした制度が、今度運用されるので、是非本町においては、この子育て支援専門員をきちんと精査されて取り組んでいただきたいと思います。

補正のほうで職員の資格取得の件については、予算措置がなされましたか、この

子育て支援の中で3つ目というのを私は考えたいと思います。

まず、1つは家族・家庭の目であります。そして、1つはこども園における保育士の専門の先生方の目であり、そこで子育て経験をされたじじばばの年配の方々の経験からくる知恵の目である。こういうのが1つの場面でお互いに目を光らせ合うということが、この与論の幼児教育「三つ子の魂百まで」の流れの中で非常に大切な部分ではないかと思うところです。

そこで、南日本新聞に載っていた、皆様方も御覧になったと思いますが、興味深いのがありました。子供の睡眠の件についてです。日本の子供たちの睡眠時間というのは、諸外国の先進地に比べて約1時間睡眠時間が短くなっているそうです。この40年間の間にですね。これがなぜ問題になるかというと、子供にとって睡眠というのは脳の発達を支える時間であるという、これは大人と比べたら必要性・重要性というのが大きく違う、そこで子供は睡眠中に体の成長をつかさどるホルモンを分泌させ、また脳活動においては、休息に入っても昼間勉強した内容が整理・記憶されるということで、幼児期における睡眠というのは非常に重要な役割を持っているということが指摘をされています。これが逆に睡眠が不足すると、もちろん朝起きられなかつたり、起きられても頭痛やだるさを訴え、学校を休みがちになったり、イライラして攻撃的になるということが指摘されているようです。

この現状を開拓するために、医療面からだけではなく、家庭や学校、地域社会を含めた幅広い取り組みが子供の睡眠については必要であると記事に載せられています。この記事を書かれた方は、鹿児島医療社会倫理研究会の代表世話人ということで、増田クリニック院長の増田彰則先生が書かれておられます。この中で、私が感じたことは、先般私ども子育て研修会等の中において、「早寝、早起き、朝御飯、3歳まで」というのを非常に指摘を受けたのを覚えており、ここの中でも何回となく話をしたことですが、まさしく幼児期の「早寝、早起き、朝御飯」という基本的な生活習慣というものを島ぐるみで、どう取り組んでいくかというが大きな課題になってくると思います。

そうすると、与論の認定こども園、3つの公立の認定こども園、私立の認定こども園、そして、こども園に入っていない子供たち、こういうのを含めた形での子育ての支援を検討していかなければいけないと思います。これは分野的には福祉の関連でもありますが、教育長にお伺いしたいと思います。前にも論議しております幼小中高、小学校と幼稚園、幼児との絡みもあわせて、教育の視点からも、このことは大変重要な課題だと思いますので、その見解をお伺いします。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。大変大事な視点で、学力向上につい

ても、管理職・園長研修会等でもこの話題は大変大事にしているところです。

今、御指摘のとおり、「早寝、早起き、朝御飯」これも提唱してきてますが、大事なことは、学校、こども園の中で母親、あるいは家庭に届ける中で、先進国にとっても学力の高いところである秋田県に学べというのが非常に大きいのです。その取り組みの中では、今おっしゃるように、土曜・日曜日の勉強時間は長いかというと、そうではないのです。ということは、何かというと、この基本的な生活習慣の大ささをとにかくものすごく言っています。日々の「早寝、早起き、朝御飯」に通じるところです。

よって、家庭の中でもこういう生活習慣とか、小さなことですがルールを守ることとかということを幼児期のうちから親子で取り組むことは、極めて学習においても、健康生活においても大事であると捉えていますので、この「早寝、早起き、朝御飯」のことも含めですが、生活習慣の確立についても機会を捉えながら大事に取り組んでいきたい。

なお、今御指摘の分は、特に「三つ子の魂百までも」というところで、学校教育やこども園に入っていない保護者とかの部分をどうするかというところは、ひとつの課題であると踏まえておりますので、そこ辺はどういうふうにしていくかというところは連携をしながら、子育て研修会、それから保健センターで行われる母親の研修会、そういうものをもう一度精査して、その部分で機会を捉えてやっていきたいと思っているところです。

また、放送が与論では非常に根付いていますので、朝夕の放送活動を通じた、年間を考えたり、時期を考えたりする中で、こういうものも一つずつ取り入れ変化を持たせて啓発を進める活動も取り入れていきたいと考えています。

ありがとうございました。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） 今、論議にありましたように、組織の中から始める子供たち、また組織同士の連携のしっかりと立っていない今の課題、そういうのを含めて全般的に見ていくと、この幼児教育というのは島ぐるみで、町民運動として盛り上げるというぐらいの取り組みの姿勢がないと進まないのではないかと考えるところです。

ですから、町長部局も教育委員会部局においても、人づくりという観点から幼児教育が本町の大きな柱であるということを捉えていただいて、どう進めるかという期間を設けていただいて、そして、家庭・地域でどうしていくかと、また高齢の方々とどうかかわりあっていくかと。前から話をしましたが、島ぐるみ3世代の幼児の育て方というのも各家庭の中ではできないけれども、島ぐるみではこういうのができますよという視点を是非みんなが共有していくと。子供会であり、老人クラ

ブであり、婦人会であり、自治公民館であり、そういうところで、私どもは島の子供たちを「三つ子の魂百まで」という、レールとも言えるこの合い言葉によって子供たちをきちんと育てていこうと。その中にノーマライゼーションの問題、障がいのある子供たち、方々についても一緒にやっていくという形では是非取り組まなければ、いつまでも、あっちが考える、こっちが考えるではいけないと思いますので、是非そういう考え方で取り組んでいただきたいと思いますが、教育長いかがですか。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） 視点を本当に変えて、大切なことだと思いますので、より島ぐるみで、取り組むという視点で組織連携を、どのようにになっているかを掘り下げながら努力していきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） 物事を進めようとして問題があるから難しいなということではなくて、その問題をどうすれば解決して先に進めるかという視点を持っていただければ次々と進めていきやすいのではないかと思います。

論議の中で1つの課題が整理されて、それに向かって取り組んでいかれるということですので、私どももその流れをくみながら、議会は議会の立場として取り組んでまいりたいと思います。

今、申し上げましたが、この島づくりは、島おこしは人づくりからということで、その人づくりも「三つ子の魂百まで」という幼児教育に重点を置いた形の本町独自の人づくり、島おこしを進めていければ念じるものです。

この「早寝、早起き、朝御飯」、すなわち子供がよく寝る、よく食べる、魂の島・与論島であれば、心優しく健やかで人文・学問のすぐれ者が出てくるぞという願いです。こういうことを踏まえて、私の本日の一般質問を終わります。以上です。

○議長（大田英勝君） 8番、麓 才良君の一般質問を終わります。

次は、5番、喜山康三君に発言を許します。5番。

○5番（喜山康三君） どうも皆さんこんにちは。午前・午後と、お疲れさまでございます。

早速、一般質問に入りたいと思います。

1 公共施設の整備・配置について

(1) 役場庁舎の建て替えが当面の重要な課題の1つと考えるが、そのための財政計画をどのように考えているか。

町民のコンセンサス（合意）をどう得ていく考えであるか。

(2) 文部科学省から「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する

手引」が公表されたが、本町の学校配置については、どのように考へているか。

2 業務の外部委託について

- (1) 財政負担を軽減しながら、行政事務の効率化と町民サービスの向上を図る上で、各般にわたる業務の外部委託をどのように評価し、どう進める考えか。

3 若者及びU・Iターン者の定住促進対策について

- (1) 新生活運動の推進がおろそかになっていると思われるが、社会的な合意を得ながら、取り組む考えはないか。
- (2) 小組合の区分や文書配布の在り方等は、現代の情報化社会の実情等にそぐわないと考える。高齢化の一層の進展に伴い、若年世代への負担が増大することが懸念されることから、新たな制度づくりに取り組む考えはないか。

以上、質問いたします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただいまの御質問にお答えします。

まず私のほうからお答えして、次に教育長からお答えしたいと思います。

1-(1)についてお答えします。役場庁舎の建て替えに要する費用につきましては、建設場所や敷地の面積、建物の構造や機能など、様々な条件によって試算額が異なってまいりますが、総事業費の概算で申し上げますと、現段階におきましては、6億円から9億円ほどの幅を想定しているところです。厳しい財政状況の中での大型プロジェクトでありますので、できるだけ財政負担を抑制しながら、将来を見据えた身の丈に合ったコンパクトで、利便性、効率性を備え、かつ安全性の高い庁舎の建設を目指したいと考えています。

そのため、まずは庁舎建設基金の着実な積立てとあわせて、ベストな手法を選択していくことが重要であります。

また、庁舎建設検討委員会を中心に、現在協議を重ねているところですが、今後、現在地を含む建設候補地について、ある程度絞り込みを行った段階をめどに、最初の町民説明会を開催し、それまでの取り組み状況や方向性等についての説明及び御意見等をいただく作業スケジュールにしたいと考えています。

次に、2-(1)についてお答えします。

自治体が外部委託を進める目的につきましては、御案内のように行政コストの削減や施設等の弹力的・効率的な運用、住民サービスの向上などを主なねらいとしています。

本町の場合、現下の厳しい財政事情や行政ニーズの多様化・高度化等を背景に、これまでに公共施設の一部について、民間が管理運営業務を行う指定管理者制度の導入や、資格等を要する専門性の高い業務・事業の外部委託などに、逐次取り組んできているところであります。

また、これらの外部委託をスタートした後も、委託契約等に基づく適切な監視や指導等を行っていくことが重要であり、委託等の更新に際しては、適正な事後評価によって継続、あるいは中止を判断していくことが外部委託を進めていく上で重要なプロセスと考えております。

このため、外部委託に係る今後の基本的な考え方として、職員で対応できる業務の拡充を図るために、職員研修等による資質の向上や有資格者の採用等を行っていくことはもとより、公共施設管理や事務・事業に要する費用対効果、行政サービスの質と効率性などについて、十分に考慮しながら進めていく方針であります。

最後に3-(2)についてお答えします。

まず、小組合の区分につきましては、規約等に基づく明確な区分けのルールや基準が定められているわけではなく、古くからのコミュニティの付き合いや、慣習などによってきたのが実情であろうかと承知しております。

また、小組合を単位とした文書配布につきましては、御指摘のように小組合長等の経済的・時間的な負担が近年増えてきたという声を少なからずいただくようになりました。

一方、この小組合に係る組織や地域活動等が現に果たしている地域社会における役割や貢献は、大きくかつ意義深いものがあることも事実であろうかと存じます。小組合に係る行政的な区分や文書配布業務の在り方等をめぐる御提案の「新しい制度」の検討につきましては、今後議論を重ねていくべき問題として、皆様から広く御意見を頂戴しながら取り組んでまいりたいと存じます。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） それでは、1-(2)についてお答えしたいと思います。

学校教育法施行規則に、小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とすることと定められております。ただし、地域の実態その他特別な事情があるときは、この限りでないとしてあります。これは1学年、2学級から3学級を標準にしています。

本町においては、最近の少子化により、小学校が3校ともに各学年1学級が現状です。学年1学級の場合、手引き案では「クラス替え不可」に該当し「適否も含め、今後の在り方を検討」に該当いたします。

小学校においては、当分複式学級の心配はありませんが、長期的に今後の出生の

実情によって検討していく必要があります。本町の場合、地域や教職員と児童との人間的な触れ合いや、個別指導の面でも小規模校として、教育上の利点や特色が見られ、好ましい状況にあると思われます。

また、児童の通学距離も最大4キロメートルが標準となっていることや、島内の3校区の文化、地域住民の利便性や生活面からも島内3小学校は適正配置であると考えられますので、3小学校を存続させるために、少子化対策を推進していくことが肝要であると考えます。

中学校につきましては、6学級で「教育上の課題を整理し、児童生徒数を予測して、今後の在り方を検討」のほうに該当します。

中学校の統廃合は、今のところ1校ですので考えられませんが、長期的な生徒数確保と中高一貫教育の流れや与論高校の定数問題との関連も含め、今後様々な検討が必要であると考えております。

続きまして、3-(1)についてお答えいたします。

平成22年度までは、年度末に9集落の自治公民館長を中心に老人クラブや婦人会の方々等で組織された与論町新生活運動推進協議会を開催し、前年の新生活のしおりの見直しを行い、全戸に配布し、申し合わせ事項として努力してきております。

しかし、時代の変化に伴い、葬祭においては火葬場ができたことや斎場ができたことにより、これまでの葬儀の形態が変化してきています。

また、慶事についても、近年変化しつつあり、改めて町民が無駄な消費をやめ、生活の合理化を図り、誰もが暮らしやすいまちにするために新生活のきまりについて、社会的な合意を得て変えていく必要があると思っております。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 先ほど総務委員長のほうからも、町長が勇退されること、2番議員からも勇退されるということをお聞きして、今まで延べ60回近く南町長に一般質問をしてきたのですが、私も行き届かないところがあって、町長の感情を害したりとか、いろいろなことをてきて、本当に申し訳ないなと思いながら、議場ではかんかんがくがくやっても、一般の生活に帰ると一緒にお茶も飲み、一緒に食事もとるという、そういう町長のおおらかな姿勢というのですか、心にはいつも感謝しています。

また、今回もがんがんやりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

早速なのですが、私は庁舎の移転については、業者がどうのこうの、予算がうんぬんという前に、庁舎の建設場所、究極的には、場所をどこにするかということについて、町民のコンセンサスをきちんととる必要があるのではないか。特に場所の

問題については、島づくり、まちづくり、観光地づくり、様々な視点での将来にわたって俯瞰した形、時間軸での俯瞰も必要です。そういう意味で、本町にとって重要な政策課題だと。今回勇退されるということで、どこまで南町長が関わっていくかは分かりませんが、是非茶花の商店街の方々からも、「現在どうなっているの、移転するの」とそういう話ばかりで、やはり不安を抱えた質問が多いのです。是非町民の不安を取り除く、もちろん防災上、今問題になっている津波のこととか、様々な自然災害の対策も当然です。これらともあわせて、大局的な立場で、是非検討も進めながら、いわゆる検討委員会とか、場内だけでなく、茶花集会場にも広く町民の皆様方にお集まりいただきて、膝を交えて何回もやっていただきたい。そして、悔いのないような事業を是非やっていただけないかという、それが1つ、そのためにこの質問を出したようなのですが、町長どんなものですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） その件につきましては、全く議員のおっしゃるとおりで、茶花に集まった私もそのうちの1人です。それも考えますと全くおっしゃるとおりだと思います。ただ、問題は庁舎というのは全庁的なものでありまして、いろいろな段階を踏んでやれば、これは間違えたとういうことも許されるのでありますので、いろいろな段階で、町民のコンセンサスも必ずります。何回もやろうと思っています。ぜひ段階を踏んだ形でやっていきたいということではありますので、また、短絡的にといふのではないですが、あせってこっちだとか、あっちだとかクルクル回るようなことがあってはいけない。決めた以上は、ここだということを確信が持てるような方法で決めていかないと、これは後に禍根を残すということになりますので、慎重に段階を踏んで検討させていただきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 総務課のネットで見たりすると、3カ所、4カ所か様々な場所が提示されているような感じがしないでもないのですが、例えば、移転するか移転しないかという大きな選択肢があると思うのです。

そして、移転する場合に、この場所から100メートルぐらいの范围内でやろうか、あるいは全く街から離れた場所でやるのか。そういう意味合いとかを考えた場合に、その辺のことについての話合いというのをもっとやっていただきたい。

それから、建設するときに、土地の手当て、建設用地の手当てについて、必ずしも町が購入する必要もないのではないか、50年、60年の定期借地の選択肢もあるのです。用地の取得とかリフォームについても、借地方法で行うとか、それで建設資金を浮かして、その分は建設資金に回すとか、次の項目にも絡みますが、経営においての資金調達や、そういう方法というのは、国の今のPFI方式だとか、様

々な手法を検討しながら、ぜひこういう土地は町が買わなくてはならないとか、必ずしもそういうことにこだわる必要もないのではないかと。だから、建設自体の資金の問題にしても、そういう弾力的な大局的な方策というのをぜひプロジェクトチームでもつくって検討していただきたいのですが、その点は町長どうですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） そのことは、全くおっしゃるとおりで、そのことも考えて、いろいろとあらゆる資料を今集めています。いろいろな方式が考えられる。また、建物自体も平屋建てもありますし、2階建て、3階建て、あるいはまた面積、いろいろなものを資料を全部そろえてから一からやりたいと、移すのか移さないのかから、町民に対しての説明会のときには、それからやるべきではないかと思っています。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 次の2項目のほうの学校の規模、適正配置に関する手引とも連動するのではないかと思っているのですが、学校の今の在り方のよしあしとか、少人数クラスがいいとかという話は別として、こういう形になった場合に、近い将来、それは10年か15年後になるか分かりませんが、中学校はともかくとして、小学校の統合は避けて通れないのではないかと、だったら15年後を見通すのだったら、今の3小学校をどういう配置にしようかと。そういう今の学校跡地利用も兼ね、中に踏み込んで、庁舎建設もその中のプランの中にはめ込んでも、私は当然ではないかと。そういう方法とか、様々な文科省から出ているほかの省庁の事業かもしれませんのが、縦割りではなくて、町長は末端の住民を取り仕切る場所にあるわけですので、縦割りではなくて、全課を横断した形の施策というのは、私は、10年、15年先を見据えて、その施策を立てて、ぜひ次の町長にそれをバトンタッチしていただけないか、それをぜひお願いしたいのですが、どうですか、町長。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） まず、お答えする前に、庁舎の件については後で具体的に、副町長が担当してもらっていますので、説明をさせたいと思いますが、まずは学校問題についてお答えします。

学校問題についてだけは、私は自分の信念がありまして、小学校を統合することは島の衰退だと、絶対に統合させないようやらなくてはいけないというのが私の本分で、3小学校だけはどうしても統合をさせてはいけないと思っています。したがいまして、統合に肩入れした伝達は、私にはできない、はっきりお答え申し上げたいと思います。

それともう1つ、なぜかと言いますと、例えば10年、15年後に子供たちが統

合されたときの教育環境と、今の3小学校で学んでいる子供たちの環境、これは1校ということと、3つもあるということの差は非常に大きいと思うのです。ですから、子供たちが卒業式をしてしまえば、子供たちが二度と、何と言うのですか、できないので、そういう点もありまして、子供たちにはできるだけいい環境で勉強してもらいたいと、例えば、仮に来年統合をするということであっても、私は最後まで統合しないような、しなくとも済むように努力していくべきだと考えていますので、大変恐縮ですが御理解いただきたいと思います。

庁舎の件については、副町長のほうから。

○議長（大田英勝君） 副町長。

○5番（喜山康三君） 細かいことはいいよ。

○副町長（川上政雄君） はい。今回進めている役場庁舎の建設検討委員会のほうを担当していますので、現在の状況について報告しながら答弁したいと思います。

現在、5地区について検討しているところですが、地理的安心・安全の部分が、主に評価の重点的な項目で上がってきており、その数値を出した、先ほど町長からありました6億円から9億円という予算額を提示していますが、これはあくまでもこのような普通の建設をした場合の額でありまして、今後、こういう海岸端にある、それから、災害等に対応できるような安心・安全な施設として、構造物としてやっていくためには、それなりの専門職の方をお願いして、予算も計上しながら検討していくかなければいけないということも考えていますし、そして、城から茶花に移転してから110年の歴史があります。それを契機に、茶花以外から約中央通りの半分ほどを集落外の方が集結して、この商店街を形成されておりまして、非常に庁舎と商店街のつながりは深いものがあると思いますので、そういったところも含めながら予算獲得に数年かかると思いますので、そういったことも検討しながら、町民が、できるだけ多くの方が納得できるような場所、そういった構造で検討してまいりたいと考えています。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 安心・安全部が重点になっているということは、簡単な話、海岸べりの今の場所では駄目だと聞こえるのです。私は、確かに津波そのものを考えればそうかもしれません、では庁舎の建設と、この茶花市街地をそういう災害に強いまちづくりと一緒にした事業は考えられないかというのが出てくると思うのです。庁舎が移転すれば、庁舎だけが安全であればいいという話ではないと思うのです。その時に、この庁舎を基点にして、茶花の街を、そういう津波に強い街をどうしたらつくれるかとか、そういうものも相対的な考え方があってしかるべきではないでしょうかというのが私の意見なのです。そういう考え方もあるということで、

ぜひ1つの物事を考えるとときには、多方面な形から考慮して、いろいろな意味で検討していただきたいと、ぜひその点をお願いして、次に移りたいと思います。

次の外部委託の問題ですが、私は、この間議会のほうに与論の建友会、川畠さんが会長で、建設関係の入札における計算の在り方とか、もう少し利幅があるような、利益率が上がるようなという意味で要望書がきているのですが、町長、これは、私は今建設業界が取り巻かれている1つの現象の結果だと思うのです。必ずしもこれが目的ではないと思うのです。要するに、建設業界の経営が全般的にかなり厳しい状態になりつつありますよということの裏返しではないかと、私は思っているのです。

したがって、前にも町長が堆肥センターの建設をするときに、5年程度後には民間委託すると、そのことを検討しているということをこの議場でも言わされました。相当の年数が経っても、まだその気配すら見えない、様々な事情はあると思いますが、外部委託というものにもう少し真剣に取り組むことによって、今の建設業界に一定のこ入れができるのではないかという考え方を持っているのです。町長、こういう今の町内の建設業者の状況について、ぜひどんなものかお考えを聞かせていただければ。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 建設業界、今のところ、例えば家をつくるにしても、建設業は全然雇えなくて、非常に困って3年間も待ってやっとあれしたのですが、困っておられるかどうかというのは、よく分からぬのですが。ただ、私どもの入札については、県からの指導もありまして、ある程度何と言いますか、考慮した形でやるようという指導も受けていますので、既にその方向で実施させていただいています。

それと、今おっしゃいました業務委託の問題についてですが、確かに、私はいつも思っているので、きび等の収穫とか、いろいろなあれが、建設業に委託すれば、非常に能率的、効率的にできるのではないかと、いつも思っているのですが、その話も何回かしたことがあるのですが、実際にある程度やっているところもありますが、そういう点は考えていく必要があると思っています。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 今の建築業者ですか、昨今の台風の影響で、まだ手が付けられないところもあると聞いています。それはともかくとして、ここ1年か、あるいは来年の前半あたりで、大体それは終了すると。来年にかけてなおさら今の状況がどうかということで、非常に心配しているのですが。前にも今町長が言われたように、ハーベスターも、前は11業者いらして、今は9業者でされていると。そし

て、新規参入もないと、非常に危ない問題だということでお聞きしています。町長がおっしゃっているように、私もハーベスターとか、そういう期間の運転とか運用、あるいは労働者の管理については、そういう建築業者の方々は本当にベテランですので大丈夫だと思うのですが、要は、公共工事がつながっている1月、2月、3月に、結局きび刈りと重なって人手の配分ができないというのは大きな問題だと。前から建設委員のときも、年度末の公共工事をもう少し前倒しして、1月、2月、3月の工事を年内に済ませて、きび刈り時期には建設業界の方々の能力をフルに発揮させて、さとうきび生産にもよければ、建設業者にもよいと。そういうことを国や県に再三お願いしてできないのなら、与論町独自で何か施策をつくったらどうですかということなのです。もうらちが明かないのでですから。

町長はもう勇退するということですが、ぜひこのことについて、いろいろな意味で、だったらどういう知恵を出そうではないかとか、どういう方策をとろうではないかとか、できないための理屈を並べるのではなくて、やるために何をしようかと、そのことについて、もっと積極的な意見とか方策を場内から取り上げてほしいのですが、その点はどうですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） こういうことをやったけれど、できなかつたということしか言えなくて、非常に申し訳ないのですが、実は、町長になってから2期目のときに非常にその矛盾を感じまして、大島郡の首長会でもその話をしまして、国ほうに予算の付け方を、実際に予算が付かないのに先走ってやって、予算が付かなかつたでは大変なことになるので、予算の付け方を何とかできないかということで、いろいろ申し込みをしたことがあるのです。実際にまとめてやろうといったら、そんなことはできないという話があったものですから、先生方にお会いしたときに、個々にですが申し上げたことがあるのですが。とても無理だと、「与論のためにだけ国の組織を変えられるものか」と言われたことがあるのですが。ただ、今おっしゃるように事業が書き入れどきと建設業界が忙しい時期とが重なっているのです。それを何とかしてずらすことはできないかということが一番の課題となって、私もここであきらめた状況にあります。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） このことについては、町長から何回となくお聞きしています。さし当たって公共工事は、それは仕方がないと。だったら別の形で今の建設業界が持っているノウハウを島の発展にもっと利用する方法はないかと考えた場合に、例えば、リサイクルセンター、清掃センター、もちろん淡水化プラント、火葬場、町内街路樹の伐採、空港の管理委託、堆肥センター、民間で仕事というのは、逆に南

町長になってから、施設管理運営は増えているのです。だから、これを建設業者の皆さんに手を挙げてもらって、民間でできるのは民間に任せると、そういう政策はとれないものか。その時に、私も思ったのは、議員は予算のことは考えないで金ばかり要求するといつもお叱りを受けるのですが、ほかの市町村では、雇用した場合の社会保険については、半分は会社でもっています。その会社が半分もった分の半分ぐらいでも、例えば民間委託する会社には町からあげて、それを例えば5年とか10年とか。その職員は、次の項目にかかわりますが、若者定住にかかわるのです。いわゆる定職にして、きちんと保険に入って、建設会社がきちんと抱えてほしいということです。今、与論町が臨時職員、先ほどあれしたのですが、約30人以上で、そのうちの120人が社会保険をされているということで、大体1万9500円ぐらい与論町が負担しているという計算が出ていますが、この1万9500円を民間の建設業者に回して、民間の建設業者で雇用して、これらの仕事を肩代わりするような方式というのも検討してもいいのではないかと。また、逆にそうすべき時代ではないかなと思うのですが、雇用、賃金、若者定住、そういう面から、この辺についてのてこ入れとか、いろいろな方策というものを検討するお気持ちはないか、いかがですか。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖野一雄君） 公の施設や、あるいはまた公共的な事務の外務委託という質問から、臨時職員の保障といいますか、そういったところに質問が飛びましたものですから、頭の中の整理がよくできていないのですが、一応方向性について報告を申し上げたいと思います。業務の外部委託につきましては、町長が申し上げましたように、これからも引き続き、できるだけ民間に委託すべきもの、民間に委託したほうが行政効率、あるいは町民サービスというものが向上するものについては、そのような方法で引き続きやっていきたいと思っています。

御提案のありましたように、例えば、堆肥センターであるとか、堆肥センターにつきましては、今現在赤字ということで、非常に厳しい運営になっていますが、少なくともこういったところが民間委託をすることによって赤字額が小さくなる、あるいは黒字に転換するといったことが、方向性が示されれば、それも当然できるでしょうし、そういったことで当然民間委託する場合には、例えば、指定管理につきましては、議会の皆様の議決を得なくてはいけませんので、そういったプロセスも踏まえながら、いろいろな角度から町民のサービスが向上するような方向で、できるものについては、できるだけ早い時期に見直しをしながら進めてまいりたいと思っています。

また、臨時職員の社会保険といいますか、そういったところの御質問ですが、そ

のあたりにつきましても、できるだけ保障ができないような形にならないような方向で、臨時職員の待遇についても、しっかりと今後検討してまいりたいと思っています。以上です。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 本来民間でできる仕事を公共がやって、もちろん社会共済、保険とかもやっているので、同じ抱えるなら民間の活性化と民間の能力を引き出す手法、これは逆に町長や、町長以下の課長の皆さんが民間の能力を引き出す能力があるかどうかが逆に問われるのではないか。今まで1000万円かかっていたものが民間に委託したら800万円で、もっといい仕事ができたというようにするが、町長以下、皆さん方課長の手腕ではないですかということなのです。是非そうしたいいただきたい。ならば、そうするために今さんは何をやっているかということなのです。民間委託、指定管理を検討しよう、「引き続きやっていきたい」という答弁がありましたが、今までそのためにどういうことをされましたかということですが、どうですか。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖野一雄君） 先ほど御質問の中でも議員さんがおっしゃったように、南町長になりましてから、最近でもかなりの、例えば指定管理という一面ですが、具体的に例を申し上げます。例えば、サザンクロスセンターの指定管理、火葬場の管理運営委託、町福祉センターの指定管理委託、各自治公民館の指定管理、ゆんぬ体験館の管理運営、中央公民館の運営委託、砂美地来館、総合運動場、結囲公園運動広場、多目的屋内運動場、B & G海洋センターのプール、そのほかにも事務関係のところでも外部委託が結構多いのですが、そちらのほうは省略したいと思います。このような形で進めておりまますし、今後とも可能なものについては、必要性があるものは、順次取り組んでまいりたいと思っています。御理解をお願いします。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） だから、今私が言っている部分の指定管理の部分は、こういう社会福祉だとか、社会教育の部分とか、観光部分は評価というのがしづらいところがあるので、その現業部門のところを今後民間委託とかを進めていく場合には何が重要かということは、結局今はこれを運用している数値はどうなっていますかですよね、どれだけの人数を使って、どれだけのコストを使って、何人の人が何時間働いているかという、例えば道路の草刈りについても、何日間誰々が携わって、何日間の労働で、どれだけの距離の仕事をしている。そういうことがきちんと記録されているかどうか、そのコストと同等の量というものが、きちんと記録されてデータ

化されていないと、それに基づいて委託の評価もできないですから。ぜひこの辺の数値管理について、もう少ししっかりと進める必要があるのではないか、それをぜひお願いしたいと思います。池田局長どうですか。

○議長（大田英勝君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（池田直也君） 特別委員会でも御説明申し上げましたが、砂美地来館、今プールを含めて委託をしているのですが、当初町でやっていた頃よりも約9割ほどの金額ですが、また雇用体制におきましても、一般町民からこれまでの職員がいたときよりも約2.5倍ぐらいの雇用、さらにはまた開館時間等の延長とかによって、利便性というか、いい反響をいただいているのが指定管理、これらの部分では好評をいただいている。公民館も同様です。

数字的には、実際には自助努力よって、営業サイドの収入が増えた関係で、若干今回決算の中でも出てくるわけですが、当初の委託金よりも、今回若干町に返納するという形も生まれてきていますので、また後で細かな数字は提示しますので、御理解をお願いします。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 本当に砂美地来館などは、町民から結構人気が出ています。やはり、外部委託というのもまんざらではないのだなということで、私はかなりいい事例になってくるのではないかと思っていますので、90パーセントと言わずに、もっと頑張って80にも70にも下げるよう、そして付加価値が出るように、職員のアイデアも出させるように切磋琢磨し、当局は指導をよろしくお願いします。

次の項目に移りたいと思いますが、この若者及びU・Iターン者の定住促進については、様々な意味で住宅をつくれだとか、支援策をしろとか、いろいろな案があると思いますが、私が思うのは、町長もいつも強調されていますよね、本当にこういう言い方はなんですが、与論はある意味で自然と町民の心の豊かさに恵まれて、本当にほかのところと違って割とそういう意味では非常にしやすいところがあると。おかげさまで与論の今までの若い方々の婚姻状況を見れば、外部からいらした方が相当数いらっしゃいます。この魅力は何かというのが、もっと原点に返った場合、島の良さとか、人の良さ、あるいは社会の明るさもあるかもしれません、その反面、近過ぎるとかなれ合いになりやすいとか、そういう部分が非常にあるのではないかと。ぜひ今までの長い間、これは教育委員会からもらってきた「新生活のしおり」というのが以前は配られていたと思いますが、私は、これは必ずしも島外からいらした方だけでなく、島内の子供たちも島に帰りたいが、与論の酒飲み習慣はな、とか、交際はなとか、非常に時間がない、プライバシーの時間も持てないとか、そういう部分がありますので、それは1日や2日でできる問題ではないのです

が、是非町長、今まで以上に旗振り役をしていただきたいと。勇退された後も是非旗振り役で頑張っていただけないかと、これについてはやはり町長にお聞きしたいです。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 私が町長になって、このことで一度挫折をしているのです。はつきり区分をしようということでやったところが、非常にお叱りを受けまして、これは茶花だけではなくて、東区、古里方面もたくさんあるのです。これを何とかきちんとやらないと、今はもう既に小組合活動が壊滅状態になっているのです。といいますのは、若いのがほとんどいなくて回れないということで、3年に1回ずつ回らなければならないというところも出てきまして、非常に今それで困っているのですが。きちんとした区分けをして、均衡のとれた集落民構成をする必要があるのではないかと思っているのです。救急にはできないということで、これを何とかしないといけないのですが、いろいろな角度からの御協力がないと、これは全くできないのではないかと思っているのです。今それが一番、私が今までやってきた中で、できなかつたことの1つなのですが、是非これは議員がおっしゃるとおり解決しなければならない大きな問題だと思っています。残された期間、何とかいろいろ考えてみたいと思っています。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 私もこの新生活の運動とか、酒のこと、いわゆる庁舎内の禁煙のことも最初取り上げて、もう時代が大分変わったなど。それは14・5年も経てば変わりますなと思っているのですが、私たちの議会や行政、そして親自身から変わらないと、これは駄目ではないかと。先ほども教育長が言われていましたが、麓議員の質問の答えの中にもありました、やはり、こういう独特な社会風習というのが教育現場に広く反映していると。その辺のことからもぜひ社会の在り方について、もう一度お互い話し合う機会もあってもいいのではないかと思いますので、ここにいらっしゃる皆様方はもちろん、テレビで見られている方も、島内の交際の在り方について、もう少しみんなで考えようやという雰囲気が盛り上がり上がってもいいのではないかと。個人的なことに議会で口を挟むのも何かもしれませんが、ぜひそれをお願いしたいと思います。

それに続いて、小組合についてですが、これについては以前から相当いろいろな問題が指摘されています。特に寄附金の徴収の在り方とか、どうですかね、配布の在り方とか、そういうものについてすぐ結論を出すのかというのではなくて、やはり何かいろいろな知恵とか、いろいろな方策というものを検討する委員会でも是非立ち上げて検討していただけないか。逆に、先ほどもこれを言うのを忘れたのです

が、小組合関係の文書配布だとか、印刷がありますよね、それも各課で印刷してやっていますが、例えば、これを1カ所の事業所に委託してもいいのではないかという感じがするのです。1カ所の事業所がそこそこの印刷機を準備すれば、各課から配布が必要な文書は、メールで取ればいいのです。あるいは原稿を取れば、すぐに印刷をかけて、そこで一元的に管理して、すぐ配布体制が取れるわけではないですか、それを役場職員や臨時職員がいちいち、はいはいやっていますよね、そういう労力の軽減も図れるのではないか。私は、これはある意味では商売感覚のある人は商売の1つのビジネスチャンスだとも思っていますが、そういう見方もできると。だからぜひ、配布の方法だとか、文書の集め方、場合によっては著作権問題がなければ、私はネットでホームページを見ますから要らないという町民もいらっしゃるのです。そしたら、それだけ印刷費用も要らないですから経費も浮くと。そういう様々なアイディアを出しながら、配布の在り方、そういうプラン・企画をやっていただきたい。その点はどうですか、もう1回聞きます。池田局長。

○議長（大田英勝君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（池田直也君） 私では、結論を出せないことなのですが、一部賛成です。今度はやめてから一般町民の段階で、実際にネットとかタブレットは使います。私としては、そういったものに乗せさえすれば私は要りません。だけれども、一般のネットを見れない高齢者とか、そういった方々に対するフォローは、これからもっと重要になってくるのではないかと思っています。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） だから、高齢化で高齢者の1人世帯というのが多くなって、高齢者世帯ではもう配布はできないのです。結局若い世代が全部やってあげているのです。だから、集落によっては、若い世代だけでくるくると回してやっていると。それは本当に有り難いことですが、やはりこれをいつまでも続けさせていいものかどうか。

それからもう一つ、総務課のほうにも質問をしたのですが、これを配布している時の事故に対してです。運転している人の事故、配布している人の事故に対しては、公的な補償はあるが、この人が賠償事故を起こした場合については、オートバイで配布していますよね。その配布している途中で賠償事故を起こした場合、その事故には結局補償がないのです。総務課からそういう回答を得ました。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖野一雄君） お答えします。御指摘のとおりでございまして、例えば、職員があるいは小組合長さんが御自分の車、バイク、といったものを利用して配布活動あるいは小組合活動に関わるような活動をしていたときに万が一賠償事

故を起こしたという場合には、おっしゃるように補償ができないということになりますので、それぞれの使っている車であれ、バイクであれ、そういった保険、あるいはその保険制度の対応でということになってまいります。以上です。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） これは総務課のほうに文書を出して、議長を通して文書で回答をいただいているのです。それでそういう回答をいただいたので、今まで自損事故で骨折したとかというのは聞いているのです。それも全部自腹で入院して治療をしていますが、それは自損だから、本人がそれでおさめていますが、これが賠償事故だった場合、町は知りませんでしたで済みますか、道義的に済むはずがありません。これも検討課題の1つだと思いますが、そういうときの問題点とか、それから先ほど指摘されたように、文書配布とか、あるいはタブレットとかで見れるとか見れないとかという部分とは別に、今度は様々な町からの水道料とか請求書とか、プライバシー的な文書もくるのです。この文書がくること自体を見られるのが嫌なのです。請求書が、ああこの人はまた延滞したのだな、お金を払えなかったのだなどという形で持ってきますがね、やはりそういう別の意味でのプライバシー侵害もまかり通っているのだと。

そういう様々な意味から、この点は今の在り方は、かなりの別の方策を検討する必要はないか、ぜひ町長、ある意味では与論モデルをつくってもいいのではないかですか、ほかの市町村が与論は面白いことをやっているぞと。これは画期的な方策だなと、そういうものをぜひ、これを逆手にとって、そういう意味でも与論モデルをつくるぐらいの意気込みがあつてもいいのではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 誠におっしゃるとおりで、早急にこれは検討していかなければならぬ問題だと思います。

○議長（大田英勝君） 5番。残り5分です。

○5番（喜山康三君） 5分ということですので。私が町長に申し上げたいのは、今回の新清掃センターの建設場所について、これだけ反対運動も起きて140人以上の署名も集まって、そして近くの、個人名をあげさせてもらいますが、ムトウ旅館さんのほうでも、あの辺のあの窓から見ると、本当に煙突と同じ高さなのです。その排煙の煙が個人的な施設に入り込むほどの高さの場所にあるとか、そういう様々な問題点を考えた時に、是非この場所についてはもう一考、考えていただけないか。また既存の清掃センターの場所の土地も町がきちんと買い上げてあるので、もう1回再考していただけないかということをお願いしたいと思います。

それからもう一つ、先日の週報で台風被害による受け入れは、これで終わりだということの通報がありましたが、先ほど言ったように、現在も大工が来なくて屋根のふき替えができる家もあるのです。そういうところは、弾力的にきちんと把握されて、そういうのは大工さんができるまでの時間ぐらいの余裕は与えてあげてほしいと、それを是非お願ひして、私の一般質問を終わりたいと思います。町長、ひと言お願ひします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今、公共事業にもほとんど業者はいらっしゃらないのです。ですから、半分ぐらいしかいらっしゃないので、また公共工事もある程度時間は、こういう緊急事態だからきつくは言わないと。できるだけ早く工期内でやってもらいたいが、ある程度民間を中心としてやっていただきたいということで言ってありますので、そういう点は、行政としては配慮をしているつもりです。

○5番（喜山康三君） どうも、局長、ありがとうございました。

○議長（大田英勝君） 5番、喜山康三君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時17分

再開 午後3時30分

-----○-----

○議長（大田英勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、9番、福地元一郎君に発言を許します。9番。

○9番（福地元一郎君） 平成27年第1回定例会において、先般通告した一般質問を行います。

1 情報化の充実対策について

(1) 平成20年度に、地域インターネット基盤施設整備事業を導入して、41カ所の公的機関にLANが構築されましたが、現在、それらの半数がパソコンが壊れて撤去されていたり、放置されたままだったりと、光インターネットサービスが利用されていません。そこで、せっかく町内に構築された光ファイバー網を利用して、空港、港の待合所、図書館、自治公民館などにWi-Fiのフリースポットを設けて、観光客や島民が利用できるよう対策を講じる必要があると痛感しますが、町長は、これを推進する考えはないかお伺いします。

2 情報教育の推進対策について

(1) 平成19年にスマートフォンが発売されて以来、携帯電話でインターネ

ットをする人が増えてきました。近年は若い人を中心に無料通信アプリ「LINE（ライン）」でSNS等が盛んに行われるようになり、与論でも中・高校生の中に利用者が増えてきています。このアプリを利用すると、無料で通話ができる便利な反面、犯罪に利用されたり、ネット上での誹謗中傷やいじめなどのトラブルも増えてきています。そのため、教育委員会で実態を把握して、インターネットの利用マナーや情報リテラシーを指導するなど、そうした自体が起きた場合の対応策も含めた危機管理等情報教育を推進する必要があると痛感しますが、どう取り組む考えであるかお伺いします。

3 情報化環境の整備対策について

(1) 平成21年度に地域情報通信基盤整備推進交付金を活用した光ファイバ一構築事業を行い、平成21年12月1日から町内一円で光インターネットサービスが開始されました。本町の光ファイバーはIRU方式でNTT西日本と10年間の契約を交わし、同社が管理運営も行っていますが、近年相次ぐ台風災害による断線や停電で、緊急電話ができないなどの問題が生じています。

一方、技術の進歩により、スマートフォンでも高速のインターネットができるようになり、インターネット環境は日々変化しています。4年後の平成31年には契約更新を迎ますが、今から検討委員会を立ち上げて情報収集に努めていく必要があると痛感しますが、町長はどう考えているかお伺いします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただいまの質問にお答えします。

まず、私のほうからお答えします。

1-(1)についてお答えします。

光ファイバー網を活用したWi-Fiスポットの設置につきましては、高度情報化の流れの中で、来島される観光客や町民の利便性向上、あるいは災害時等の通信環境の確保などの観点から、時宜を得た重要な御提案であると考えます。

このフリースポットの導入経費やランニングコストの低減にも配慮しながら、不特定多数の皆様が利用する空港や港の待機所、図書館などでの敷設に向けて、早目に検討を始めたいと存じます。

最後になりますが、3-(1)についてお答えします。

現在、町内の光ファイバー通信網の利用者は750回線を超えており、このIRU契約終了の対応につきましては、多くの利用者に不便や負担をかけないような方

向で検討していく必要があると考えています。

このため、国などの支援が得られるような事業メニューの情報収集等に努めつつ、御提案のような専門家や有識者、受益者代表等で構成する検討委員会を立ち上げるなど、皆様からのお知恵をいただきながらベストな方法を選択していく所存であります。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） 2-(1)についてお答えします。

近年携帯電話やスマートフォンの普及により、より手軽に楽しさが増えた反面、危険やトラブルも多くなっています。複数の友人と会話ができるアプリなどによって、参加者限定のグループをつくって楽しめる一方、決まった参加者しか読めないアプリやサイトでのやり取りは、誹謗中傷やいじめなどにつながる書き込みがあつても発見しづらいという欠点があります。

また、インターネットで様々なコミュニケーションのできるSNSですが、他人の写真やうそのプロフィールを使っている人を、やり取りの中だけで見抜くことは大人でも無理があります。

現在、警察によるインターネット上の書き込みをチェックし、子供を指導する「サイバー補導」も行われていると聞きますが、何よりも大切なのは利用する本人がSNSの提供するサービスや仕組みをよく理解し、考えて利用することであると考えます。

教育委員会では、学校管理職研修会において、各学校の児童・生徒の実態に即した情報モラル教育を徹底するよう努めており、町校外生活指導連絡会等を利用した研修により、意識的に地域との連携を図るなど、指導・研修も行っています。

小・中学校においては、総合的な学習の時間を中心に県教育委員会作成のDVDやリーフレット等を活用したネットトラブル及びネットいじめ対策について、指導を行っています。

また、保護者への啓発としては、学級PTAやPTA総会を利用し、「（保護者用・教職員用）ネットいじめ対策リーフレット」の活用による研修も実施しています。

今後も、毎年の社会の状況、児童生徒の利用の状況や課題の動向に対応した情報教育の充実に努め、子供たちの安全・安心な利用ができるよう、研修の内容の工夫・充実を図ってまいりたいと思います。

○議長（大田英勝君） 9番。

○9番（福地元一郎君） 再質問を行います。

2014年12月3日のマイナビニュースに次のような記事が載っていましたの

で読み上げてみます。「京都では公衆無線ラッシュスポット京都Wi-Fiの利用可能エリアを2015年3月までに現在の2倍以上に増やし、約1400カ所で利用可能にする。また、利用時に入力の必要があったゲストコードの取得を不要とし、1回の認証手続きで24時間連続での利用が可能となり、スポットを移動しても自動的にインターネットにできる」とのことです。この観光立県である京都が、それだけフリースポットを増やすには理由があります。修学旅行生、国内ではなく外国から来る観光客、それに住民も含めた人々へのサービスであると同時に、新たな観光客誘致のアイテム、道具なのです。

政府は、東京五輪開催の2020年には来日客数を年2000万人とする新たな目標を掲げていますが、京都が現在行っているフリースポットを増やす事業は、それに向けた先行投資なのです。

与論も将来は、島内・島外・国内を始め、台湾・中国など近隣の海外の観光客誘致を視野に入れていくことが重要であると思います。そのためにも、今のうちからフリースポットなどの情報インフラを整備していく必要があると思います。

町長は、先ほど9月の任期で勇退されることを表明されたのですが、ぜひとも任期中にフリースポットの設置を検討し、少なくとも空港にはそれを実現してから勇退していただきたいと、このように思いますが、町長いかがですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南政吾君） ただいまの御質問にお答えします。

導入の経費とか、ランニングコストを一応検討して、できるだけ早く前向きに検討させていただきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 9番。

○9番（福地元一郎君） 前向きな答弁ありがとうございます。ぜひ進めてください。

次に移ります。先ほどの教育長の答弁で、小・中学校ではDVDやリーフレットを活用して、利用マナーや情報リテラシーを指導していると分かって安心しました。

近年は、携帯電話やタブレット等の利用者が若年化していることもあります。小学校から情報モラル教育が必要なのです。与論では、以前、平成23年度から3年間行われた「教育スクウェア×ICT」というNTTの事業がありました。この事業は、3つの小学校の5年生を対象にタブレット端末を与えて、それを授業や家庭での予習・修復に利用するというものでした。この事業はもう終了しましたが、その成果・報告がNTTのホームページに載っています。これを見てみると、町岡教育長や3小学校の校長先生のコメントも掲載されていますが、そのコメントの中に

継続を望む声がありました。私も小学生のときからタブレットやパソコンに慣れ親しむことは、大変重要であると思います。そこで、教育長にお伺いしたいのですが、今後、小学校においてタブレット端末や電子黒板を大いに活用した事業を展開していただきたいと思うのですが、可能かどうか、まずお伺いします。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。成果のほうも見ていただいたことに大変有り難く思います。

電子黒板については導入をし、また、向こうから頂いたものも使い、町も導入をして、全ての学校において使用させています。

それから、タブレット端末のほうではないのですが、今のところつながらないので、実際にはカメラとして使用しているものがあります。タブレットのほうがカメラ機能としてはVTR機能も使えるので、それも全部向こうから貸与していただきまして、町の財産にしまして、その活用も進めています。あわせて、大変有り難いことですが、この研修を進めながら、常に機器に関しての操作能力を職員には向上させていくことによって、ICT活用の能力を高めながら進めさせたいと思っているところです。

○議長（大田英勝君） 9番。

○9番（福地元一郎君） ただいまの教育長の答弁にもありましたように、タブレット端末をずっと利用することはいいと思いますが、本当にタブレット端末をいざ実際に活用するとなると、端末を購入する予算も必要になります。しかしながら、当時タブレット端末で「教育スクウェア×ICT」が始まった頃の値段は、大体タブレット端末1台が10万円ぐらいしたと思います。しかし、今現在ですと、その当時10万円した値段が、同じ機能ですと今は7,000円から1万500円ぐらいで購入できるのです。ですから、例えば、5年生を対象にしたとしますと、全島で50人か60人か、それは分かりませんが、多くて2万円としても100万円に満たない金額で購入できるのです。そして、一度購入したものは、ずっとそれを生徒に与えるのではなくて、また次の教材として、次の5年生に与えていけば、ずっとそれは教材として使えるので、最初は確かに100万円近い予算は必要となります。それ以後は、お金はかかるないと思いますので、ぜひそういう教材としての購入と、今まで3年間続けたものをそれで終わるのではなくて、またこれから続けていってほしいという願いですので、教育長のやる気でできると思いますが、いかがですか。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございました。そういうふうに施設道具として、機

材として、教材として購入して使える部分については、財政側とも相談をしていきたいと思います。今やめている部分については、インターネットを構築し、それを全部家庭でも持っていないと、家庭に持ち帰りの学習もできないということもあって、検討した結果、その部分を今は切っているということです。今後そのような形で、時代の変遷とともに I C T の利用は大変必要だと認識していますので、必要なものについては、財政当局などにお願いをしながら与論の子供たちの教育の充実を図りたいと思います。

○議長（大田英勝君） 9番。

○9番（福地元一郎君） ぜひそのように進めてください。

次に進みます。I R （I R U）契約問題というのは4年先のことあります。I R （I R U）契約終了後の対応については、早急に検討委員会を立ち上げていただきたいと思いますし、そして、集めた情報は速やかに町民に提供し、知らせることが大変重要だと思います。

また、それと同時に、インターネットに関する相談窓口を役場の中でも外でもいいのですが、設ける必要があると思います。

それはなぜかと申しますと、いくつか例を挙げてみます。先ほど質問の中で断線や停電で緊急電話ができないという話をしましたが、現在はN T Tからモバイルバッテリーというものが8,000円で発売されていて、それを購入してルーターに取り付けると、使用頻度にもよりますが二日間は停電しても使えると。緊急電話ができるというモバイルバッテリーがあるのですが、ほとんどの人が知らないのです。

また、最近電話で、N T T西日本だと思わせて、ネット料金が安くなるからとプロバイダの変更を求めてくる業者がいます。安いと思って契約したら、後になって明細を見ると逆に高くなっていたと。そして、高くなっているから解約しようとすると2年間の契約をさせられていて、解約するとなると高い違約金を払うことになって、それもできないという、泣き寝入り状態になっている人もいますが、それもあちこちで聞いているのですが、なかなか情報として町民に知らされていないということがあります。

それから、N T Tでは、総務省の指導で光回線を開放しているのですが、そういったおかげで、いろいろな業者がキャリアとして参入してきています。同じキャリアのスマートフォンと光回線を同時に契約すると、通話料・通信料が安くなるというサービスが今月から始まっていますが、一体どこのキャリアのどのプランがお得なのか、ほとんどの町民は知りません。そういうことから、住民サービスの一環として相談窓口を設けて、知りえた情報を町民に発信する、または知らせてもらう

ということが必要だと思います。これを町長の置き土産として、ぜひ検討いただきたい、インターネットに関する相談窓口を立ち上げてから勇退していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 前向きに検討いたします。ぜひ必要だと思いますので。

○議長（大田英勝君） 9番。

○9番（福地元一郎君） ありがとうございます。ぜひそれを進めてください。

最後になりますが、先ほどの麓議員の一般質問にも出ました鹿児島大学COC事業が5年間行われるのですが、COC事業の中で升屋正人鹿児島大学学術情報基盤センター教授、この方は東大出のインターネットに関しては鹿児島県でもトップだと言われている、第一人者と言われている方なのですが、その方は今現在、与論町におけるインターネットを速くする技術を研究していまして、この間もそれを発表されました。そういった方が実際、鹿児島大学にいらっしゃいますので、それで与論島に関心を持って何度も与論に来られていますので、ぜひそういった方を検討委員会のメンバーに含めていただいて、検討委員会を立ち上げていただきたいと、そのように思いますが、町長からぜひそれをお願いして、していただきたいと思いますが、町長、最後にいかがですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 分かりました。私はこのことについては、あまりよく分からぬのですが、いろいろ検討しまして、前向きに対応させていただきます。

○議長（大田英勝君） 9番。

○9番（福地元一郎君） 私は、升屋先生をよく存じていますので、いい方ですので、ぜひそういうことで、私の一般質問はこれで終わります。

○議長（大田英勝君） 9番、福地元一郎君の一般質問を終わります。

ここで、一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（大田英勝君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次は3月20日、本会議ですが、日程の都合により、特に午後3時に繰り下げる開くことにします。

定刻まで御参集願います。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

—————○—————

散会 午後3時54分

平成 27 年第 1 回与論町議会定例会

第 3 日

平成 27 年 3 月 20 日

平成27年第1回与論町議会定例会会議録
平成27年3月20日（金曜日）午後3時29分開議

1 議事日程（第3号）

開議の宣告

- 第1 議案第23号 平成27年度与論町一般会計予算
- 第2 議案第24号 平成27年度与論町国民健康保険特別会計予算
- 第3 議案第25号 平成27年度与論町後期高齢者医療特別会計予算
- 第4 議案第26号 平成27年度与論町介護保険特別会計予算
- 第5 議案第27号 平成27年度与論町と畜場特別会計予算
- 第6 議案第28号 平成27年度与論町農業集落排水事業特別会計予算
- 第7 議案第29号 平成27年度与論町水道事業会計予算
- 第8 陳情第1号 町道内赤崎線の早期舗装整備について（環境経済建設常任委員長報告）
- 第9 陳情第7号 与論町におけるキジ退治に関する陳情
- 第10 発議第1号 与論町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件（野口靖夫議員ほか3人提出）
- 第11 役場庁舎建設検討特別委員会の中間報告の件（役場庁舎建設検討特別委員長）
- 第12 議員派遣の件
- 第13 閉会中の継続審査・調査について
総務厚生文教常任委員会、環境経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会、役場庁舎建設検討特別委員会

2 出席議員（10人）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 林 敏治君 | 2番 高田繁君 |
| 3番 町俊策君 | 4番 林隆壽君 |
| 5番 喜山康三君 | 6番 供利泰伸君 |
| 7番 野口靖夫君 | 8番 麓才良君 |
| 9番 福地元一郎君 | 10番 大田英勝君 |

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（16人）

町長	南政吾君	副町長	川上政雄君
教育長	町岡光弘君	総務企画課長	沖野一雄君
会計管理者兼会計課長	林英登樹君	税務課長	久留満博君
町民福祉課長	酒勺徳雄君	環境課長	福地範正君
産業振興課長	鬼塚寿文君	商工観光課長	富士川浩康君
建設課長	山下哲博君	教委事務局長	池田直也君
水道課長	末原丈忠君	与論こども園長	岩山秀子君
茶花こども園長	阿多とみ子君	那間こども園長	高田りえ子君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長 川畠義谷君 係 長川上嘉久君

開議 午後3時29分

-----○-----

○議長（大田英勝君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 議案第23号 平成27年度与論町一般会計予算

日程第2 議案第24号 平成27年度与論町国民健康保険特別会計予算

日程第3 議案第25号 平成27年度与論町後期高齢者医療特別会計予算

日程第4 議案第26号 平成27年度与論町介護保険特別会計予算

日程第5 議案第27号 平成27年度与論町と畜場特別会計予算

日程第6 議案第28号 平成27年度与論町農業集落排水事業特別会計予算

日程第7 議案第29号 平成27年度与論町水道事業会計予算

○議長（大田英勝君） 日程第1、議案第23号、平成27年度与論町一般会計予算から、日程第7、議案第29号、平成27年度与論町水道事業会計予算までの7件を一括議題とします。

予算審査特別委員会の審査の結果は、お手元に配りました委員会審査報告書のとおりであります。

お諮りします。

予算審査特別委員長の報告は、会議規則第41条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長報告は、省略することに決定しました。

これから、議案第23号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第23号、平成27年度与論町一般会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。議案第23号、平成27年度与論町一般会計予算は、委員会の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大田英勝君） 起立多数です。

したがって、議案第23号、平成27年度与論町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第24号、平成27年度与論町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第24号は、委員会の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号、平成27年度与論町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第25号、平成27年度与論町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第25号は、委員会の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号、平成27年度与論町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第26号、平成27年度与論町介護保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第26号は、委員会の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号、平成27年度与論町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第27号、平成27年度与論町と畜場特別会計予算を採決します。本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第27号は、委員会の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号、平成27年度与論町と畜場特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第28号、平成27年度与論町農業集落排水事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第28号は、委員会の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号、平成27年度与論町農業集落排水事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第29号、平成27年度与論町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第29号は、委員会の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号、平成27年度与論町水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 陳情第1号 町道内赤崎線の早期舗装整備について

日程第9 陳情第7号 与論町におけるキジ退治に関する陳情

○議長（大田英勝君）　日程第8、陳情第1号、町道内赤崎線の早期舗装整備について及び、日程第9、陳情第7号、与論町におけるキジ退治に関する陳情を一括議題とします。

環境経済建設常任委員長の報告を求めます。

○6番（供利泰伸君）　ただいま議題となり、当委員会に付託されました「陳情第1号、町道内赤崎線の早期舗装整備について」及び継続審査になっておりました平成26年の「陳情第7号、与論町におけるキジ退治に関する陳情」について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

最初に陳情第1号について申し上げます。

当員会は3月13日（金）午前3時35分から全委員出席のもと開催し、施行部から建設課長及び建設課長補佐の参与を求め、現地調査を行いながら審査いたしました。

本路線は、県営畠地総合整備事業第二真正地区により整備され、地域の営農や生活路線として利用されていますが、勾配が急なため、降雨時の砂利流出による轍（わだち）の発生等があり、町当局による幾度かの補修にもかかわらず、通行に荷積み、荷傷み等の支障を来していることから、本町道の円滑な通行や機能を保全するためには、早期の舗装整備が必要であるとの観点から、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

次に、平成26年陳情第7号について申し上げます。

当委員会は、3月18日（水）午後4時から全委員出席のもと開催いたしました。キジはもともと与論には生息しておらず、数十年前にバッタ退治の目的で導入されたと聞きます。今や数百羽、否、数千羽に達し、さつまいもや野菜、麦、とうもろこし等の被害が大きく、十数年前から農家の悩みの種となっています。

このまま放置しておくと、ますますキジが増え、農作物に対する被害が甚大となる一方で、狩猟免許保持者に依頼しても1日2羽という制限があることのほかに、卵も狩猟免許を有する者が30日以内に必要最小限しか採取できないという規制があります。

しかし、道具を使わずに素手の採取であれば可能とされているため、農家や小学生の協力を得て、年次的に町で予算化し、キジの卵を買い取り、近い将来本来のキ

ジのいない与論島にすることが望ましいとの観点から、全会一致で採択することに決定しました。

以上で、当委員会に委託されました陳情の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（大田英勝君） 環境経済建設常任委員長の報告を終わります。

環境経済建設常任委員長に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 質疑なしと認めます。

これで環境経済建設常任委員長に対する質疑を終わります。

これから、陳情第1号、町道内赤崎線の早期舗装整備について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、陳情第1号、町道内赤崎線の早期舗装整備についてを採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号、町道内赤崎線の早期舗装整備については、採択することに決定しました。

次に、陳情第7号、与論町におけるキジ退治に関する陳情について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、陳情第7号、与論町におけるキジ退治に関する陳情を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第7号、与論町におけるキジ退治に関する陳情は、採択するこ

とに決定しました。

-----○-----

日程第10 発議第1号 与論町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件

○議長（大田英勝君） 日程第10、発議第1号、与論町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。7番。

○7番（野口靖夫君） 発議第1号、与論町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件。

上記の議案を別紙のとおり与論町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提出者、与論町議会議員野口靖夫。賛成者、与論町議会議員麓才良、賛成者、同じく与論町議会議員供利泰伸、賛成者、与論町議会議員福地元一郎。

提案理由を申し上げます。

案については、資料を添付しておりますが、理由について申し上げたいと思います。教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者、新教育長を置くことなどを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律とあわせ、地方自治法第121条、町及び委員長等の出席義務が改正されたことから、与論町議会委員会条例第19条を改正しようとするものであります。

議員各位の御審議をよろしくお願いいたします。御賛同いただきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。発議第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第1号、与論町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号、与論町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 役場庁舎建設検討特別委員会の中間報告の件

○議長（大田英勝君） 日程第11、役場庁舎建設検討特別委員会の中間報告の件を議題とします。

役場庁舎建設検討特別委員会から役場庁舎の建設について中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、役場庁舎建設検討特別委員会から役場庁舎の建設について中間報告を受けることに決定しました。

役場庁舎建設検討特別委員長の発言を許します。9番。

○9番（福地元一郎君） 役場庁舎建設検討特別委員会報告。役場庁舎建設検討特別委員会の調査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本町当面の課題の一つである役場庁舎の建設については、議会独自に調査研究し、提言等を行っていく必要があるとの判断から、当委員会は、平成26年9月の第3回定例会において設置され、以来7回の委員会を開催しました。

この度、委員会の調査の経過と結果について、ここに中間報告を行うものであります。

最初に、調査の経過について申し上げ、次に庁舎の建設についての提言を申し上げます。まず、調査の経過について申し上げます。

第1回目の委員会は、平成26年10月6日（月）に開催し、新庁舎を現在地に建設する場合と、移転する場合のメリット、デメリット等について、各議員の意見を集約しました。第2回目の委員会は、10月17日（金）に開催し、担当課である総務企画課から町庁舎建設検討特別委員会の取り組み経過について、説明を受けた後、庁舎の建設については、議会独自で先進地の視察調査が必要であるとの結論

に達し、10月23日（木）に沖縄県本部町、西原町の新庁舎を調査することに決定しました。第3回目の委員会は、10月17日（月）に開催し、全議員調査事項を役割分担して行った本部町、西原町の調査について、各議員の所見等を取りまとめました。第4回目の委員会は、11月20日（木）に開催し、視察調査報告書の加筆・校正等を行いました。

調査事項の内容と所見等については、平成26年12月の第4回定例会において、所管事務調査の結果を御報告したとおりであります。

第5回目の委員会は、平成27年1月9日（金）に開催し、総務企画課から平成26年11月11日（火）に、町庁舎建設検討委員会が2班に分かれて実施した喜界町役場、喜界町商工会と、天城町役場、天城町商工会の視察調査の結果について報告を受けるとともに、12月4日（木）に開催された第4回町庁舎建設検討特別委員会の会議内容の説明を受けました。第6回目の委員会は、2月23日（月）に開催し、各議員の役場庁舎建設についての意見等を取りまとめました。第7回目の委員会は、3月16日（月）に開催し、平成27年3月の第1回定例会において委員会の中間報告を行うべきであると決定するとともに、報告の内容を検討・確認し、集約した意見は、本会議の場で提言として報告した上で、町議会からの意見として町長に申し入れるべきであると決定しました。

調査の経過については、以上であります。

次に、庁舎の建設についての提言を申し上げます。

最初に、新庁舎の建設地の選定について申し上げ、次に新庁舎の施設整備の基本的な方向性について申し上げ、最後に新庁舎に求める主要な機能について、申し上げます。

新庁舎の建設地の選定については、次の4つの観点から確報値を比較・評価されるよう提言いたします。

1つ目は、住民の利便性の観点であります。

具体的には、候補地周辺の人口集積度、道路の整備状況、公共交通機関の運行状況等から、住民（来庁者）の利便性はどうか。特に①公共交通機関の利便性はどうか。②建設地周辺の人口密集度はどうかという点であります。

2つ目は、防災拠点性の観点であります。

具体的には、災害対策本部としての機能を十分発揮することができるか。特に、第1次緊急輸送道路との接続性はどうかという点であります。

3つ目は、経済性の観点であります。

具体的には、新庁舎にかかる投資を可能な限り抑えられるか。特に①用地取得の必要性はどうか。②取り付け道路等、周辺施設の整備の必要性はどうか。③建設費

用が現実的な規模であるかどうかという点であります。

4つ目は、地域活性化の観点であります。

具体的には、建設候補地の周辺地域の活性化に寄与できるか。特に①これまでの、町づくりとの継続性はどうか。②新たな町づくりの可能性はどうかという点であります。

次に、新庁舎の施設整備の基本的な方向性については、次の4点に最大限配慮されるよう提言いたします。

1点目は、誰もが利用しやすい庁舎とすることであります。

具体化には、①あらゆる人々に利用される施設であり、町民にとって分かりやすく、使いやすく、親しみやすい場であることが求められることから、ユニバーサルデザインを導入し、来庁者が短時間で適切な町民サービスが受けられるよう、便利で分かりやすい窓口機能の充実を図ること。②多目的トイレの設置等についてもユニバーサルデザインとし、高齢者や身障者を含むすべての利用者に配慮した整備を行うこと。③建物だけでなく、周辺道路や駐車場の整備などにより、来庁者の利便性の向上を図ること。④庁舎で働く職員が、効率的で効果的に業務を行うことができるよう、情報ネットワークの整備や部署間の連携などに配慮した適切な執務環境を整えることを要望いたします。

2点目は、防災拠点としての役割を果たす庁舎とすることであります。

具体的には、①地震や風水害などの自然災害発生時においても、行政機能を維持するだけでなく、災害対策本部としての機能を発揮できるよう、耐震性の確保、ライフライン、情報ネットワークの強化などを行うとともに、洪水や高潮、津波対策にも配慮すること。②平常においては、町民の個人情報等を保護するため、情報漏洩対策等に配慮した整備を行うことを要望いたします。

3点目は、機能性・効率性を重視した庁舎とすることであります。

具体的には、①貴重な町民の税金を使い、しかも厳しい財政状況の中での庁舎建設になることから、機能性・効率性を重視し、華美な要素を排除して、建設に要する費用の削減に努めること。②計画策定から建設までの過程において、建設にかかる費用、資金の調達方法、新庁舎建設が町財政に与える影響などについて検討し、町民の理解を得ながら進めること。③施設の長寿命化、維持管理の効率性、将来の施設改修、設備更新への対応を用意するなど、将来的な維持管理経費も考慮した経済効率の高い庁舎を目指すことを要望いたします。

4点目は、省資源・省エネルギー対策などの環境に配慮した庁舎とすることであります。

具体的には、地球環境に配慮した庁舎とするため、省エネルギー対策を基本とし

ながら、新エネルギー等の活用を検討することを要望いたします。

次に、新庁舎に求める主要な機能については、次の7点を充実整備されるよう提言いたします。

1点目は、防災拠点機能についてであります。

具体的には、①災害対策本部として必要な機能を備えた会議室配置すること。②災害時の応急物資の適正な保管場所を確保することを要望いたします。

2点目は、窓口機能についてであります。

具体的には、①窓口はできるだけ1階に集中させるとともに、高齢者や障害者をはじめ、誰もが訪れやすく使いやすい配置として、案内表示の工夫をこらすこと。②相談室は、プライバシーに配慮したつくりとすることを要望いたします。

3点目は、執務機能についてであります。

具体的には、①来庁者の利用空間と執務空間を明確に区分して、人の流れがスムーズになるよう配慮すること。②執務空間は、時代の変化や機能の変化に柔軟に対応できるオープンスペースを基本とすること。③執務室や会議室は、動線を考慮した配置にするとともに、資料等を保管できるスペースを確保すること。④日常的に必要となる打ち合わせスペースを各課に1箇所配置すること。⑤住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るため、ITの活用を図り、これらに必要な整備機器を設置することを要望いたします。

4点目は、情報受発信機能についてであります。

具体的には、町の行政情報や観光情報等を発信するため、町町政情報コーナーや観光コーナーなどのスペースを設置することを要望いたします。

5点目は、議会機能についてであります。

具体的には、①町民に開かれた議会を実現するため、議場のライブ中継など傍聴機能に配慮した施設設備の整備が求められていることから、特にライブカメラは2台以上設置するとともに、中継に適するよう議場には窓を設けないこと。②委員会は常任委員会室を設けるとともに、委員会の開催時以外は、会議室として利用できるよう移動式の間仕切り等を整備するなど汎用性を持たせたつくりにすること。③議会関連施設は、活発な議会活動が行えるよう、情報通信環境や必要や諸室（議会図書室を含む）設備を確保することを要望いたします。

6点目は、多くの町民への対応可能なスペース機能についてであります。

具体的には、選挙や税の申告の期間中などに、多くの町民に同時に貸与可能なスペースを確保し、災害等の緊急時には災害対策本部などとして活用することを要望いたします。

7点目は、維持管理機能についてであります。

具体的には、①膨大な量の行政文書は、短期・中期・長期の保管に必要な収納場所をそれぞれ確保し、快適な執務空間を維持すること。②開庁日、閉庁日を問わず多くの個人情報や行政情報を取り扱う庁舎の適切な管理を行うため、セキュリティ機能を確立することを要望いたします。

以上が庁舎建設についての提言であります。なお、提言については、委員会において、本議会の意見として町長に申し入れるべきであると決定しましたので、議長において、町長に申し入れることをお取りはからいくださるようお願ひいたします。

これで役場庁舎建設検討特別委員会の御報告を終わります。

○議長（大田英勝君） 役場庁舎建設検討特別委員長の中間報告を終わります。

お諮りします。ただいま、役場庁舎建設検討特別委員長から中間報告のあった提言については、本議会の意見として決定し、町長に申し入れることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、役場庁舎建設検討特別委員長から中間報告のあった提言については、本議会の意見として決定し、町長に申し入れることに決定しました。

-----○-----

日程第12 議員派遣の件

○議長（大田英勝君） 日程第12、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第13 閉会中の継続審査・調査について

○議長（大田英勝君） 日程第13、閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。

総務厚生文教・環境経済建設・広報常任委員会・議会運営委員会・役場庁舎建設検討特別委員会の各委員長から、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とするこ

とに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（大田英勝君） これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成27年第1回与論町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午後4時05分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 大田英勝

与論町議会議員 林 敏治

与論町議会議員 麓 才良